

平成19年11月21日(水)開催

総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分
会議室 総務委員会室

○ 開 会

1 付託事件

2 協議又は報告事項

- (1) 平成19年12月定例会主要事項について
- (2) 外郭団体の見直し結果について
- (3) 審議会の見直し結果について
- (4) 「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」の改訂について
- (5) 自治体消防発足60周年記念岡山大会について
- (6) 倉敷チボリ公園に関する倉敷市長からの回答等について
- (7) 岡山市行政区画等審議会の答申について
- (8) その他

○ 次回の委員会

・平成19年12月18日(火) 午前10時30分～

○ 閉 会

平成19年度12月補正予算額一覧表

(単位:百万円)

区 分		既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(232,436)	(67)	(232,503)	
		241,324	128	241,452	
	B 公 共	一 般 公 共	(1,703)	(△ 101)	(1,602)
			42,354	△ 179	42,175
	事業費	災 害 復 旧	(252)	()	(252)
			4,456	22	4,478
		国 直 轄	(4,496)	()	(4,496)
			16,272		16,272
	C 国庫補助事業費	(6,242)	(△ 1)	(6,241)	
		21,315	31	21,346	
D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(194,146)	()	(194,146)	
		236,770		236,770	
	運 営 費	(25,177)	()	(25,177)	
		30,658		30,658	
E 単県行政施策費	(40,036)	(97)	(40,133)		
	101,174	4,383	105,557		
	一般会計の計	(504,488)	(62)	(504,550)	
		694,323	4,385	698,708	
特別会計の計					
		262,692	186	262,878	
合 計		(504,488)	(62)	(504,550)	
		957,015	4,571	961,586	
企業会計の計					
		14,830		14,830	

()は一般財源

平成19年度12月補正予算額の内訳(一般会計)

(単位:百万円)

区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A) + (B)
総 務 部	(194,834) 204,794	()	(194,834) 204,794
企 画 振 興 部	(8,683) 17,098	()	(8,683) 17,098
生 活 環 境 部	(5,970) 6,580	()	(5,970) 6,580
保 健 福 祉 部	(77,459) 89,633	()	(77,459) 89,633
産 業 労 働 部	(9,271) 13,127	(100) 5,000	(9,371) 18,127
農 林 水 産 部	(20,531) 51,647	(△ 46) △ 153	(20,485) 51,494
土 木 部	(17,596) 91,173	(8) △ 462	(17,604) 90,711
警 察 本 部	(42,239) 47,799	()	(42,239) 47,799
教 育 委 員 会	(124,850) 169,406	()	(124,850) 169,406
諸 局	(3,055) 3,066	()	(3,055) 3,066
合 計	(504,488) 694,323	(62) 4,385	(504,550) 698,708

()は一般財源

平成19年度12月補正予算額款別一覧表

(単位:百万円)

【歳入】

款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
県	税	265,134		265,134
地方消費税清算金		35,873		35,873
地方譲与税		4,289		4,289
地方特例交付金		1,769		1,769
地方交付税		149,500		149,500
交通安全対策特別交付金		1,000		1,000
分担金及び負担金		8,890	△ 167	8,723
使用料及び手数料		10,625		10,625
国庫支出金		81,834	△ 323	81,511
財産収入		1,369	△ 5	1,364
寄附金		5		5
繰入金		30,356	62	30,418
諸収入		16,984	△ 60	16,924
県	債	86,695	4,878	91,573
合	計	694,323	4,385	698,708

【歳出】

款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
議会	費	1,719		1,719
総務	費	52,025	129	52,154
民生	費	76,032		76,032
衛生	費	13,988		13,988
労働	費	1,649		1,649
農林水産業	費	49,931	△ 182	49,749
商工	費	11,085	5,000	16,085
土木	費	89,517	△ 584	88,933
警察	費	47,799		47,799
教育	費	180,667		180,667
災害復旧	費	4,748	22	4,770
公債	費	102,509		102,509
諸支出金		62,454		62,454
予備	費	200		200
合	計	694,323	4,385	698,708

平成19年度

12月補正予算額事項別一覧表

平成19年11月21日

企画振興部

平成19年度 補正予算額一覧表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正協議額	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(783,118) 3,045,982	()	()	(783,118) 3,045,982	
	B 公 共 事業費	一般公共	()	()	()	()
		災害復旧	()	()	()	()
		国直轄	()	()	()	()
	C 国庫補助事業費	(147,361) 926,718	()	()	(147,361) 926,718	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人件費	(2,767,418) 2,945,305	()	()	(2,767,418) 2,945,305
		運営費	(1,883,999) 2,415,877	()	()	(1,883,999) 2,415,877
	E 単県行政施策費	(3,100,791) 7,763,957	()	()	(3,100,791) 7,763,957	
	一般会計の計	(8,682,687) 17,097,839	()	()	(8,682,687) 17,097,839	
	特別会計の計	6,326,706	77,125	77,125	6,403,831	
合 計	(8,682,687) 23,424,545	() 77,125	() 77,125	(8,682,687) 23,501,670		
企業会計の計						

()は一般財源

平成 19 年度 12月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名		
	寄島干拓地等造成費		
特	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	()	()	()
	47,526	77,125	77,125
説明	浜山干拓地用地買戻経費 裁判上の和解を行うことに伴い、平成15年9月に共同住宅建設用地として売り払った浜山干拓地内の土地を買い戻すための経費		
岡山県港湾整備事業特別会計	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	()	()	()
	498,785	77,125	77,125
特別会計	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	()	()	()
の計	6,326,706	77,125	77,125
計	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	()	()	()
	23,424,545	77,125	77,125

()は一般財源

総務委員会資料(Ⅱ)

12月定例会主要事項

- 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 …………… P 1
- 職員の自己啓発等休業に関する条例 …………… P 36
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の
一部を改正する条例 …………… P 43
- 岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例 …………… P 65
- 当せん金付証票の発売について …………… P 68

平成19年11月21日

総 務 部

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

担当課 総務部人事課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により，育児短時間勤務の制度が創設されたこと等に伴い，育児短時間勤務に関し必要な事項を定める等所要の改正を行う必要がある。
案と予算措置との関係	なし
備 考	

1 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- (1) 再度の育児休業をすることができる特別の事情に、育児休業をしている職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、養育することができる状態に回復したことを加える。
- (2) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日以後において、号給を調整することができることとする。
- (3) 育児短時間勤務をすることができない職員は、次のとおりとする。
 - ア 非常勤職員
 - イ 臨時的に任用される職員
 - ウ 任期付採用職員
 - エ 勤務延長職員
 - オ 育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子について、配偶者が地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）その他の法律により育児休業をしている職員
 - カ オの職員のほか、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員
- (4) 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に同じ子について育児短時間勤務をすることができる特別の事情は、次のとおりとする。
 - ア 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は(6)イに該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は(6)イの承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
 - イ 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
 - ウ 育児短時間勤務をしている職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、養育することができる状態に回復したこと。
 - エ 育児短時間勤務の承認が、(6)ウに該当したことにより取り消されたこと。

オ 育児短時間勤務の終了後、当該職員の配偶者が3月以上にわたり当該子を育児休業等の方法により養育したこと（当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。）。

カ 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

(5) 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(6) 育児短時間勤務の承認の取消事由は、次のとおりとする。

ア 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

イ 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

ウ 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(7) 育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情は、次のとおりとする。

ア 過員を生ずること。

イ 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(8) 育児短時間勤務職員等についての岡山県職員給与条例等の規定の適用については、給料月額等を、その者の受ける号給に応じた額等にその者の勤務時間を職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額等とする。

(9) 育児短時間勤務職員等の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、育児短時間勤務等をした期間の3分の1を在職期間から除算する。

(10) 部分休業をすることができない職員に、育児短時間勤務職員等を加える。

2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

(1) 育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間は、承認を受けた育児短時間勤務等の内容に従い、任命権者が定める。

(2) 育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について32時間までの範囲内で任命権者が定める。

(3) 育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、育児短時間勤務等の内容に従い、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設ける。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

招へい型の任期付研究員の裁量による勤務について、当該任期付研究員が育児

短時間勤務の承認を受けた職員である場合は、当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日以外の日において、1日につき当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間を割り振られたものとみなす。

4 岡山県職員給与条例及び岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員に対しては、初任給調整手当、扶養手当、地域手当の一部、住居手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特勤手当等及び退職手当を支給しないこととする。

5 その他規定の整備を行う。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(岡山県職員給与条例の一部改正)

第一条 岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「第二条第二項又は第三項」を「第二条第三項又は第四項」に改め、「得た数」の下に「(第十九条の七第三項及び第十九条の八第二項において「算出率」という。)」を加える。

第十五条第三項中「第二条第六項」を「第二条第七項」に、「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

第十六条第三項中「第二条第五項」を「第二条第六項」に、「及び勤務時間条例第四条第一項」を「及び同項」に改める。

第十八条の三第二項中「再任用職員及び」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項又は」を加える。

第十九条の七第三項中「一万千五百円」の下に「(短時間勤務職員にあつては、これらの額に算出率を乗じて得た額)」を加える。

第十九条の八第二項中「定める額」の下に「(短時間勤務職員にあつては、これらの額に算出率を乗じて得た額)」を加える。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第二条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十六年岡山県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中第六項を第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項ただし書中「任命権者は、」の下に「育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日設けるものとし、」を加え、「これらの日」を「日曜日及び土曜日」に、「月曜日」を「月曜日」に、「週休日」を「週休日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十八条の五第一項又は同法第二十八条の六第二項の規定により採用された職員(第四項)」を「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は同法第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占

めるもの（第五項）に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下この項において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。第五項において「育児短時間勤務職員等」という。）の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなつた短時間勤務の内容。第五項において「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第五条第一項中「第二条第五項又は第六項」を「第二条第六項又は第七項」に改める。

（岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第三条 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十九年岡山県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「若しくは第二項」の下に、「地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項」を加える。

（岡山県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正）

第四条 岡山県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「再任用職員」の下に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第四条の規定により採用された職員」を加える。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第五条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年岡山県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第五条第二項」を「第五条第二項、第十条第一項及び第二項、第十七条並びに第十八条第三項」に、「第六条の二、第七条」を「第七条、第八条、第十四条及び第十五条（これらの規定を育児休業法第十七条において準用する場合を含む。）」に、「第九条第一項及び第二項」を「第十九条第一項及び第二項」に、「第五条の二」を「第六条」に改める。

第二条第三号中「第五条の二」を「第六条及び第十条第三号」に改め、同条第六号中「ほか、」を「ほか、職員が」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第三条中第四号を第五号とし、第三号を削り、第二号の次に次の二号を加える。

三 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

四 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。第六条、第十一条第五号及び第十六条において同じ。）に申し出た場合に限る。）。

第五条の見出し中「取消し事由」を「取消事由」に改め、同条第一号中「育児休業に係る子を職員」を「職員が育児休業により養育している子を当該職員」に改める。

第十二条を第二十七条とする。

第十一条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付し、同条中「第五条」を「第四条」に改め、同条を第二十六条とする。

第十条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与の取扱い）」を付し、同条を第二十五条とする。

第九条を削る。

第八条中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三号中「部分休業をしようとする」を「職員が部分休業により養育しようとする」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同条を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児短時間勤務職員等

第八条を第二十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（部分休業の承認）

第二十四条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

2 三歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について特別休暇（勤務時間条例第六条に規定する特別休暇をいう。）を承認されている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第七条に見出しとして「(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)」を付し、同条第一項中「昭和二十九年岡山県条例第八号」の下に「。次項及び第十九条において「退職手当条例」という。」を加え、同条第二項中「岡山県職員の退職手当に関する条例」を「退職手当条例」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の十三条を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第十条 育児休業法第十条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 非常勤職員
 - 二 臨時的に任用される職員
 - 三 任期付採用職員
 - 四 職員の定年等に関する条例第四条第一項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員
 - 五 育児短時間勤務(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
 - 六 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員
- (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができるとする特別の事情)

第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十四条第二号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- 二 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- 三 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子

を養育することができる状態に回復したこと。

四 育児短時間勤務の承認が、第十四条第三号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

五 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

六 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第十条第一項第五号に規定する条例で定める勤務の形態）

第十二条 育児休業法第十条第一項第五号に規定する条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

一 試験研究機関等（試験場、研究所等で人事委員会が指定する機関をいう。以下この号において同じ。）に勤務する職員のうち、給与条例第二条第一項に規定する研究職給料表の適用を受ける職員（試験研究機関等の長及び次長を除く。） 日曜日及び土曜日を週休日（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号。次号及び第二十四条第二項において「勤務時間条例」という。）第二条第五項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように、かつ、一日につき午前七時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。

二 勤務時間条例第二条第六項ただし書の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）

イ 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

ロ 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

ハ 五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにし、及び当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように、かつ、毎四週間につき一週間当たりの勤務時間が四十二時間を超えないように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第十三条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の一月前までにを行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第十四条 育児休業法第十二条において準用する育児休業法第五条第二項に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

二 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

三 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第十七条に規定する条例で定めるやむを得ない事情)

第十五条 育児休業法第十七条に規定する条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 過員を生ずること。

二 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下この号及び第二十二条において同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第十六条 任命権者は、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務職員等の給料等の取扱い)

第十七条 育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第四条第三項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十六年岡山県条例第五十八号。以下「勤務時間条例」という。)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする</p>
<p>第四条第四項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>
<p>第四条第六項</p>	<p>決定するものとする</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>
<p>第十一条第二項第二号</p>	<p>短時間勤務職員</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)</p>
<p>第十五条第一項</p>	<p>支給する</p>	<p>支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第</p>

			一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする
第十九条第四項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額	
第十九条第五項及び第十九条の四第三項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額	
第十九条第五項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額	
第十九条第六項	人事委員会規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して人事委員会規則	
第十九条の七第一項及び第三項並びに第十九条の八第一項及び第二項	短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等	

（育児短時間勤務職員等の特殊勤務手当の取扱い）

第十八条 育児短時間勤務職員等についての岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）第三十八条の規定の適用については、同条第一項中「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次項において「短時間勤務職員」という。

）」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている

職員（次項において「育児短時間勤務職員等」という。）と、「第二条第三項又は第四項」とあるのは「第二条第二項」と、同条第二項中「短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務職員等」と、「第二条第三項又は第四項」とあるのは「第二条第二項」とする。

（育児短時間勤務職員等の退職手当の取扱い）

第十九条 退職手当条例第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間中は、退職手当条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（育児短時間勤務をしている一般職の任期付職員の給料の取扱い）

第二十条 育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第七条の規定の適用については、同条第二項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（次項において「算出率」という。）を乗じて得た額とする」と、同条第三項中「相当する額」とあるのは「相当する額に算出率を乗じて得た額」とする。

（育児短時間勤務をしている一般職の任期付研究員の給料の取扱い）

第二十一条 育児短時間勤務職員等について一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十六号）第五条の規定の適用については、同条第三項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（次項において「算出率」という。）を乗じて得た額とする」と、同条第四項中「相当する額」とあるのは「相当する額に算出率を乗じて得た額」とする。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第二十二條 第六條の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

第六條の見出しを「(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)」に改め、同条中「場合には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する」を「場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た」に改め、同条を第八條とする。

第五條の三の見出しを「(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)」に改め、同条を第七條とする。

第五條の二の見出しを「(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)」に改め、同条を第六條とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第六條 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項第三号中「第九條第一項」を「第十九條第一項」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第七條 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「第三項」を「第五項」に改め、同條第二項中「五日間」の下に「(当該第一号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十條第三項の規定により同條第一項に規定する育児短時間勤務(以下この項において「育児短時間勤務」という。))の承認を受けた職員(同法第十七條の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。))である場合にあつては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第十七條の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同條の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下この項において「育児短時間勤務等の内容」という。))に従つた週休日(勤務時間条例第二條第五項に規定する週休日をいう。))以外の日)」を加え、「第二條第四項」を「第二條第六項」に改め、「(勤務時間)」の下に「(育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務等の内容に従つた勤務時間)」を加え、同條第五項中「第二條第四項及び第五項」を「第二條第六項及び第七項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第五条中職員の育児休業等に関する条例第一条の改正規定（「第九条第一項及び第二項」を「第十九条第一項及び第二項」に改める部分に限る。）及び同条例第八条の改正規定（「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める部分に限る。）並びに第六条の規定は、公布の日から施行する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置）

2 第五条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の育児休業条例」という。）第八条の規定は、育児休業をした職員が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第四十四号）の施行の日（以下「改正法の施行日」という。）以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が改正法の施行日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の際現に育児休業をしている職員が改正法の施行日以後に職務に復帰した場合における改正後の育児休業条例第八条の規定の適用については、同条中「百分の百以下」とあるのは、「百分の百以下（当該期間のうち平成十九年八月一日前の期間については、二分の一）」とする。

（岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正）

4 岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第三号中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

第三十八条中「第二条第二項又は第三項」を「第二条第三項又は第四項」に改める。

改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児短時間勤務の制度が創設されたこと等に伴い、育児短時間勤務に関し必要な事項を定める等所要の改正を行う必要がある。

ている職員以外の職員にあつては、当該勤務時間条例第四条第一項に規定する祝日法による休日が週休日に当たるときは、人事委員会が定める日）及び同項に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。第十八条の四第一項において「年末年始の休日等」という。）をいう。

（特定の職員についての適用除外）

第十八条の三 1略

2 第八条の三から第十条まで、第十条の三、第十条の四、第十条の六、第十一条の二、第十二条、第十三条の二、第十三条の三及び第二十條の規定は、再任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第四条の規定により採用された職員には適用しない。

（産業教育手当）

第十九条の七 1・2略

3 産業教育手当の月額は、一万九千円（管理職手当又は定時制通信教育手当の支給を受ける者は、一万千五百円）（短時間勤務職員にあつては、これらの額に算出率を乗じて得た額）とする。

4 略

（定時制通信教育手当）

第十九条の八 1略

2 定時制通信教育手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（短時間勤務職員にあつては、これらの額に算出率を乗じて得た額）とする。

一 四略

3 略

ている職員以外の職員にあつては、当該勤務時間条例第四条第一項に規定する祝日法による休日が週休日に当たるときは、人事委員会が定める日）及び勤務時間条例第四条第一項に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。第十八条の四第一項において「年末年始の休日等」という。）をいう。

（特定の職員についての適用除外）

第十八条の三 1略

2 第八条の三から第十条まで、第十条の三、第十条の四、第十条の六、第十一条の二、第十二条、第十三条の二、第十三条の三及び第二十條の規定は、再任用職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第四条の規定により採用された職員には適用しない。

（産業教育手当）

第十九条の七 1・2略

3 産業教育手当の月額は、一万九千円（管理職手当又は定時制通信教育手当の支給を受ける者は、一万千五百円）とする。

4 略

（定時制通信教育手当）

第十九条の八 1略

2 定時制通信教育手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一 四略

3 略

新

旧

（再任用職員等の給料月額）

第四条の二 1略

2 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条又は前項の規定にかかわらず、同条又は同項の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号。第十五条第三項及び第十六条第三項において「勤務時間条例」という。）第二条第三項又は第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（第十九条の七第三項及び第十九条の八第二項において「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

（時間外勤務手当）

第十五条 1・2略

3 第一項の規定にかかわらず、勤務時間条例第二条第七項の規定により、あらかじめ勤務時間条例第二条第六項の規定により割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。（休日勤務手当）

第十六条 1・2略

3 前二項において「休日等」とは、勤務時間条例第四条第一項に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。第十八条の四第一項において「祝日法による休日等」という。）（勤務時間条例第二条第六項の規定により毎日曜日を週休日と定められ

（再任用職員等の給料月額）

第四条の二 1略

2 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条又は前項の規定にかかわらず、同条又は同項の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号。第十五条第三項及び第十六条第三項において「勤務時間条例」という。）第二条第二項又は第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（時間外勤務手当）

第十五条 1・2略

3 第一項の規定にかかわらず、勤務時間条例第二条第六項の規定により、あらかじめ勤務時間条例第二条第五項の規定により割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。（休日勤務手当）

第十六条 1・2略

3 前二項において「休日等」とは、勤務時間条例第四条第一項に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。第十八条の四第一項において「祝日法による休日等」という。）（勤務時間条例第二条第五項の規定により毎日曜日を週休日と定められ

週休日や設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

6| 第一項から第四項までの勤務時間は、人事委員会規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの五日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、人事委員会規則で定める期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設ける場合に限り、人事委員会規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

7| 略

(休日の代休日)

第五条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」という。)である第二条第六項又は第七項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

2| 略

とができる。

5| 第一項から第三項までの勤務時間は、人事委員会規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの五日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、人事委員会規則で定める期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設ける場合に限り、人事委員会規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

6| 略

(休日の代休日)

第五条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」という。)である第二条第五項又は第六項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

2| 略

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例新旧対照表（第二条関係）

新

（勤務時間）

第二条 1略

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下この項において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。第五項において「育児短時間勤務職員等」という。）の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、同条の規定によりすることとなつた短時間勤務の内容。第五項において「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

3 地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は同法第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（第五項において「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十六時間から三十二時間までの範囲内（特別の勤務に従事する職員については、一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内）で、任命権者が定める。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第四条の規定により採用された職員（次項において「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について三十二時間までの範囲内（特別の勤務に従事する職員については、一週間当たり三十二時間までの範囲内）で、任命権者が定める。

5 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において

旧

（勤務時間）

第二条 1略

2 地方公務員法第二十八条の五第一項又は同法第二十八条の六第二項の規定により採用された職員（第四項において「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十六時間から三十二時間までの範囲内（特別の勤務に従事する職員については、一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内）で、任命権者が定める。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第四条の規定により採用された職員（次項において「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について三十二時間までの範囲内（特別の勤務に従事する職員については、一週間当たり三十二時間までの範囲内）で、任命権者が定める。

4 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設けるこ

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表（第三条関係）

新	旧
<p>（再任用職員等についての適用除外） 第十八条 第三条の三、第四条、第四条の二第二項から第四項まで、 第四条の三、第五条の二、第五条の三、第六条の二、第六条の三、 第十三条附則第二項の規定は、地方公務員法第二十八条の四第一 項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しく は第二項、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項 又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定によ り採用された職員には適用しない。</p>	<p>（再任用職員等についての適用除外） 第十八条 第三条の三、第四条、第四条の二第二項から第四項まで、 第四条の三、第五条の二、第五条の三、第六条の二、第六条の三、 第十三条及び附則第二項の規定は、地方公務員法第二十八条の四 第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若 しくは第二項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四 条の規定により採用された職員には適用しない。</p>

岡山県費負担教職員の給与等に関する条例新旧対照表（第四条関係）

新	旧
<p>（へき地手当等）</p> <p>第四条 県費負担教職員（再任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第四条の規定により採用された職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）のうち、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在するへき地学校（共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）並びにこれに準ずる学校及び共同調理場（以下「へき地学校等」という。）に勤務する者に対しては、へき地手当を支給する。</p> <p>2～5略</p>	<p>（へき地手当等）</p> <p>第四条 県費負担教職員（再任用職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）のうち、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在するへき地学校（共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）並びにこれに準ずる学校及び共同調理場（以下「へき地学校等」という。）に勤務する者に対しては、へき地手当を支給する。</p> <p>2～5略</p>

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第二十五条 略

(部分休業の承認の取消事由)

第二十六条 第十四条の規定は、部分休業について準用する。
第二十七条 略

圏内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、三十分を単位として行うものとする。

第十条 略

第十一条 第五条の規定は、部分休業について準用する。
第十二条 略

号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（次項において「算出率」という。）を乗じて得た額とする」と、同条第四項中「相当する額」とあるのは「相当する額に算出率を乗じて得た額」とする。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）
第二十二條 第六條の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

（部分休業をすることができない職員）

第二十三條 育児休業法第十九條第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 略

二 育児短時間勤務職員等

三 略

四 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、部分休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（部分休業の承認）

第二十四條 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

2 三歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について特別休暇（勤務時間条例第六條に規定する特別休暇をいう。）を承認されている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（部分休業をすることができない職員）

第八條 育児休業法第九條第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 略

二 略

三 前号に掲げる職員のほか、部分休業をしようとする時間において、部分休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（部分休業）

第九條 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間（三歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について特別休暇（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号）第六條に規定する特別休暇をいう。）を承認されている職員については、二時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）を超えない範

職員等」という。)と、「第二条第三項又は第四項」とあるのは「第二条第二項」と、同条第二項中「短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務職員等」と、「第二条第三項又は第四項」とあるのは「第二条第二項」とする。

(育児短時間勤務職員等の退職手当の取扱い)

第十九条 退職手当条例第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児短時間勤務(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。)をした期間は、退職手当条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2| 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3| 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児短時間勤務をしている一般職の任期付職員の給料の取扱い)

第二十条 育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十五号)第七条の規定の適用については、同条第二項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする」と、同条第三項中「相当する額」とあるのは「相当する額に算出率を乗じて得た額」とする。

(育児短時間勤務をしている一般職の任期付研究員の給料の取扱い)

第二十一条 育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十六号)第五条の規定の適用については、同条第三項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける

第五 項及び 第十九 条の四 第三項	額	第十九 条第五 項	給料月額 給料月額を算出率で除して得た額	第十九 条第六 項	人事委員 会規則 育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮し て人事委員会規則	第十九 条の七 第一項 及び第 三項並 びに第 十九條 の八第 一項及 び第二 項	短時間勤 務職員 育児短時間勤務職員等
--------------------------------	---	-----------------	-----------------------------	-----------------	--	---	-------------------------------

第十八条 (育児短時間勤務職員等の特殊勤務手当の取扱い)
 第十九条 育児短時間勤務職員等についての岡山県職員特殊勤務手

当支給条例(昭和二十六年岡山県条例第十九号)第三十八条の規
 定の適用については、同条第一項中「地方公務員法第二十八条の
 五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次項において
 「短時間勤務職員」という。)」とあるのは「地方公務員の育児
 休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規
 定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定に
 よる短時間勤務をしている職員(次項において「育児短時間勤務

<p>第十四条 第四項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額を、算出率を乗じて得た額とする</p>	<p>第十四条 第六項</p>	<p>決定するものとする</p>	<p>第十四条 第十一項 第二号</p>	<p>短時間勤務職員</p>	<p>第十四条 第一項</p>	<p>支給する</p>
<p>同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）</p>	<p>支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする</p>	<p>支給する</p>	<p>給料</p>	<p>給料</p>	<p>給料の月額を算出率で除して得た額</p>
<p>第十九条 第四項</p>	<p>給料の月額</p>	<p>給料の月額を算出率で除して得た額</p>	<p>第十九条 第九項</p>	<p>支給する</p>	<p>支給する</p>	<p>給料</p>	<p>給料</p>	<p>給料の月額を算出率で除して得た額</p>

時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができなくなったとき。

二 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

三 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（育児休業法第十七条に規定する条例で定めるやむを得ない事情

第十五条 育児休業法第十七条に規定する条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 過員を生ずること。

二 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下この号及び第二十二条において同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）
第十六条 任命権者は、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に

対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務職員等の給料等の取扱い）

第十七条 育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	決定する
第三項	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を

び土曜日を週休日（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号。次号及び第二十四条第二項において「勤務時間条例」という。）第二項第五項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように、かつ、一日につき午前七時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。

二 勤務時間条例第二項第六項ただし書の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）

イ 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

ロ 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

ハ 五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにし、及び当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように、かつ、毎四週間につき一週間当たりの勤務時間が四十二時間を超えないように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第十三条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の一月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第十四条 育児休業法第十二条において準用する育児休業法第五条第二項に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。
一 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短

又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

二 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

三 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

四 育児短時間勤務の承認が、第十四条第三号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

五 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

六 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第十条第五号に規定する条例で定める勤務の形態）

第十二条 育児休業法第十条第一項第五号に規定する条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

一 試験研究機関等（試験場、研究所等で人事委員会が指定する機関をいう。以下この号において同じ。）に勤務する職員のうち、給与条例第二条第一項に規定する研究職給料表の適用を受ける職員（試験研究機関等の長及び次長を除く。） 日曜日及

条例第八号。次項及び第十九条において「退職手当条例」という。
第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、
育児休業をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現
実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。
2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日
の属する月までの期間に限る。）についての退職手当条例第七条
第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に
相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月
数」とする。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第十条 育児休業法第十条第一項に規定する条例で定める職員は、

次に掲げる職員とする。

一 非常勤職員

二 臨時的に任用される職員

三 任期付採用職員

四 職員の定年等に関する条例第四条第一項の規定により引き続
いて勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限
を延長することとされている職員

五 育児短時間勤務（育児休業法第十条第一項に規定する育児短
時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとな
る子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児
休業をしている職員

六 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすること
により養育しようとする時間において、育児短時間勤務をする
ことにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が
養育することができる場合における当該職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しな
い場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書に規定する条例で定め
る特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは
は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い
、又は第十四条第二号に掲げる事由に該当したことにより当該
育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若し
くは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡し、

条例第八号）第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用に
ついては、育児休業をした期間は、同条例第六条の四第一項に規
定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するもの
とする。
2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日
の属する月までの期間に限る。）についての岡山県職員の退職手
当に関する条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「そ
の月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分
の一に相当する月数」とする。

ことができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができるとする状態に回復したとき。

四 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。第六条、第十一条第五号及び第十六条において同じ。）に申し出た場合に限る。）。

（育児休業の承認の取消事由）
第五条 育児休業法第五条第二項に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

二 略
（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）
第六条 略
（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）
第七条 略

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）
第八条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日以後において、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）
第九条 岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年岡山県

立行政法人の理事長を含む。第五条の二において同じ。）に申し出た職員が、当該請求に係る育児休業をじ、当該育児休業の終了後、当該職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したこと（この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。）。

四 略 （育児休業の承認の取消し事由） 第五条 育児休業法第五条第二項に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

二 略
（任期付採用職員の任期の更新）
第五条の二 略
（期末手当等の支給）
第五条の三 略

（職務復帰後における給与等の取扱い）
第六条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日以後において、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

第七条 岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年岡山県

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第五条関係）

新

旧

<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第十条第一項及び第二項、第十四条並びに第十八条第三項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第七条、第八条、第十四条及び第十五条（これらの規定を育児休業法第十七条において準用する場合を含む。）並びに第十九条第一項及び第二項の規定により、並びに育児休業法を実施するため、職員（県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。以下第六条までにおいて同じ。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二略</p> <p>三 育児休業法第六条第一項第一号に規定する任期を定めた採用により任用された職員（第六条及び第十条第三号において「任期付採用職員」という。）</p> <p>四・五略</p> <p>六 前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができるときにおける当該職員</p> <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第三条 育児休業法第二条第一項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一・二略</p> <p>三 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育する</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項及び第五条第二項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第六条の二、第七条並びに第九条第一項及び第二項の規定により、並びに育児休業法を実施するため、職員（県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。以下第五条の二までにおいて同じ。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二略</p> <p>三 育児休業法第六条第一項第一号に規定する任期を定めた採用により任用された職員（第五条の二において「任期付採用職員」という。）</p> <p>四・五略</p> <p>六 前号に掲げる職員のほか、育児休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員</p> <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第三条 育児休業法第二条第一項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一・二略</p> <p>三 育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者（特定地方独</p>
--	---

一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第六条関係）

新	旧
<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第四条 1・2略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認（特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該承認に相当する承認その他の処分）を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>一・二略</p> <p>三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十九条第一項の規定による承認</p>	<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第四条 1・2略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認（特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該承認に相当する承認その他の処分）を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>一・二略</p> <p>三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第九条第一項の規定による承認</p>

3
4 略
5 間を勤務したものとみなす。
第二項の第一号任期付研究員には、適用しない。勤務時間条第二條第六項及び第七項並びに第五條の規定は、

3
4 略
5 第二項の第一号任期付研究員には、適用しない。勤務時間条第二條第四項及び第五項並びに第五條の規定は、

新

（第一号任期付研究員の裁量による勤務）

第七条 任命権者は、第一号任期付研究員の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第一号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第一号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、人事委員会規則で定めるところにより、当該第一号任期付研究員を、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号。次項及び第五項において「勤務時間条例」という。）の規定による勤務時間の割振りを行わず、職務遂行の方法等に関し具体的な指示をしないこととし、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第一号任期付研究員は、人事委員会規則で定めるところにより、その勤務の状況について任命権者に報告しなければならない。

2

前項の場合における第一号任期付研究員については、月曜日から金曜日までの五日間（当該第一号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下この項において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）である場合にあつては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、同条の規定によりすることとなつた勤務の内容）に於ては、以下この項において「育児短時間勤務等」という。）に従つた週休日（勤務時間条例第二条第五項に規定する週休日を含む。）以外の日）において、人事委員会規則で定める時間帯について勤務時間条例第二条第六項の規定により一日につき八時間の勤務時間（育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務等の内容に従つた勤務時間）を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時

旧

（第一号任期付研究員の裁量による勤務）

第七条 任命権者は、第一号任期付研究員の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第一号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第一号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、人事委員会規則で定めるところにより、当該第一号任期付研究員を、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号。次項及び第三項において「勤務時間条例」という。）の規定による勤務時間の割振りを行わず、職務遂行の方法等に関し具体的な指示をしないこととし、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第一号任期付研究員は、人事委員会規則で定めるところにより、その勤務の状況について任命権者に報告しなければならない。

2

前項の場合における第一号任期付研究員については、月曜日から金曜日までの五日間において、人事委員会規則で定める時間帯について勤務時間条例第二条第四項の規定により一日につき八時間の勤務時間を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。

職員の自己啓発等休業に関する条例案要綱

担当課 総務部人事課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
制定理由	<p>地方公務員法の一部改正により，自己啓発等休業の制度が創設されたことに伴い，職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定める必要がある。</p>
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

1 趣旨（第1条関係）

地方公務員法の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定める。

2 自己啓発等休業の承認（第2条関係）

任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績等を考慮した上で、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることを承認することができることとする。

3 自己啓発等休業の期間（第3条関係）

自己啓発等休業の期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合は3年）、国際貢献活動のための休業にあつては3年を超えない範囲内の期間とする。

4 大学等教育施設（第4条関係）

自己啓発等休業の対象となる教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 大学（当該大学に置かれる専攻科及び大学院を含む。）
- (2) 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) (1)又は(2)に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）
- (4) その他(1)又は(2)に掲げる教育施設に準ずるもの

5 奉仕活動（第5条関係）

自己啓発等休業の対象となる奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

(1) 独立行政法人国際協力機構が行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動

(2) (1)に掲げるもののほか、国際交流の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であるもの

6 自己啓発等休業の承認の申請（第6条関係）

自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならないこととする。

7 自己啓発等休業の期間の延長（第7条関係）

自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が3の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができることとする。

8 自己啓発等休業の承認の取消事由（第8条関係）

任命権者は、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

9 報告等（第9条関係）

自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならないこととする。

(1) 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

10 職務復帰後における号給の調整（第10条関係）

自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間の全部又は一部について引き続き勤務したものとみなして、その者の号給を調整することができることとする。

11 退職手当の取扱い（第11条関係）

退職手当の算定については、自己啓発等休業をした期間を在職期間から除算することとする。

職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の五第一項、第五項及び第六項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、職員（県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。以下同じ。）の自己啓発等休業（法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第二条 任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。第七条第一項及び第九条において同じ。）は、職員としての在職期間が二年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績等を考慮した上で、大学等課程の履修（法第二十六条の五第一項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第三条 法第二十六条の五第一項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては二年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、三年）、国際貢献活動のための休業にあつては三年を超えない範囲内の期間とする。

(大学等教育施設)

第四条 法第二十六条の五第一項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第九十一条に規定する専攻科及び同法第九十七条に規定する大学院を含む。）
- 二 学校教育法第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであつて同法第四百四条第四項第二号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- 三 前二号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）
- 四 その他第一号又は第二号に掲げる教育施設に準ずるものとして人事委員会規則で定める教育施設

(奉仕活動)

第五条 法第二十六条の五第一項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- 一 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十三条第一項第三号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）

一 前号に掲げる奉仕活動のほか、国際交流の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であるものとして人事委員会規則で定めるもの

(自己啓発等休業の承認の申請)

第六条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第七条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第三条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 第二条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第八条 法第二十六条の五第五項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

二 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

三 その他人事委員会規則で定める事由

(報告等)

第九条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

一 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

二 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

三 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることであり、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第十条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を、大学等課程の履修又は国際貢献活動の

ためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては百分の百以下、それ以外のものにあつては百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第十一条 岡山県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年岡山県条例第八号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての岡山県職員の退職手当に関する条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(地方公務員法第五十五条の二第二項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業の期間中の同項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会が別に定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数)」とする。

(人事委員会規則への委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

2 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和二十九年岡山県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条の四の次に次の一条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第十六条の五 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年岡山県条例第 号)第二条の規定により休業の承認を受けた職員には、当該休業をしている期間については、給与を支給しない。

第十八条中「から第四項まで」を削り、「第十三条及び附則第二項」を「及び第十三条」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

制定理由

地方公務員法の一部改正により、自己啓発等休業の制度が創設されたことに伴い、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定める必要がある。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課行政改革推進室

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画に基づき、地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、知事の権限に属する事務のうち適当と認めるものを市町村が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。
案と予算措置との関係	なし
備 考	

- 1 高圧ガス保安法等に基づく高圧ガスの製造の許可（コンビナートの事業所内に係るものを除く。）等に関する事務は、各市町村が処理することとする。
- 2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく充てんの許可等に関する事務は、各市町村が処理することとする。
- 3 社会福祉法に基づく社会福祉施設（軽費老人ホームのうち地域密着型特定施設であって、社会福祉法人が設置するものに限る。）の設置の届出の受理等に関する事務は、各町村が処理することとする。
- 4 水道法に基づく専用水道の布設工事の設計が施設基準に適合することの確認等に関する事務は、鏡野町が処理することとする。
- 5 老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設であるものに限る。）の設置の認可等に関する事務は、各町村が処理することとする。
- 6 大規模小売店舗立地法等に基づく大規模小売店舗の新設の届出の受理等に関する事務は、岡山市及び倉敷市が処理することとする。
- 7 中心市街地の活性化に関する法律に基づく大規模小売店舗の店舗面積の合計の変更等の届出の受理に関する事務は、岡山市及び倉敷市が処理することとする。
- 8 農地法に基づく農地を農地以外のものにすることの許可等に関する事務は、各町村が処理することとする。
- 9 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内における開発行為の許可等に関する事務は、各町村が処理することとする。
- 10 その他規定の整備を行う。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中八十六の項を八十八の項とし、七十七の項から八十五の項までを二項ずつ繰り下げ、同表の七十六の項中「七十八の項」を「八十の項」に改め、同項を同表の七十八の項とし、同表中七十五の項を七十七の項とし、六十六の項から七十四の項までを二項ずつ繰り下げ、同表の六十五の項中「各市」を「各市町村」に改め、同項を同表の六十七の項とし、同表の六十四の項中「各市」を「各市町村」に改め、同項を同表の六十六の項とし、同表中六十三の項を六十五の項とし、五十九の項から六十二の項までを二項ずつ繰り下げ、五十八の項の次に次の二項を加える。

五十九 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下この項において 岡山市 倉敷

「法」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成十一年通商産業省令第六十二号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設の届出の受理

ロ 法第五条第三項（法第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出事項の概要等の公告及び縦覧

ハ 法第六条第一項及び第二項の規定による大規模小売店舗の名称等の変更の届出の受理

ニ 法第六条第五項及び第六項の規定による店舗面積を基準面積以下とする旨の届出の受理及び公告

ホ 法第七条第三項の規定による意見の陳述

ヘ 法第八条第一項の規定による公告をした旨の通知及び意見の聴取

ト 法第八条第二項の規定による意見書の受理

チ 法第八条第三項及び第六項の規定による意見の概要の公告及び縦覧

リ 法第八条第四項の規定による意見の陳述及び意見を有しない旨の通知

ヌ 法第八条第七項の規定による届出を変更する旨の届出及び変更しない旨の通知の受理

ル 法第九条第一項及び第三項の規定による必要な措置の勧告並びにその内容の通知及び公告

ヲ 法第九条第四項の規定による勧告を踏まえた変更の届出の受理

ワ 法第九条第七項の規定による勧告に従わなかった旨の公表

カ 法第十一条第三項の規定による地位の承継の届出の受理

ヨ 法第十二条の規定による関係行政機関等への協力の要請

タ 法第十四条の規定による報告の徴収

<p>レ 法附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による大規模小売店舗の店舗面積の合計の変更等の届出の受理</p> <p>ソ 省令第五条、第十条、第十二条第三号、第十四条、第十五条及び第十七条の規定による公告の方法の認定</p> <p>ツ 省令第八条の規定による軽微な変更の認定</p> <p>ネ 省令第十一条第一項ただし書の規定による説明会の開催の回数指定</p> <p>ナ 省令第十一条第二項の規定による説明会を開催する必要がある旨の認定</p> <p>ラ 省令第十三条第一項の規定による説明会を開催することができない事由の認定</p> <p>ム 省令第十三条第二項第三号の規定による届出等の内容を周知させるための方法の認定</p> <p>六十 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に基づく事務のうち、同法第三十七条第二項の規定による大規模小売店舗の店舗面積の合計の変更等の届出の受理</p>	<p>岡山市 倉敷市</p>
---	----------------

別表第一中五十二の項を削り、五十一の項を五十二の項とし、四十八の項から五十の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の四十七の項中「各市」を「各市町村」に、「トから又までに係るもの」を「トから又までに係るもの」に限り、町村にあってはトから又までに係るものについては地域密着型介護老人福祉施設に係るもの（ハに係るものうち入所定員の増加の認可に係るものについては、地域密着型介護老人福祉施設でなくなる場合を除く。）に改め、同項を同表の四十八の項とし、同表中四十六の項を四十七の項とし、四十五の項を四十六の項とし、同表の四十四の項中「高梁市」を「高梁市 鏡野町」に改め、同項を同表の四十五の項とし、同表中四十三の項を四十四の項とし、同表の四十二の項中「四十七の項」を「四十八の項」に、「各市」を「各市町村」に改め、同項を同表の四十三の項とし、同表中四十一の項を四十二の項とし、六の項から四十の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の五の項中「次項及び七の項」を「から八の項まで」に改め、同項を同表の六の項とし、同表中四の項を五の項とし、三の項を削り、二の項を三の項とし、同項の次に次の一項を加える。

<p>四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三十七条の四第一項の規定による充てんの許可</p> <p>ロ 法第三十七条の四第三項において準用する法第三十七条の二第一項及び第二項の規定による変更の許可及び届出の受理</p>	<p>各市町村</p>
--	-------------

- ハ 法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項の規定による完成検査
- ニ 法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項ただし書の規定による協会等が行う完成検査において技術上の基準に適合していると認められた旨の届出の受理
- ホ 法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第二項の規定による協会等からの完成検査の結果の報告の受理
- ヘ 法第三十七条の五第三項の規定による充てん設備の修理等の命令
- ト 法第三十七条の六第一項の規定による保安検査
- チ 法第三十七条の六第一項ただし書の規定による協会等が行う保安検査を受けた旨の届出の受理
- リ 法第三十七条の六第三項の規定による協会等からの保安検査の結果の報告の受理
- ヌ 法第三十七条の七第一項の規定による許可の取消し及び使用の停止の命令（イに規定する許可に係るものに限る。）
- ル 法第三十八条の三の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理
- ヲ 法第八十二条第二項の規定による報告の徴収（イからヌまでに規定する事務に係るものに限る。）
- ワ 法第八十三条第三項の規定による立入検査等（イからヌまでに規定する事務に係るものに限る。）
- カ 法第八十四条第一項の規定による条件の付加（イ及びロに規定する許可に係るものに限る。）
- ヨ 省令第三百三十二条の規定による報告の受理（充てん事業者に係るものに限る。）

別表第一の一の項の次に次の一項を加える。

- ニ 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下この項において「法」という。）及び一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の適用を受ける高圧ガスの製造に係るもの及び液化石油ガス（液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第一条の液化石油ガスをいう。）の販売に係るものを除く。）

(1) 法第五条第一項の規定による高圧ガスの製造の許可

各市町村

- (2) 法第五条第二項の規定による高圧ガスの製造の届出の受理
- (3) 法第九条の規定による第一種製造者の許可の取消し
- (4) 法第十条第二項の規定による第一種製造者の地位の承継の届出の受理
- (5) 法第十条の二第二項の規定による第二種製造者の地位の承継の届出の受理
- (6) 法第十一条第三項の規定による第一種製造者に対する製造のための施設の修理等の命令
- (7) 法第十二条第三項の規定による第二種製造者に対する製造のための施設の修理等の命令
- (8) 法第十四条第一項の規定による第一種製造者の製造のための施設の変更の工事等の許可
- (9) 法第十四条第二項の規定による第一種製造者の製造のための施設の軽微な変更の工事の届出の受理
- (10) 法第十四条第四項の規定による第二種製造者の製造のための施設等の変更の届出の受理
- (11) 法第十五条第二項の規定による技術上の基準に従った高圧ガスの貯蔵の命令
- (12) 法第十六条第一項の規定による第一種貯蔵所の設置の許可
- (13) 法第十七条第二項の規定による第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位の承継の届出の受理
- (14) 法第十七条の二第一項の規定による第二種貯蔵所の設置の届出の受理
- (15) 法第十八条第三項の規定による第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所の修理等の命令
- (16) 法第十九条第一項の規定による第一種貯蔵所の変更の工事の許可
- (17) 法第十九条第二項の規定による第一種貯蔵所の軽微な変更の工事の届出の受理
- (18) 法第十九条第四項の規定による第二種貯蔵所の変更の工事の届出の受理
- (19) 法第二十条第一項の規定による完成検査
- (20) 法第二十条第一項ただし書の規定による協会等が行う完成検査において技術上の基準に適合していると認められた旨の届出の受理
- (21) 法第二十条第三項の規定による完成検査
- (22) 法第二十条第三項各号の規定による協会等が行う完成検査において技術上の基準に適合していると認められた旨の届出及び認定完成検査実施者による検査の記録の届出の受理
- (23) 法第二十条第四項の規定による協会等からの完成検査の結果の報告の受理
- (24) 法第二十条の四の規定による高圧ガスの販売の事業の届出の受理

- (25) 法第二十条の四の二第二項の規定による販売業者の地位の承継の届出の受理
- (26) 法第二十条の五第二項の規定による販売業者等に対する勧告
- (27) 法第二十条の五第三項の規定による勧告に従わなかった旨の公表
- (28) 法第二十条の六第二項の規定による技術上の基準に従った高圧ガスの販売の命令
- (29) 法第二十条の七の規定による販売をする高圧ガスの種類の変更の届出の受理
- (30) 法第二十一条の規定による届出の受理
- (31) 法第二十二条第一項の規定による輸入検査
- (32) 法第二十二条第一項第一号の規定による協会等が行う輸入検査において技術上の基準に適合していると認められた旨の届出の受理
- (33) 法第二十二条第二項の規定による協会等からの輸入検査の結果の報告の受理
- (34) 法第二十三条第三項の規定による高圧ガスの輸入をした者に対する措置の命令
- (35) 法第二十四条の二第一項の規定による特定高圧ガスの消費の届出の受理（コンビナート等保安規則の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設と一体的に管理されている施設（以下この項において「一体的管理施設」という。）に係るものを除く。）
- (36) 法第二十四条の二第二項において準用する法第十条の二第二項の規定による特定高圧ガス消費者の地位の承継の届出の受理（一体的管理施設に係るものを除く。）
- (37) 法第二十四条の三第三項の規定による特定高圧ガス消費者に対する消費のための施設の修理等の命令（一体的管理施設に係るものを除く。）
- (38) 法第二十四条の四第一項の規定による特定高圧ガスの消費のための施設の变更の工事等の届出の受理（一体的管理施設に係るものを除く。）
- (39) 法第二十四条の四第二項の規定による特定高圧ガスの消費の廃止の届出の受理（一体的管理施設に係るものを除く。）
- (40) 法第二十六条第一項の規定による危害予防規程の制定及び変更の届出の受理
- (41) 法第二十六条第二項の規定による危害予防規程の変更の命令
- (42) 法第二十六条第四項の規定による危害予防規程の遵守等の命令及び勧告
- (43) 法第二十七条第二項の規定による保安教育計画の変更の命令
- (44) 法第二十七条第五項の規定による保安教育計画の忠実な実行等の勧告

- (45) 法第二十七条の二第五項（法第二十七条の四第二項、第二十八条第三項及び第三十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第六項（法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による選任及び解任の届出の受理
- (46) 法第三十四条の規定による保安統括者等の解任の命令
- (47) 法第三十五条第一項の規定による保安検査
- (48) 法第三十五条第一項各号の規定による協会等が行う保安検査を受けた旨の届出及び認定保安検査実施者による検査の記録の届出の受理
- (49) 法第三十五条第三項の規定による協会等からの保安検査の結果の報告の受理
- (50) 法第三十六条第二項の規定による危険な状態の届出の受理
- (51) 法第三十八条第一項の規定による許可の取消し並びに製造及び貯蔵の停止の命令
- (52) 法第三十八条第二項の規定による製造等の停止の命令
- (53) 法第三十九条の規定による製造のための施設の使用の一時停止の命令（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二条第二項に規定する一般消費者等（66）において「一般消費者等」という。）に係るものを除く。）
- (54) 法第三十九条の十一の規定による検査の記録の届出の受理
- (55) 法第四十八条第五項の規定による高圧ガスの充てんの許可
- (56) 法第四十九条第一項の規定による容器検査所の登録
- (57) 法第五十条第三項の規定による容器検査所の登録の更新
- (58) 法第五十条第四項の規定による種類の制限
- (59) 法第五十二条第二項の規定による検査主任者の選任及び解任の届出の受理
- (60) 法第五十二条第四項の規定による検査主任者の解任の命令
- (61) 法第五十三条の規定による登録の取消し並びに容器再検査及び附属品再検査の停止の命令
- (62) 法第五十四条第二項の規定による高圧ガスの種類等の変更に係る刻印等及び刻印等の抹消
- (63) 法第五十六条の二の規定による業務の廃止の届出の受理
- (64) 法第六十一条第一項の規定による報告の徴収（法第四十一条第一項に規定する容器製造業者に係るものを除く。）
- (65) 法第六十二条第一項の規定による立入検査等（1）から（64）までに規定する事務に係るものに限る。）
- (66) 法第六十三条の規定による事故届の受理及び報告の命令（一般消費者等に

係るものを除く。）

(67) 法第六十四条の規定による指示

(68) 法第六十五条第一項の規定による条件の付加（(1)、(8)、(12)及び(16)に規定する許可に係るものに限る。）

(69) 法第七十四条第一項から第三項までの規定による通報及び通報の受理（(1)、(2)、(12)、(14)、(24)、(30)、(35)、(39)及び(51)に規定する許可等に係るものに限る。）

(70) 省令第十二条第二項第六号の規定による充てんの場所の届出の受理

別表第二の五の項中「三十一の項」を「三十二の項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務（この条例により新たに市町村が処理することとされたものに限る。）に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(岡山県総務関係手数料徴収条例の一部改正)

3 岡山県総務関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第二十八号までを二号ずつ繰り上げ、第二十九号を削り、第三十号を第二十七号とし、第三十一号を第二十八号とし、第三十二号を第二十九号とし、第三十三号を第三十号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項第一号の規定による高圧

ガスの製造の許可の申請に対する審査 次に掲げる設備の処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 千万立方メートル以上のもの 五十六万円

ロ 百万立方メートル以上千万立方メートル未満のもの 三十四万円

ハ 五十万立方メートル以上百万立方メートル未満のもの 二十二万円

ニ 十立方メートル以上五十万立方メートル未満のもの 十四万円

ホ 二万五千立方メートル以上十立方メートル未満のもの 十一万円

へ 五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満のもの 八万六千円
ト 千立方メートル以上五千立方メートル未満のもの 六万八千円
チ 二百立方メートル以上千立方メートル未満のもの 五万四千円
リ 百立方メートル以上二百立方メートル未満のもの 三万千円
三十二 高压ガス保安法第十四条第一項の規定による高压ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高压ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査 次に掲げる変更後の処理容積の変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあつては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積）に対する増加の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 千万立方メートル以上のもの 三十七万円
- ロ 百万立方メートル以上千万立方メートル未満のもの 二十二万円
- ハ 五十万立方メートル以上百万立方メートル未満のもの 十五万円
- ニ 十万立方メートル以上五十万立方メートル未満のもの 九万三千元
- ホ 二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満のもの 六万九千元
- ヘ 五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満のもの 六万円
- ト 千立方メートル以上五千立方メートル未満のもの 五万七千元
- チ 二百立方メートル以上千立方メートル未満のもの 三万九千元
- リ 二百立方メートル未満のもの 二万六千元
- 又 その他のもの 一万六千元

第二条第三十四号から第三十七号までを削り、同条第三十八号中「第三十四号」を「第三十一号」に改め、同号を同条第三十三号とし、同条第三十九号を削り、同条第四十号中「第三十五号」を「第三十二号」に改め、同号を同条第三十四号とし、同条中第四十一号及び第四十二号を削り、第四十三号を第三十五号とし、第四十四号から第四十七号までを八号ずつ繰り上げ、第四十八号を第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十一 高压ガス保安法第三十五条第一項の規定による特定施設の保安検査 次に掲げる設備の処理容積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 千万立方メートル以上のもの 六十一万円
- ロ 百万立方メートル以上千万立方メートル未満のもの 三十七万円
- ハ 五十万立方メートル以上百万立方メートル未満のもの 二十五万円
- ニ 十万立方メートル以上五十万立方メートル未満のもの 十五万円
- ホ 二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満のもの 十二万円
- ヘ 五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満のもの 九万五千元
- ト 千立方メートル以上五千立方メートル未満のもの 七万五千元
- チ 二百立方メートル以上千立方メートル未満のもの 六万円

リ 百立方メートル以上二百立方メートル未満のもの 三万三千元

第二条中第四十九号を削り、第五十号を第四十二号とし、第五十一号を第四十三号とし、第五十二号及び第五十三号を削り、第五十四号を第四十四号とし、第五十五号から第七十一号までを十号ずつ繰り上げ、第七十二号から第七十六号までを削り、第七十七号を第六十二号とし、第七十八号から第八十六号までを十五号ずつ繰り上げる。

第四条第一項中「第十号、第十四号、第三十号、第四十七号、第四十八号又は第八十号」を「第八号、第十二号、第二十七号、第三十九号、第四十号又は第六十五号」に改める。

改正理由

市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画に基づき、地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、知事の権限に属する事務のうち適当と認めるものを市町村が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。

七十九ノ八十八略

別表第二(第三条関係)

<p>事 務</p>	<p>五 岡山県自然保護条例(昭和四十六年岡山県条例第六十三号)に基づく事務</p>
<p>市町村</p>	<p>同条例第五十条の規定により指定された自然公園の区域を含む市町村(岡山、倉敷市及び市、あつては、別表第一の第三十二の項に規定する事務に係るものを除く。)</p>

七十七ノ八十六略

別表第二(第三条関係)

<p>事 務</p>	<p>五 岡山県自然保護条例(昭和四十六年岡山県条例第六十三号)に基づく事務</p>
<p>市町村</p>	<p>同条例第五十条の規定により指定された自然公園の区域を含む市町村(岡山、倉敷市及び市、あつては、別表第一の第三十一の項に規定する事務に係るものを除く。)</p>

<p>タ 法第十四条の規定による報告の徴収</p> <p>レ 法附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による大規模小売店舗の店舗面積の合計の変更等の届出の受理</p> <p>ソ 省令第五条、第十条、第十二条第三号、第十四条、第十五条及び第十七条の規定による公告の方法の認定</p> <p>ツ 省令第八条の規定による軽微な変更の認定</p> <p>ネ 省令第十一条第一項ただし書の規定による説明会の開催の回数指定</p> <p>ナ 省令第十一条第二項の規定による説明会を開催する必要がある旨の認定</p> <p>ラ 省令第十三条第一項の規定による説明会を開催することができない事由の認定</p> <p>ム 省令第十三条第二項第三号の規定による届出等の内容を周知させるための方法の認定</p>	<p>六十 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に基づく事務のうち、同法第三十七条第二項の規定による大規模小売店舗の店舗面積の合計の変更等の届出の受理</p>	<p>六十一～六十五略</p>	<p>六十六 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 略</p> <p>六十七 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 略</p>	<p>六十八～七十七略</p> <p>七十八 都市計画法（以下この項から八十の項までにおいて「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 略</p>
<p>岡山市 倉敷市</p>	<p>岡山市 倉敷市</p>	<p>各市町村</p>	<p>各市町村</p>	<p>玉野市</p>

<p>五十九～六十三略</p>	<p>六十四 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 略</p>	<p>六十五 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 略</p>	<p>六十六～七十五略</p> <p>七十六 都市計画法（以下この項から七十八の項までにおいて「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 略</p>
<p></p>	<p>各市</p>	<p>各市</p>	<p>玉野市</p>

五十三〜五十八略	<p>五十九 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成十一年通商産業省令第六十二号。以下この項において「省令」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設の届出の受理</p> <p>ロ 法第五条第三項（法第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出事項の概要等の公告及び縦覧</p> <p>ハ 法第六条第一項及び第二項の規定による大規模小売店舗の名称等の変更の届出の受理</p> <p>ニ 法第六条第五項及び第六項の規定による店舗面積を基準面積以下とする旨の届出の受理及び公告</p> <p>ホ 法第七条第三項の規定による意見の陳述</p> <p>ヘ 法第八条第一項の規定による公告をした旨の通知及び意見の聴取</p> <p>ト 法第八条第二項の規定による意見書の受理</p> <p>チ 法第八条第三項及び第六項の規定による意見の概要の公告及び縦覧</p> <p>リ 法第八条第四項の規定による意見の陳述及び意見を有しない旨の通知</p> <p>ヌ 法第八条第七項の規定による届出を変更する旨の届出及び変更しない旨の通知の受理</p> <p>ル 法第九条第一項及び第三項の規定による必要な措置の勧告並びにその内容の通知及び公告</p> <p>ヲ 法第九条第四項の規定による勧告を踏まえた変更の届出の受理</p> <p>ワ 法第九条第七項の規定による勧告に従わなかった旨の公表</p> <p>カ 法第十一条第三項の規定による地位の承継の届出の受理</p> <p>ヨ 法第十二条の規定による関係行政機関等への協力の要請</p>
----------	---

岡山市
倉敷市

いての指導

五十三〜五十八略

四十九〜五十二略

あつては
イからハ
までに係
るものに
ついては
地域密着
型介護老
人福祉施
設に係る
もの（ハ
に係るも
ののうち
入所定員
の増加の
認可に係
るものに
ついては
地域密
着型介護
老人福祉
施設でな
くなる場
合を除く
。）に限
る。）

四十八〜五十一略

五十二 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成七年法律第九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
イ 法附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる法第一条の規定による改正前の理容師法第三条第五項に規定する実地習練の実施に
ロ 法附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる法第二条の規定による改正前の美容師法第四条第五項に規定する実地習練の実施につ

岡山市
倉敷市

<p>「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ・ロ略</p>	<p>倉敷市 玉野市 笠岡市 備前市 瀬戸内市 浅口市</p>	<p>七〇四十二略</p> <p>四十三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設(四十八の項において「地域密着型特定施設」という。)であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。)</p> <p>イハ略</p>	<p>各市町村 (岡山市 及び倉敷 市を除く)</p>	<p>四十四 略</p> <p>四十五 水道法(昭和三十二年法律第七十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの イハ略</p>	<p>高梁市 鏡野町</p>	<p>四十六・四十七略</p> <p>四十八 老人福祉法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イハ略</p>	<p>各市町村 (岡山市 及び倉敷 市にあつ てはトか ら又まで に係るも のに限り 町村に</p>
---	---	---	---	--	--------------------	---	--

<p>「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ・ロ略</p>	<p>倉敷市 玉野市 笠岡市 備前市 瀬戸内市 浅口市</p>	<p>六〇四十一略</p> <p>四十二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設(四十七の項において「地域密着型特定施設」という。)であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。)</p> <p>イハ略</p>	<p>各市(岡 山市及び 倉敷市を 除く。)</p>	<p>四十三 略</p> <p>四十四 水道法(昭和三十二年法律第七十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの イハ略</p>	<p>高梁市</p>	<p>四十五・四十六略</p> <p>四十七 老人福祉法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イハ略</p>	<p>各市(岡 山市及び 倉敷市に あつては トから 又までに 係るもの に限る。)</p>
---	---	---	--	--	------------	---	--

六 地方自治法（以下この項から八の項までにおいて「	五略	<p>イ 法第三十七条の四第一項の規定による充てんの許可</p> <p>ロ 法第三十七条の四第三項において準用する法第三十七条の二第一項及び第二項の規定による変更の許可及び届出の受理</p> <p>ハ 法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項の規定による完成検査</p> <p>ニ 法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項ただし書の規定による協会等が行う完成検査において技術上の基準に適合していると認められた旨の届出の受理</p> <p>ホ 法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第二項の規定による協会等からの完成検査の結果の報告の受理</p> <p>ヘ 法第三十七条の五第三項の規定による充てん設備の修理等の命令</p> <p>ト 法第三十七条の六第一項の規定による保安検査</p> <p>チ 法第三十七条の六第一項ただし書の規定による協会等が行う保安検査を受けた旨の届出の受理</p> <p>リ 法第三十七条の六第三項の規定による協会等からの保安検査の結果の報告の受理</p> <p>ヌ 法第三十七条の七第一項の規定による許可の取消し及び使用の停止の命令（イに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>ル 法第三十八条の三の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理</p> <p>ヲ 法第八十二条第二項の規定による報告の徴収（イからヌまで）に規定する事務に係るものに限る。）</p> <p>ワ 法第八十三条第三項の規定による立入検査等（イからヌまで）に規定する事務に係るものに限る。）</p> <p>カ 法第八十四条第一項の規定による条件の付加（イ及びロに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>ヨ 省令第三百三十二条の規定による報告の受理（充てん事業者に係るものに限る。）</p>
岡山市		

五 地方自治法（以下この項、次項及び七の項において	四略	
岡山市		

<p>(60) 法第五十二条第四項の規定による検査主任者の解任の命令</p> <p>(61) 法第五十三条の規定による登録の取消し並びに容器再検査及び付属品再検査の停止の命令</p> <p>(62) 法第五十四条第二項の規定による高圧ガスの種類等の変更に係る刻印等及び刻印等の抹消</p> <p>(63) 法第五十六条の二の規定による業務の廃止の届出の受理</p> <p>(64) 法第六十一条第一項の規定による報告の徴収（法第四十一条第一項に規定する容器製造業者に係るものを除く。）</p> <p>(65) 法第六十二条第一項の規定による立入検査等（(1)から(64)までに規定する事務に係るものに限る。）</p> <p>(66) 法第六十三条の規定による事故届の受理及び報告の命令（一般消費者等に係るものを除く。）</p> <p>(67) 法第六十四条の規定による指示</p> <p>(68) 法第六十五条第一項の規定による条件の付加（(1)、(8)、(12)及び(16)に規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>(69) 法第七十四条第一項から第三項までの規定による通報及び通報の受理（(1)、(2)、(12)、(14)、(24)、(30)、(35)、(39)及び(51)に規定する許可等に係るものに限る。）</p> <p>(70) 省令第十二条第二項第六号の規定による充てんの場所の届出の受理</p>	<p>三略</p>		<p>四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p>
		<p>各市町村</p>	
	<p>二略</p>	<p>三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）に基づく事務のうち、同法第三十八条の三の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理</p>	
		<p>各市町村</p>	

- (44) 法第二十七条第五項の規定による保安教育計画の忠実な実行等の勧告
- (45) 法第二十七条の二第五項（法第二十七条の四第二項、第二十八条第三項及び第三十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第六項（法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による選任及び解任の届出の受理
- (46) 法第三十四条の規定による保安統括者等の解任の命令
- (47) 法第三十五条第一項の規定による保安検査
- (48) 法第三十五条第一項各号の規定による協会等が行う保安検査を受けた旨の届出及び認定保安検査実施者による検査の記録の届出の受理
- (49) 法第三十五条第三項の規定による協会等からの保安検査の結果の報告の受理
- (50) 法第三十六条第二項の規定による危険な状態の届出の受理
- (51) 法第三十八条第一項の規定による許可の取消し並びに製造及び貯蔵の停止の命令
- (52) 法第三十八条第二項の規定による製造等の停止の命令
- (53) 法第三十九条の規定による製造のための施設の使用の一時停止の命令等（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第二条第二項に規定する一般消費者等（66において「一般消費者等」という。）に係るものを除く。）
- (54) 法第三十九条の十一の規定による検査の記録の届出の受理
- (55) 法第四十八条第五項の規定による高圧ガスの充てんの許可
- (56) 法第四十九条第一項の規定による容器検査所の登録
- (57) 法第五十条第三項の規定による容器検査所の登録の更新
- (58) 法第五十条第四項の規定による種類の制限
- (59) 法第五十二条第二項の規定による検査主任者の選任及び解任の届出の受理

- に従った高圧ガスの販売の命令
- (29) 法第二十条の七の規定による販売をする高圧ガスの種類の変更の届出の受理
- (30) 法第二十一条の規定による届出の受理
- (31) 法第二十一条第一項の規定による輸入検査
- (32) 法第二十一条第一項第一号の規定による協会等が行う輸入検査において技術上の基準に適合していると認められた旨の届出の受理
- (33) 法第二十一条第二項の規定による協会等からの輸入検査の結果の報告の受理
- (34) 法第二十一条第三項の規定による高圧ガスの輸入をした者に対する措置の命令
- (35) 法第二十四条の二第一項の規定による特定高圧ガスの消費の届出の受理（コンビナート等保安規則の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設と一体的に管理されている施設（以下この項において「一体的管理施設」という。）に係るものを除く。）
- (36) 法第二十四条の二第二項において準用する法第十条の二第二項の規定による特定高圧ガス消費者の地位の承継の届出の受理（一体的管理施設に係るものを除く。）
- (37) 法第二十四条の三第三項の規定による特定高圧ガス消費者に対する消費のための施設の修理等の命令（一体的管理施設に係るものを除く。）
- (38) 法第二十四条の四第一項の規定による特定高圧ガスの消費のための施設の変更の工事等の届出の受理（一体的管理施設に係るものを除く。）
- (39) 法第二十四条の四第二項の規定による特定高圧ガスの消費の廃止の届出の受理（一体的管理施設に係るものを除く。）
- (40) 法第二十六条第一項の規定による危害予防規程の制定及び変更の届出の受理
- (41) 法第二十六条第二項の規定による危害予防規程の変更の命令
- (42) 法第二十六条第四項の規定による危害予防規程の遵守等の命令及び勧告
- (43) 法第二十七条第二項の規定による保安教育計画の変更の命令

- (10) 法第十四条第四項の規定による第二種製造者の製造のための施設等の変更の届出の受理
- (11) 法第十五条第二項の規定による技術上の基準に従った高圧ガスの貯蔵の命令
- (12) 法第十六条第一項の規定による第一種貯蔵所の設置の許可
- (13) 法第十七条第二項の規定による第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位の承継の届出の受理
- (14) 法第十七条の二第一項の規定による第二種貯蔵所の設置の届出の受理
- (15) 法第十八条第三項の規定による第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所の修理等の命令
- (16) 法第十九条第一項の規定による第一種貯蔵所の変更の工事の許可
- (17) 法第十九条第二項の規定による第一種貯蔵所の軽微な変更の工事の届出の受理
- (18) 法第十九条第四項の規定による第二種貯蔵所の変更の工事の届出の受理
- (19) 法第二十條第一項の規定による完成検査
- (20) 法第二十條第一項ただし書の規定による協会等が行う完成検査において技術上の基準に適合していること認められた旨の届出の受理
- (21) 法第二十條第三項の規定による完成検査
- (22) 法第二十條第三項各号の規定による協会等が行う完成検査において技術上の基準に適合していると認められた旨の届出及び認定完成検査実施者による検査の記録の届出の受理
- (23) 法第二十條第四項の規定による協会等からの完成検査の結果の報告の受理
- (24) 法第二十條の四の規定による高圧ガスの販売の事業の届出の受理
- (25) 法第二十條の四の二第二項の規定による販売業者の地位の承継の届出の受理
- (26) 法第二十條の五第二項の規定による販売業者等に対する勧告
- (27) 法第二十條の五第三項の規定による勧告に従わなかった旨の公表
- (28) 法第二十條の六第二項の規定による技術上の基準

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

新		旧	
別表第一(第二条関係)	略	別表第一(第二条関係)	略
事務	略	事務	略
市町村	各市町村	市町村	
<p>一 略</p> <p>二 高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号。以下この項において「法」という。)及び一般高压ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(コンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)の適用を受ける高压ガスの製造に係るもの及び液化石油ガス(液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)第一条の液化石油ガスをいう。)の販売に係るものを除く。)</p> <p>(1) 法第五条第一項の規定による高压ガスの製造の許可</p> <p>(2) 法第五条第二項の規定による高压ガスの製造の届出の受理</p> <p>(3) 法第九条の規定による第一種製造者の許可の取消し</p> <p>(4) 法第十条第二項の規定による第一種製造者の地位の承継の届出の受理</p> <p>(5) 法第十条の二第二項の規定による第二種製造者の地位の承継の届出の受理</p> <p>(6) 法第十一条第三項の規定による第一種製造者に対する製造のための施設の修理等の命令</p> <p>(7) 法第十二条第三項の規定による第二種製造者に対する製造のための施設の修理等の命令</p> <p>(8) 法第十四条第一項の規定による第一種製造者の製造のための施設の変更の工事等の許可</p> <p>(9) 法第十四条第二項の規定による第一種製造者の製造のための施設の軽微な変更の工事の届出の受理</p>			

岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部税務課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>5年後を目途として、必要があると認めるときは、岡山県産業廃棄物処理税条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>
改正理由	<p>岡山県産業廃棄物処理税は法定外目的税であり、随時その必要性を判断しつつ課税を行うことが適当であるため、5年後を目途として、必要があると認めるときは、岡山県産業廃棄物処理税条例の規定について検討を加える必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>なし</p>
備 考	

岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例

岡山県産業廃棄物処理税条例（平成十四年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。
附則第五項中「この条例の施行後」を「岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例（平成十九年岡山県条例第 号）の施行後」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

改正理由

岡山県産業廃棄物処理税は法定外目的税であり、随時その必要性を判断しつつ課税を行うことが適当であるため、五年後を目途として、必要があると認めるときは、岡山県産業廃棄物処理税条例の規定について検討を加える必要がある。

岡山県産業廃棄物処理税条例新旧対照表

新	旧
<p>附則 1～4略</p> <p>5 (検討) 知事は、岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例(平成十九年岡山県条例第号)の施行後五年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則 1～4略</p> <p>5 (検討) 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）により、平成20年度中において発売する証票は、次のとおりとする。

発 売 総 額 15,000,000千円以内

ただし、全国自治宝くじ及び西日本宝くじとして発売するものとする。

（参 考）

当せん金付証票法抜粋

（都道府県等の当せん金付証票の発売）

第4条 都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び地方
財政法（昭和23年法律第109号）第32条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総
務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益
の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定め
る事業（次項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めたと
きは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従
い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証票を発売することができる。

2・3 略

総務委員会資料(Ⅱ)

<12月定例会主要事項>

	頁
○ おかやま旧日銀ホールの指定管理者の指定について ……	1
○ 損害賠償請求控訴事件の和解について ……	3

平成19年11月21日

企画振興部

おかやま旧日銀ホールの指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定するものとする。

- 1 管理を行わせる施設 岡山市内山下一丁目6番20号
おかやま旧日銀ホール
- 2 指定管理者となる団体 岡山市内山下一丁目6番20号
特定非営利活動法人バンクオブアーツ岡山
理事長 黒瀬仁志
- 3 指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

(参考)

- 1 地方自治法抜粋
(公の施設の設置, 管理及び廃止)
第244条の2 1～5 略
6 普通地方公共団体は, 指定管理者の指定をしようとするときは, あらかじめ, 当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 2 特定非営利活動法人バンクオブアーツ岡山の概要
 - (1) 設立 平成16年4月6日
 - (2) 役員数 12名(理事10名, 監事2名)
 - (3) 社員数 59名(役員を含む)
 - (4) 目的 広く県民に対して上質な文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに, 地域で文化芸術活動を行っている個人や団体に対して, 活動発表の場の提供や育成支援活動を行い, 岡山県の文化芸術の振興と県民文化の向上に寄与する。
 - (5) 事業内容
 - ① 文化芸術に関する公演等の企画実施
 - ② 文化芸術活動への支援及び人材の育成
 - ③ 文化芸術に関する情報の収集・提供・発信
 - ④ 文化芸術に根ざした街づくりの推進
 - ⑤ 旧日銀岡山支店の有効活用の推進

施設名	おかやま旧日銀ホール	
指定管理者の候補として選定した団体	岡山市内山下一丁目6番20号 特定非営利活動法人バンクオブアーツ岡山 理事長 黒瀬 仁志	
選定理由	<p>おかやま旧日銀ホール指定管理者選定委員会において、自主企画事業等による施設の設置目的に沿った機能の発揮、経費の縮減、管理を安定して行うことができる職員配置などの審査項目について審査を行い、各委員の評価をもとに総合的に検討した結果、申請団体のうち特定非営利活動法人バンクオブアーツ岡山が最も適当とされた。</p> <p>この審査結果を踏まえ、当該団体を指定管理者の候補としたものである。</p>	
選定方法	公募	
選定委員会	開催日	平成19年11月6日
	委員	委員長 企画振興部長 杉 潔 委員 岡山商科大学大学院商学研究科教授 鳥越 良光 岡山大学教育学部教授 高橋 昌子 (財)岡山シンフォニーホール専務理事 玉垣 夫規子 生活環境部文化振興課長 豊田 ひとみ 計5名
	委員の評価	選定団体 特定非営利活動法人バンクオブアーツ岡山 392点 株式会社オウエッチケイ、メディアサービス 269点 (500点満点)
指定期間	平成20年4月1日～平成25年3月31日	
担当課	企画振興部企画振興課 (内線：2322、直通：086-226-7251)	

損害賠償請求控訴事件の和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により，次のとおり和解について，議決を求める。

1 事 件 名

県有財産売買契約に係る損害賠償請求控訴事件

2 相 手 方

控訴人（第一審 原告）

兵庫県姫路市西八代町3番1号

マリンプラザ株式会社 代表取締役 くわだ たかとし 栗田 享 敏

3 係 争 物 件（土地）

備前市日生町寒河字スワ380番39

雑種地 6,194.74平方メートル

4 和 解 要 旨

- (1) 被控訴人（岡山県）は，控訴人との間の平成15年9月17日付け県有財産売買契約書第11条の規定により，本件土地を控訴人から買い戻す。
- (2) 被控訴人は，買戻代金として7,712万4,513円を控訴人に支払う。
- (3) 控訴人はその余の請求を放棄する。
- (4) 控訴人及び被控訴人は，控訴人と被控訴人の間には，本件に関し，本和解条項に定めるもののほかに何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は，第一審，第二審とも各自の負担とする。

(参 考)

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一～十一 略

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

十三～十五 略

2 略

県有財産売買契約書抜粋

岡山県（以下「甲」という。）とマリンプラザ株式会社（以下「乙」という。）とは、次の条項により岡山県有財産の売買契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(用途の指定等)

第7条 乙は、本件土地の用途を共同住宅建設用地（以下「指定用途」という。）とする。

2 乙は、平成20年9月30日（以下「指定期日」という。）までに、平成15年8月20日付けで乙が甲に提出した県有財産買受申請書に定める事業計画書に従って、共同住宅を建設し、指定用途に供さなければならない。ただし、やむを得ない理由により、あらかじめ指定用途又は指定期日の変更について甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(買戻しの特約)

第11条 甲は、乙が第7条及び第8条の規定に違反したときは、本件土地を買い戻すことができる。

2 略

総務委員会資料(Ⅲ)

- 外郭団体の見直し結果について P 1
- 審議会の見直し結果について P 2
- 「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限
移譲計画」の改訂について P 3
- 自治体消防発足60周年記念岡山大会について P 4

平成19年11月21日

総 務 部

外郭団体の見直し結果について

外郭団体を取り巻く経営環境が大きく変化している現状を踏まえ、今年度、「岡山県外郭団体の設立及び運営指導に関する指針」及び「岡山県外郭団体の見直し基準」に基づき、県民の視点に立って、団体のあり方や業務・組織の効率化等について、抜本的かつ詳細に分析等を行った結果を『外郭団体改革プラン』（別添）として取りまとめたので、その概要を以下のとおり報告する。

記

1 見直し対象 57 団体（平成19年4月現在）

2 見直し視点

- （必要性） 存続の適合性、事業の必要性など
- （健全性） 経営状況や経営基盤の検証など
- （自立性） 経営改善の取組、自立的経営の持続可能性など
- （透明性） 情報公開の取組など

3 検証方法

県及び団体が、それぞれ「外郭団体経営評価シート」を用いて評価を実施

4 見直し結果 抜本の見直しを行う外郭団体 最大 ▲19 団体

<内訳>

統廃合 ▲4 団体

- ・ (財)岡山県体育協会と岡山県スポーツ振興財団を「統合」
- ・ (福)吉備の里と(財)吉備高原保健福祉のむら事業団を「統合」
- ・ (社)岡山県観光連盟と(社)岡山県産業貿易振興協会を「統合」
- ・ 岡山県住宅供給公社の「廃止」

見直し ▲7 団体

(県関与の見直し)

- ・ 吉備松下(株)、(株)吉備NC能力開発センター、岡山県農業信用基金協会
(財)岡山県育英会

(県の指導監督のあり方等の見直し)

- ・ (福)自然の森、(社)岡山県聴覚障害者福祉協会、(財)岡山県老人クラブ連合会

あり方検討 ▲8 団体

- ・ (財)岡山総合展示場、(財)岡山県牛窓海洋スポーツ振興会、(財)倉敷スポーツ公園
(財)岡山県愛染会、(社)岡山県農地開発公社、(社)岡山県畜産公社
(財)岡山県林業振興基金、(財)岡山県開発公社

5 今後の取組

プランの着実な実行と情報公開の促進を図る観点から、取組状況や進捗状況については、県のホームページ等で毎年公表予定

審議会の見直し結果について

改訂第3次行財政改革大綱に基づき、これまで簡素で効率的・効果的な行政システムの構築に努めてきたところであるが、審議会について、平成18年1月に策定した「審議会の見直し方針」を踏まえつつ、統廃合についての検討や運営及び委員選任等の見直しに取り組んできた結果は次のとおりである。

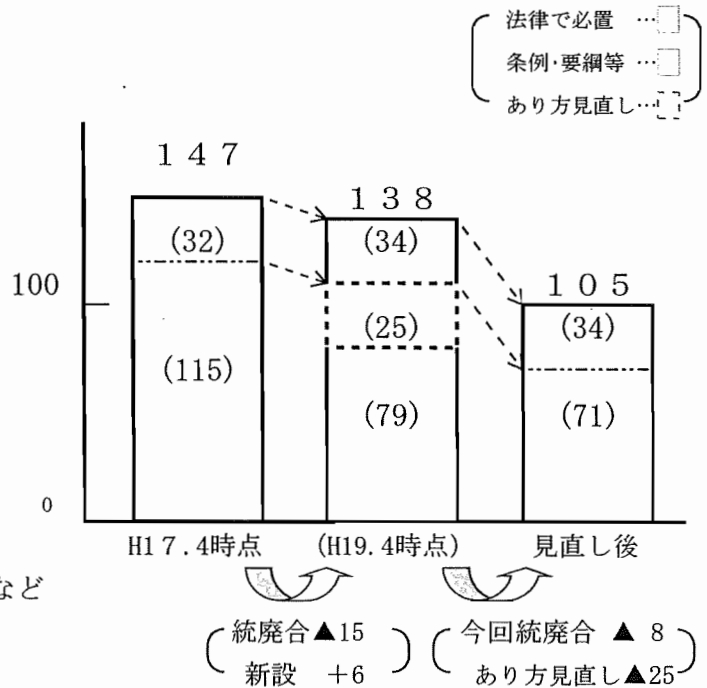
審議会数の見直し

▲ 42の審議会を削減
(改訂第3次行革大綱策定後)

統廃合 … ▲ 23
新設 … + 6
あり方見直し … ▲ 25
計 … ▲ 42

～今回統廃合 (▲8) の主なもの～

- 【廃止】・健康の森学園運営協議会
・郷土伝統的工芸品産業振興懇談会など
- 【統合】・行政情報公開審査会他
・環境保全委員会他など



委員選任の見直し

委員数の削減
(▲ 138人) ↓

女性登用率の向上
(+ 7.2%) ↑

H17.4 1,806人 → 今回見直し後 1,668人 (▲ 7.6%)

H17.4 24.9% → 今回見直し後 32.1% (+ 7.2%)

運営の見直し

積極的な情報公開

- ・HPの開設 …………… 74 審議会 (70.5%)
 - ・HPでの議事録公開 …… 40 審議会 (38.1%)
- ※今回見直し後の状況 (105審議会に占める割合)

統廃合による経費節減効果額

▲ 約10,000千円 ↓

※H17と、今回見直し後を比較

「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」 の改訂について

1 趣 旨

市町村への事務・権限の移譲については、「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」に基づき推進しているところである。

このたび、今年度の市町村との協議を踏まえ、移譲予定となる移譲事務を盛り込んで移譲計画を改訂した。

2 移譲予定となる事務・権限 ※印については、移譲対象を町村に拡大するもの(市へ移譲済み)。

区 分	昨年度決定 移 譲 事 務 (A)	移譲予定事務		移譲事務 合 計 (A+B)
		追加分(B)	拡大分※	
一律移譲方式対象事務	55	2	4	57
パッケージ方式対象事務	46	6	2	52
合 計	101	8	6	109

(1) 一律移譲方式対象事務 (6事務)

事 務 名	移譲(予定)年度		
	中核市	市	町村
農地転用(4ha以下)の許可	19		20※
農用地区域内における開発行為の許可	19		20※
地域密着型サービスとなる有料老人ホーム等の設置届出等			20
地域密着型サービスとなる特別養護老人ホームの設置認可等			20
地域密着型サービスとなる特別養護老人ホーム等の検査等		19	20※
地域密着型サービスとなる軽費老人ホームの設置届出等		19	20※

(2) パッケージ方式対象事務 (8事務)

事 務 名	対象市町村・移譲予定年度
福祉事務所パッケージ (6事務)	西栗倉村(20年度)、美咲町(21年度)
専用水道パッケージ (2事務)※	鏡野町(20年度)、勝央町(21年度)

3 今後の進め方

12月 3日	12月定例会に特例条例改正案の上程(20年度移譲事務)
12月~3月	県民への周知、研修会開催、事務引継ぎ
20年4月~	20年度からの移譲事務の開始

自治体消防発足60周年記念岡山大会について

平成19年度は、消防組織法が施行され自治体消防が発足して60周年を迎える極めて意義深い年度に当たることから、自治体消防の意義と重要性を認識し、今後の消防体制の充実強化を期するとともに、消防関係者相互の連帯と消防意識の高揚を図るため、次のとおり記念大会を開催する。

1 日 時 平成19年12月2日(日) 13:00～15:50

2 場 所 岡山武道館(岡山市いずみ町2-1-8)

3 主 催 岡山県、(財)岡山県消防協会

4 後 援 岡山県消防長会、(財)日本消防協会

6 参 集 者 約1,300人

7 内 容

(1) 記念式典

本県の消防の発展に多大の功績のある個人及び団体に対し、記念式典において知事表彰又は岡山県消防協会長表彰を授与する。

(2) 消防職団員意見発表

若手・中堅消防職団員が当面する諸課題等について意見発表する。

(3) 消防団活動事例紹介

各地区の消防団が活動事例や災害対応事例について紹介する。

外郭団体改革プラン

～健全で効率的な外郭団体の経営をめざして～

平成19年11月
岡山県

目次

1. はじめに

- (1) 外郭団体とは 1
- (2) 設立の経緯 1
- (3) 今、なぜ改革が求められているのか 2

2. 改革を行うにあたって

- (1) 経営状況の検証等の進め方 4
- (2) 検証(見直し)の視点と具体的なポイント 5

3. 改革の内容は 8

※検証(見直し)の取りまとめ結果

4. 個別団体ごとの改革内容 11

※改革の方向性、具体的な改革項目、今後のスケジュールなど

5. 改革プランの確実な実行 40

<参考>

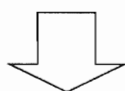
- ・別紙1 「外郭団体一覧表」
- ・別紙2 「外郭団体の設立及び運営指導に関する指針」
- ・別紙3 「外郭団体の見直し基準」

1. はじめに

(1) 外郭団体とは

県の事務事業と密接な関係を有する法人、または、県の出資もしくは出捐に係る法人のうち、平成11年5月に制定した、「岡山県外郭団体の設立及び運営指導に関する指針」第2条で定義された団体

- ① 県の出資額又は出捐額（以下「出資額等」という。）が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の4分の1以上のもの
- ② 県が出資又は出捐をしており、かつ、県職員を出向させているもの
- ③ 当該団体の前年度の収入の2分の1以上が県からの補助金、委託料等（県施設の指定管理に係る管理運営費を除く。）で占められているもの
- ④ 前各号の要件に該当しない法人のうち、県が出資又は出捐をしているものであって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 県職員（特別職を含む。）又は県退職者が代表者に就任しているもの
 - イ 県の出資額等と外郭団体（前各号に掲げるものに限る。）の出資額等を合わせた額が資本金等の4分の1以上であるもの
 - ウ 県の出資額等と市町村の出資額等を合わせた額が資本金等の4分の1以上であって、かつ、県の出資額等が県及び市町村の出資額等の中で最大であるもの（県及び市町村以外のものが単独で資本金等の2分の1を超える額の出資又は出捐をしているもの及び市町村職員（特別職を含む。）が代表者に就任している等市町村において主体的に指導監督すべきものを除く。）
 - エ 県からの貸付金があるもの又は県が損失補償を行っているもの
- ⑤ 前各号の要件に該当しなくなった法人であって、知事が指定するもの



平成19年4月1日現在 57 法人

※ 別紙1

(2) 設立の経緯

① 行政の補完機能

県民ニーズの多様化に対応して、行政が提供するサービスを補完し、県民に密着したきめ細やかな公的サービスを提供するための主体として、あるいは、行政が直接対応することが困難な分野の業務を行う主体として設立

② 行政の代替機能

行政が関わるべき業務の拡大に対応して、行政組織の肥大化を抑制するとともに、アウトソーシングの受け皿として設立

(3) 今、なぜ改革が求められているのか

① 団体を取り巻く環境の変化

<国の動き>

- ・平成15年9月の地方自治法の改正により、指定管理者制度が創設され、公の施設の管理運営を、県の出資団体等だけでなく民間事業者等が行うことも可能となったことから、県では平成18年4月から、本格的に指定管理者制度の導入を開始した。
- ・国の公益法人制度改革により、現行の公益法人についても、移行期間中に公益認定手続等が必要となった。
(平成18年6月の公益法人制度改革関連3法の公布により、5年間の移行期間内に、公益社団法人等への移行の認定又は一般社団法人等への移行の許可を知事等から受けなければならないこととなった)

<県の方針等>

- ・平成17年12月に策定した「改訂第3次行財政改革大綱」に基づき、平成22年4月までに、概ね1割を統廃合等により削減することとした。
(平成17年4月1日現在の、58法人をベースとして)
- ・平成19年3月に取りまとめた「入札制度等改革推進計画」に基づいて定めた「業務委託に係る運用方針」により、予定価格が100万円を超える契約について、一般競争入札(条件付)を実施することとなった。
(随意契約によらざるを得ない場合においても、原則として、企画競争又は公募等競争性のある契約方式を導入)
- ・指定管理者制度導入済み施設については、選定基準や選定方法などを含めた制度運営全般を見直すこととしており、今後、指定管理者の指定替えにおける選定手続等について、さらなる透明性の向上や公正性の確保等が求められている状況にある。

② 団体の現況等

- ・ 公的なサービスを提供する民間企業やNPO法人等が増加し、アウトソーシングの受け皿が多様化している。
- ・ 収入に占める県からの委託料、補助金等の割合が高止まりしている団体や、知事等を含む県職員が代表者や役員への就任している団体、さらには、県からの職員派遣などにより実質的に運営を行っている団体など、県への依存度が高い団体も見受けられる状況にある。
- ・ また、設立当初の目的が概ね達成され、必要性が薄れていると判断される団体や、保有資産の価値の下落や、管理運営経費等の増大によって、今後経営が厳しくなることが予想される団体があると考えられる。

③ その他

- ・ 県が貸付や損失補償等を行っているため、万が一、団体が経営破綻した場合には、県財政へ影響を及ぼすことが懸念される。

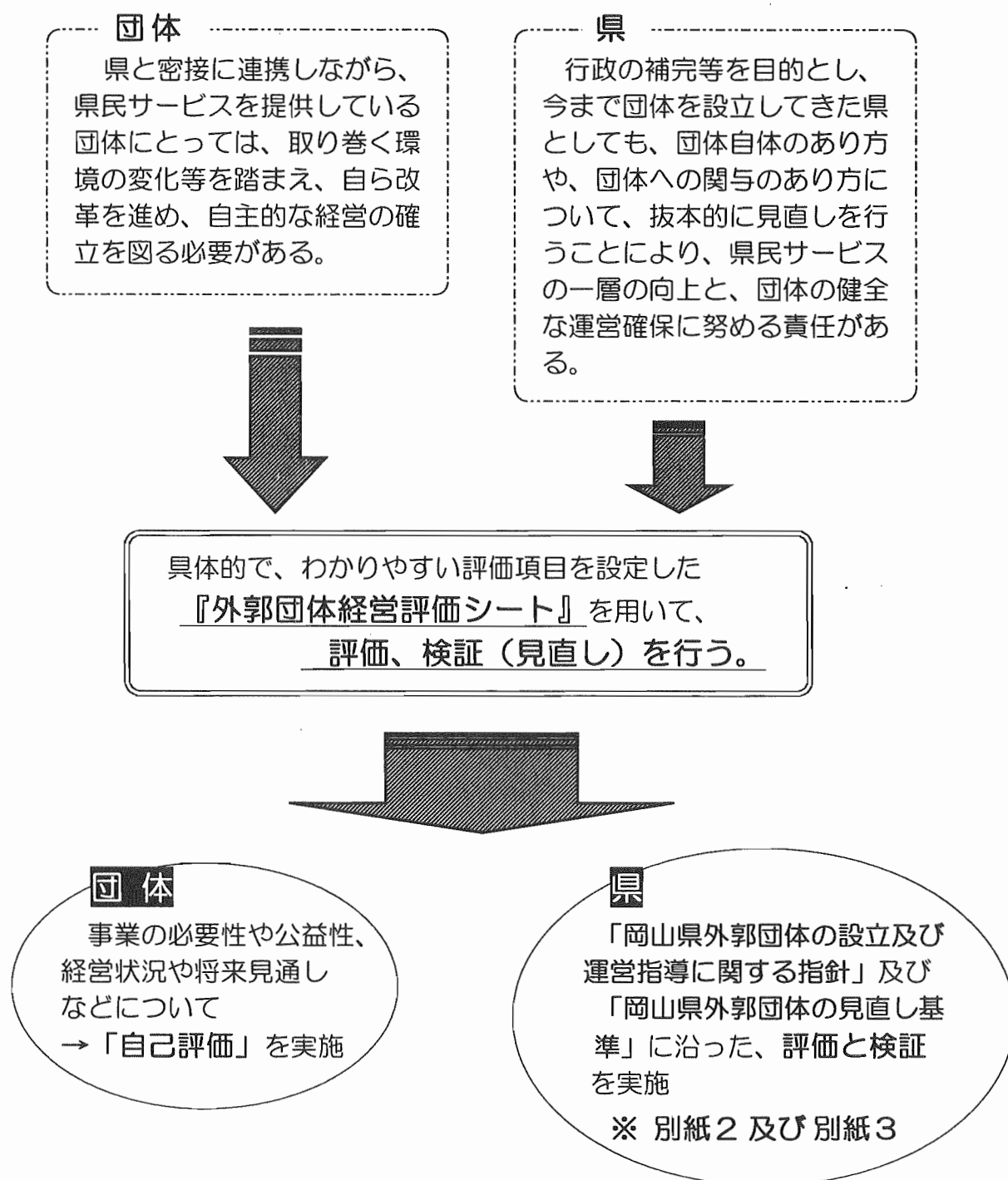
2. 改革を行うにあたって

今後とも、団体を取り巻く経営環境がますます厳しくなることが予想されるため、経営の現況はもとより、個々の団体が抱えている様々な課題について、県民の視点に立ち、詳細に把握・分析を行う必要がある。

また、団体の役割や経営状況等について積極的に情報公開し、県民へ説明を行う責任があると考えられる。

このため、以下により検証を行い、団体の改革を進めていくこととする。

(1) 経営状況の検証等の進め方



(2) 検証(見直し)の視点と具体的なポイント

団体及び県は、4つの視点(4方向)から検証を行うこととする。

① 必要性 (今後とも存続の適合性は認められるのか?)

- ・ 社会情勢等の変化により設立当初の目的が既に達成されているケースや、県民ニーズの多様化等により事業の必要性が低下しているケース等について検証を行う。
- ・ 設立時の目的や背景等を踏まえつつ、現在における団体のあり方等を検証するとともに、民間との役割分担についても再点検し、今後のあり方や統廃合を検討する。

② 健全性 (経営状況や経営基盤に問題はないのか?)

- ・ 財務状況や経営状況を分析し、効率的な運営がなされているかどうか点検を行う。
- ・ 実施事業や、組織及び管理運営体制の見直し等について検討する。

③ 自立性 (将来にわたり安定的な経営が可能であるのか?)

- ・ 主体的で積極的な経営改善に取り組んでいるかどうか検証する。
- ・ 県から専属的に請け負ってきた業務が、競争条件下に置かれることに伴い団体自らが将来を見通した経営目標を明確にした上で、今後も自立した経営を行っていくことが可能であるのか検証する。

④ 透明性 (積極的な情報公開を行っているのか?)

- ・ 経営状況や、活動内容等に関する情報公開の取組は進められているか検証する。



具体的な見直しポイント

団体の統廃合

- ・ 設立当初の目的が達成された団体や、設立の意義が薄れている団体、事業の必要性が低下している団体は、「廃止」もしくは「縮小」する。
- ・ 設立目的や事業内容等が類似している団体や、統合することにより組織体制の簡素化・合理化等が期待できる団体は、「統合」を行う。
- ・ 民間と業務が競合しているか、民営化した方が業務の効率性を確保できる団体や、県が民間企業等に委託することが可能な事業を主たる事業として行っている団体は、「廃止」もしくは「縮小」する。
- ・ 財務状況や経営状況の悪化が深刻な団体は、「廃止」する。

中・長期経営計画の策定

- ・ 今後の事業の基本的な方向や、重点的に取り組む業務等を十分検討したうえで、その具体的な実行・展開のための3年から5年程度の実施計画（経営計画）を策定するよう指導を行う。

経費の節減

- ・ 一般管理費については、毎年度一定率の節減目標を設定するなど、可能な限り抑制するよう指導する。
- ・ 人件費についても、団体の業績や経営状況等の実態に即した適正な給与体系・給与水準となるよう指導を行い、給与の適正化を図る。

自主財源の確保

- ・ 経営の自主性、自立性を高めるため、団体の設立目的等を考慮したうえで、県以外からの事業の受託や、受益者負担の増加対策の実施等により、自主財源の確保に努めるよう指導する。

組織や業務の簡素化等

- ・ 業務運営の効率化を図るため、他団体との事務局統合や、課又は係の統合等により組織の簡素化を図る。

- ・団体が実施している個々の事業について、必要性や、妥当性、有効性、効率性等の点検を行ったうえで、事業廃止や事業再編を進める。

県の人的関与の見直し

- ・県職員の派遣については、県と団体との業務及び責任分担を明確にするとともに、団体の自主性及び独立性が損なわれないよう配慮し、人員については必要最小限の範囲で行うこととする。
- ・団体代表者への県職員の就任は、事業執行上特に必要なものを除き、団体の経営責任の明確化と主体性を高める観点から、廃止する方向で検討する。

県の財政的関与の見直し

- ・「委託料」については、委託事業の必要性を検証するとともに、県民サービスの向上等のため業務内容等の見直しを行う。
- ・「補助金」については、補助対象事業の内容等を精査し、県が直接行う事業と団体の自主財源で実施する事業との役割を明確化するとともに、事業の実施手法等についても見直しを行う。
- ・「貸付金」については、団体の経営状況や事業内容を点検し、必要性や、緊急性、妥当性等について検証を行ったうえで、早期償還もしくは縮減に努める。
- ・「出資金」については、団体の設立目的や経営状況を勘案したうえで、可能な限り引き揚げ(県出資割合の縮小)を検討する。

県の指導監督のあり方等の見直し

- ・指定管理者制度や公益法人制度改革など、県と団体との間の新たなルールや指導監督の制度の創設を受け、今回の見直しによる各団体の現状、改革方策も踏まえつつ、県との関わりの度合いに即した、より効果的、重点的な指導監督を行うこととし、これに併せた外郭団体の要件の見直しを行う。

情報公開の促進等

- ・団体の透明性を確保する観点から、財務諸表、事業計画、中・長期経営計画、組織・人員管理状況、活動内容などの情報は積極的に公開することとする。

3. 改革の内容は

団体による自己評価を踏まえた上で、県による評価と見直しを行った結果は、次のとおりである。

【抜本の見直しを行う外郭団体の総数】

平成19年4月現在の
57団体から

今後、プランに掲げた個別団体ごとの具体的な改革項目がすべて着実に実行された場合における最大削減団体数

▲19 団体

うち行革期間中のもの **▲11**

内訳

統廃合

▲4 団体 うち行革期間中のもの **▲4**

見直し

▲7 団体 うち行革期間中のもの **▲7**

あり方検討

▲8 団体



まず、最初に。

改革内容等の整理（分類）

統廃合とは

設立当初の目的が概ね達成されているもの、必要性が薄れているもの、経営状況が著しく悪化しているもの等については、団体を解散することとし「廃止」として整理。

また、他の団体と事業分野に類似性があり、統合または業務の移管により、組織体制の簡素化や事業の総合化等の効果が見込まれるものについては「統合」として整理。

見直しとは

県関与（人的・財政的）の見直しを行うもの、県の指導監督のあり方等の見直しを行うもの等については「見直し」として整理。

あり方検討とは

団体を取り巻く経営環境に大きな課題を抱えているもの、今後の経営見通しが著しく不透明なもの、将来的に団体の役割が低下することが予想される団体等については、団体のあり方を抜本的に見直す必要があることから「あり方検討」として整理。

【見直し結果の主なもの】

※下線…抜本的見直しを行う団体

統廃合 ▲4団体

団 体 名	見 直 し 内 容 (実施年度)
(財)岡山県体育協会 → 統合 岡山県スポーツ振興財団	スポーツ振興財団を解散し、業務や財産を県体協へ移管 (H21)
(福)吉備の里 → 統合 (財)吉備高原保健福祉のむら事業団	保健福祉のむら事業団を解散し、所要な業務を(福)吉備の里へ移管 (H20)
(社)岡山県観光連盟 → 統合 (社)岡山県産業貿易振興協会	(社)産業貿易振興協会を解散し、所要な業務を(社)観光連盟へ移管 (H21)
岡山県住宅供給公社 → 廃止	保有資産を処分し解散 (H21)

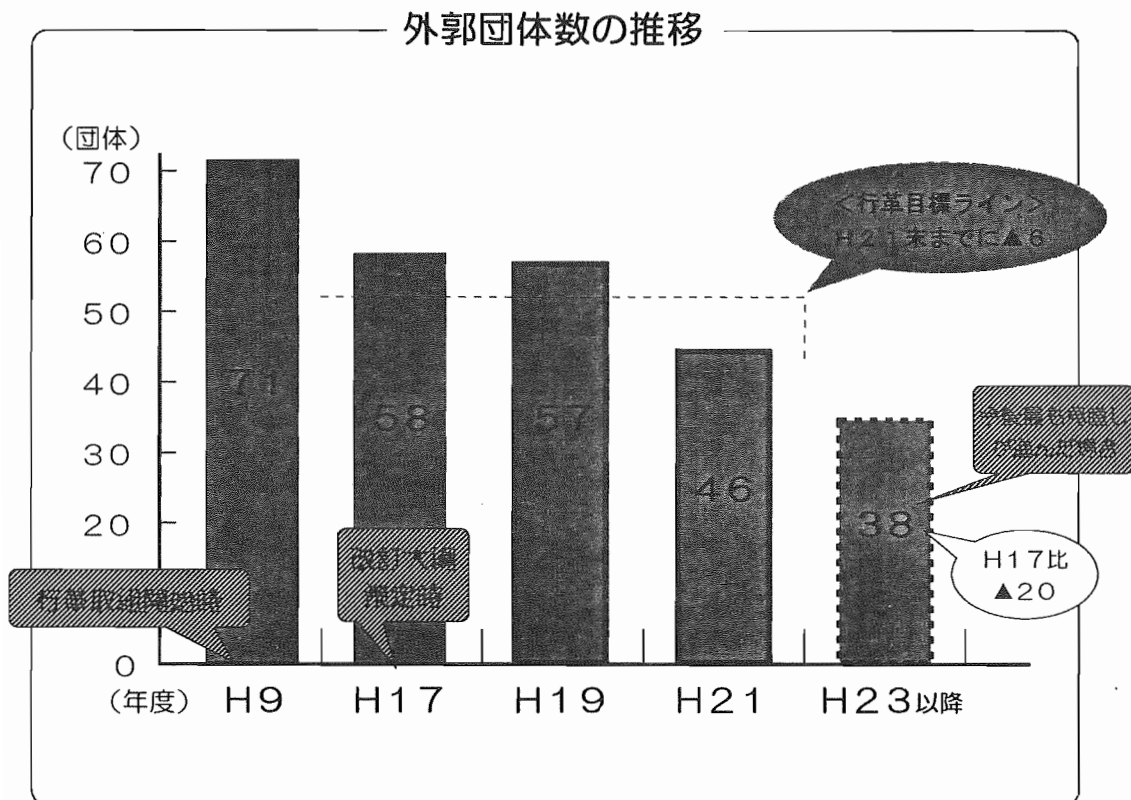
見直し ▲7団体

団 体 名	見 直 し 内 容 (実施年度)
《県関与の見直し》 吉備松下(株) (株)吉備NC能力開発センター 岡山県農業信用基金協会 (財)岡山県育英会	県出資割合の縮小 (H20) 県出資割合の縮小 (H20) 代表者への県職員就任の廃止検討 (H21) 代表者への県職員就任の廃止 (H21)
《県の指導監督のあり方等の見直し》 (福)自然の森 (社)岡山県聴覚障害者福祉協会 (財)岡山県老人クラブ連合会	指定管理者制度での適正な指導監督 (H20) 指定管理者制度での適正な指導監督 (H20) 継続的な安定経営の確保による自立化等 (H20)

あり方検討 ▲8団体

団 体 名	見 直 し 内 容 (実施年度)
(財)岡山総合展示場	指定管理者制度の指定期間を踏まえた、団体のあり方検討 (H20～)
(財)岡山県牛窓海洋スポーツ振興会	指定管理者制度の指定期間を踏まえた、団体のあり方検討 (H20～)
(財)倉敷スポーツ公園	指定管理者制度の指定期間を踏まえた、団体のあり方検討 (H20～)
(財)岡山県愛染会	今後の母子寡婦福祉施策等を踏まえた上での団体のあり方検討 (～H21)
(社)岡山県農地開発公社	長期保有農地の早期処理と、解散も視野に入れた抜本的な見直し (～H22)
(社)岡山県畜産公社	類似団体との統合も視野に入れた業務委託先の検討 (～H21)
(財)岡山県林業振興基金	基金造成完了後、運営形態のあり方検討 (H23以降)
(財)岡山県開発公社	事業内容の見直し、及び他団体との統合等の検討 (～H21)

【成果の説明】



※ 今後、プランに掲げた個別団体ごとの具体的な改革項目が、すべて着実に実行された場合における最大削減団体数を基に推計。

4. 個別団体ごとの改革内容（57団体）

（注）【具体的な改革項目】の番号は、【改革の方向性】の番号と対比させている。

No.1

団体名	(社)岡山県総合協力事業団	所管課	総務学事課		
事業概要	地方公共団体の事務及び事業に関する業務の受託 総合グラウンドの管理運営等				
改革の方向性	① 組織の合理化及び経営の効率化 ② 経営基盤強化のための新規事業展開等				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 人件費の削減（人員削減、給与見直し等）、一般管理費等事務費の削減	→				
② 新規事業（職業紹介・人材派遣事業等）の展開、新規受託事業の開拓等	→				

No.2

団体名	(学)吉備高原学園	所管課	総務学事課		
事業概要	吉備高原学園高等学校の設置運営				
改革の方向性	① 収入（自主財源）の増加対策 ② 事業評価制度等の導入と、積極的な経営状況の公表				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 受験者数の増加対策等	→				
② 数値目標の設定と達成状況の評価等	→				

団体名	チボリ・ジャパン(株)	所管課	企画振興課		
事業概要	倉敷チボリ公園の運営等				
改革の方向性	① 倉敷チボリ公園の今後のあり方と併せて検討				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 今後のあり方の検討(平成19年度)					
① 今後のあり方を踏まえた上での見直し検討	→				

団体名	(株)吉備高原都市サービス	所管課	地域振興課		
事業概要	吉備高原都市等における公共・公益的施設の維持管理 吉備高原都市活性化イベントの開催等				
改革の方向性	① 効率的な組織と運営体制の構築 ② 収入(自主財源)の増加対策				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 運営体制の効率化、一般管理費の削減	→				
② 積極的なテナント誘致活動の実施等				→	

団体名	岡山空港ターミナル(株)	所管課	航空企画推進課		
事業概要	岡山空港旅客及び貨物ターミナルビル等の管理運営等				
改革の方向性	① 県の財政的支援(貸付金)について縮小を検討 ② 経営状況や、航空・空港関連情報の積極的な公開				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 短期貸付金の縮減及び早期償還の検討	→				
② ホームページの設置、広報誌の発行等	→				

団体名	(財)岡山県国際交流協会	所管課	国際課		
事業概要	国際交流の推進、国際協力、国際理解等に関する事業 岡山国際交流センターの管理運営等				
改革の方向性	① 国際交流センターの指定替えの動向を踏まえつつ、公益法人制度改革に対応した組織の再編及び事業の見直し ② 収入(自主財源)の増加対策等による経営基盤の安定化及び事務局の体質強化				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① センター運営の効率化、NGO等との協働推進、利便性の向上、評議委員会の設置、理事会の改組、事業の抜本的見直し等	→				
② 会費収入・各種事業収入等の増収対策、事務局職員の資質向上等	→				

No.7

団体名	(財)岡山県環境保全事業団	所管課	県民生活課		
事業概要	廃棄物の処理処分事業 環境調査事業等				
改革の方向性	① 業務の効率化と経営基盤の安定 ② 県の人的関与の見直し				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 中期経営目標に基づく経営実行	→				
② 県職員派遣(土木職・3名)の終了	→				

No.8

団体名	(財)岡山県郷土文化財団	所管課	文化振興課		
事業概要	文化事業、自然・文化財保護事業 後樂園の管理運営等				
改革の方向性	① より効果的な事業実施及び新たな事業展開の検討 ② 収入(自主財源)の増加対策等				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 経営計画の策定とそれに基づく事業実施	→				
② 会員数の増加対策等	→				

団体名	(財)岡山シンフォニーホール	所管課	文化振興課		
事業概要	岡山シンフォニーホールの管理運営 自主文化事業の実施等				
改革の方向性	① 効果的・効率的な運営体制の確立 ② 収入(自主財源)の増加対策				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 施設維持管理経費の縮減、弾力的な人員配置等	→				
② 利用者数・利用者層等の拡大	→				

団体名	岡山県スポーツ振興財団	所管課	スポーツ振興課		
事業概要	スポーツ活動機会の充実のための事業 団体の育成助成等				
改革の方向性	① 体育・スポーツの普及振興、県民の体力向上、スポーツ精神の高揚等を図るため、生涯スポーツ及び競技スポーツの振興を、有機的かつ総合的に行う観点から類似団体と統合				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① (財)岡山県体育協会との統合	→ 統合 (H21)				

団体名	(財)岡山県体育協会	所管課	スポーツ振興課		
事業概要	体育・スポーツの普及振興 競技力向上事業等				
改革の方向性	① 体育・スポーツの普及振興、県民の体力向上、スポーツ精神の高揚等を図り、生涯スポーツ及び競技スポーツの振興を、有機的かつ総合的に行う観点から類似団体を吸収し、経営基盤等を充実強化 ② 中長期的視点に立った、健全で安定的な団体経営の実行				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 岡山県スポーツ振興財団との統合	→ 統合 (H21)				
① 新規会員の獲得、新規事業分野の開拓、一般管理費の削減等	→				
② 中期経営計画の策定	→				

団体名	井原鉄道(株)	所管課	交通対策課		
事業概要	鉄道事業等				
改革の方向性	① 中長期的視点に立った、健全で安定的な会社経営の実行 ② 収入(運賃等)の増加対策及び利用促進対策の実施 ③ 維持管理経費等の縮減				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 中期経営計画に基づく経営実行	→				
② 全社員によるセールス活動、企画事業の実施、地域と連携したイベント開催等	→				
③ 車両及び線路等保守経費の節減等	→				

団体名	(財)児島湖流域水質保全基金	所管課	環境管理課		
事業概要	児島湖及びその流域河川の水質浄化を図るための普及啓発事業等				
改革の方向性	① より効率的な事業実施方法等の検討等				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① より効果的・効率的な事業展開、県民ニーズの的確な把握、積極的な事業PR等	→				

団体名	(財)岡山県福祉事業団	所管課	保健福祉課		
事業概要	岡山県福祉基金の管理・貸付事業 総合福祉会館の管理運営等				
改革の方向性	① 中長期的視点に立った、効率的で安定的な財団運営の実行				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 中長期経営計画の策定	→				
① 経費節減、施設の利用促進及び整備方針の検討等	→				

団体名	(財)岡山県老人クラブ連合会	所管課	長寿社会対策課	
事業概要	老人クラブの普及育成及び援助等			
改革の方向性	① 老人クラブ活動の活性化及び経営基盤強化のための会員加入促進 ② 事業活動内容及び経営状況等の積極的な情報公開			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 新規会員の加入促進等	→			
② ホームページの設置、情報公開規定の整備等情報公開の促進	→			

団体名	(財)岡山県健康づくり財団	所管課	健康対策課	
事業概要	結核・がん・生活習慣病等の健康診査、医療及び健康増進事業 南部健康づくりセンターの管理運営等			
改革の方向性	① 中長期的視点に立った、自主性の高い財団経営 ② 効率的で安定的な経営基盤の確立			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 中期経営計画の着実な実行	→			
② 業務の効率化、一般管理費の削減、事業展開の強化による収益確保等	→			

団体名	(財)岡山県生活衛生営業指導センター	所管課	生活衛生課	
事業概要	生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び、改善向上等の相談・指導等			
改革の方向性	① 事業活動内容や、経営状況等の積極的な情報公開			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 個人情報保護等規定の整備及び各種管理情報の公表等情報公開の促進	→			

団体名	(財)岡山県動物愛護財団	所管課	生活衛生課	
事業概要	動物の愛護に関する普及啓発事業 動物の適正な飼養に関する指導・相談等			
改革の方向性	① 自立性の確保のための収入(自主財源)の増加対策			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 「ふれあい動物友の会」会員の加入促進、基本財産運用収入の増加対策等				→

団体名	吉備松下(株)	所管課	障害福祉課		
事業概要	ビデオ関連部品の組立・加工等				
改革の方向性	① 法人の自立性及び健全性を考慮しつつ県の財政的関与を縮小				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 県出資割合の縮小	→				

団体名	(財)吉備高原保健福祉のむら事業団	所管課	障害福祉課		
事業概要	保健福祉のむら整備事業 交流・ふれあい事業等				
改革の方向性	① 吉備高原都市内の就労支援の拡大と、障害者福祉及び地域住民とのさらなる交流促進等を図る観点から、所要の業務を(福)吉備の里へ移管し統合				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 所要な業務を(福)吉備の里へ移管し統合	→統合 (H20)				

団体名	(福)吉備の里	所管課	障害福祉課		
事業概要	身体障害者授産所・知的障害者授産所等の管理 障害福祉サービス事業の運営等				
改革の方向性	① 健全で主体的・自立的な法人運営の確立 ② 吉備高原都市を基盤とした地域福祉・社会福祉を充実する観点から、類似団体を吸収し、経営基盤等を充実強化 ③ 法人の自立性及び健全性を考慮しつつ、県の人的関与を縮小				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 維持管理経費等の縮減、施設利用率の向上、中期計画(～平成23年度)の推進等	→				
② (財)吉備高原保健福祉のむら事業団との統合	→ 統合 (H20)				
③ 代表者への県職員就任の廃止	→				

団体名	(株)吉備NC能力開発センター	所管課	障害福祉課		
事業概要	身体障害者の能力開発訓練 金型の生産受託加工及びNCソフトウェアの製作販売				
改革の方向性	① 法人の自立性及び健全性を考慮しつつ、県の財政的関与を縮小				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 県出資割合の縮小	→				

団体名	(福)健康の森学園	所管課	障害福祉課		
事業概要	健康の森学園授産施設の管理等				
改革の方向性	① 簡素で効率的な運営体制の確立及び指定管理施設の適正な管理の確保				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項	目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
①	一般管理費・人件費の節減等	→			

団体名	(福)自然の森	所管課	障害福祉課		
事業概要	知的障害者通所授産施設等の設置経営 玉島寮の管理等				
改革の方向性	① 簡素で効率的な運営体制の確立及び指定管理施設の適正な管理の確保				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項	目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
①	一般管理費・人件費の節減等	→			

団体名	(社)岡山県聴覚障害者福祉協会	所管課	障害福祉課	
事業概要	聴覚障害者の福祉増進事業 聴覚障害者センターの管理運営等			
改革の方向性	① 簡素で効率的な運営体制の確立及び指定管理施設の適正な管理の確保			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 一般管理費・人件費の節減等	→			

団体名	(財)岡山県愛染会	所管課	子育て支援課	
事業概要	母子寡婦家庭等に関する福祉事業 母子寡婦家庭の雇用促進及び雇用の機会の確保等			
改革の方向性	① 今後の母子寡婦福祉施策等を踏まえた上での団体のあり方検討 ② 健全な財政基盤と、自立的な法人運営の確立 ③ 公益法人制度改革を見据えた公益性の向上対策			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 団体のあり方検討	→			
② 新規事業の検討、受託事業の拡大等	→			
③ 母子寡婦の雇用率の向上、母子寡婦家庭等に対する各種援助事業の実施	→			

団体名	(財)岡山総合展示場	所管課	企業立地・物流推進課		
事業概要	総合展示場コンベックス岡山の管理運営等				
改革の方向性	① 指定管理者制度の指定期間を踏まえた、団体のあり方等についての検討				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 指定管理者制度に対応した、一層効率的な業務執行体制の見直し	→				
① 指定管理業務が終了した場合の団体のあり方等の検討	→				

団体名	水島港国際物流センター(株)	所管課	企業立地・物流推進課		
事業概要	水島港国際コンテナターミナルの管理運営等				
改革の方向性	① 新たな施設整備を踏まえた中長期的な安定経営の実現 ② 管理運営情報等の積極的な公開				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 経営計画の履行状況の検証とその結果を踏まえた経営見直し	→				
② 法人経営情報等の情報公開の促進	→				

団体名	岡山県総合流通センター(株)	所管課	企業立地・物流推進課		
事業概要	総合流通センター内の公益的施設の管理運営				
改革の方向性	① 効率的で安定的な法人運営の実行 ② 経営状況等の積極的な公開				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 新規テナントの誘致、駐車場用地の有効活用、一般管理費の縮減	→				
② 法人経営情報等の情報公開の促進	→				

団体名	岡山セラミックス技術振興財団	所管課	産業振興課		
事業概要	耐火物及びセラミックスに関する研究・技術開発 岡山セラミックスセンターの管理等				
改革の方向性	① 組織体制の一層の充実強化 ② 業務内容の充実・拡大				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 職員の能力向上、組織体制の充実強化	→				
② 研究業務及び試験分析業務、研修業務、技術的相談業務の充実拡大	→				

団体名	倉敷ファッションセンター(株)	所管課	産業振興課	
事業概要	繊維関連産業等の新商品開発支援及び人材育成支援 ホール等施設の賃貸及び管理運営等			
改革の方向性	① 経営改善計画の着実な履行 ② 管理運営情報の積極的な公開			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 経営改善計画の進捗状況の検証 とその結果に基づく見直し検討	→			
② 法人経営情報等の情報公開の促進	→			

団体名	(株)オービス	所管課	新産業推進課	
事業概要	ネットワークの設計・構築・運用・保守・監視等			
改革の方向性	① 中長期的視点に立った、効率的で安定的な経営 ② 法人の自立性及び健全性を考慮しつつ県の財政的関与を縮小			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 経営の効率化、新分野への取組 強化等	→			
② 県貸付金の返済(2億円)	→			

団体名	岡山県信用保証協会	所管課	経営支援課		
事業概要	中小企業者が金融機関から貸付を受ける際の債務保証				
改革の方向性	① 経営基盤の強化に向けた継続的な取組				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 新たな保証商品の開発	→				
① 他協会とのシステムの共同化等 業務の効率化	→				

団体名	(財)岡山県産業振興財団	所管課	経営支援課		
事業概要	中小企業の体質改善及び経営基盤の強化等に関する事業 産業技術の振興及び技術移転に関する事業等				
改革の方向性	① 経営基盤の強化(自立性の向上) ② 経営状況等に係る透明性の向上				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 自主財源確保事業の拡大、一般 管理費の節減	→				
① 自己評価制度の導入による自主 事業費用対効果の検証	→				
② 外部意見の取り入れ等情報公開 の促進	→				

団体名	(社)岡山県観光連盟	所管課	観光物産課		
事業概要	観光情報の提供及び観光宣伝・誘客促進活動 観光物産及び観光文化の振興等				
改革の方向性	① 県の人的関与について縮小を検討 ② 安定的な事業・財政運営の確立 ③ 観光文化及び観光物産の振興を総合的に推進する観点から、(社)岡山県産業貿易振興協会と統合				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 県職員派遣の縮小、会員団体からの職員派遣による体制強化	→				
② 実施事業の見直しと自主財源の一層の確保（新規事業の展開・会員の拡充）	→				
③ (社)岡山県産業貿易振興協会との統合		統合 (H21)			

団体名	岡山県農業信用基金協会	所管課	組合指導課		
事業概要	農業者が農業協同組合等から貸付を受ける際の債務保証				
改革の方向性	① 管理運営情報の積極的な公開 ② 法人の自立性及び健全性を考慮しつつ、県の人的関与のあり方を検討				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 組織人員管理等に係る情報公開	→				
② 代表者への県職員就任の廃止検討	→				

団体名	(社)岡山県農地開発公社	所管課	農業経営課		
事業概要	農地保有合理化事業 農用地等基盤整備事業等				
改革の方向性	① 長期保有農地の早期処理 ② 実施業務を整理し、組織の解散も視野に入れた抜本的な見直し				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 長期保有農地の処理スキームの円滑な実施(早期買取と処分による借入金利負担の軽減)	→				
② 事業の必要性や実施方法等を検証しながら、組織のあり方を検討(農地保有合理化事業、農業基盤整備事業等)	→				

団体名	岡山県農林漁業担い手育成財団	所管課	農業経営課		
事業概要	農林漁業への就業促進事業 青少年農林文化センター三徳園等の管理運営等				
改革の方向性	① 計画的な事業・財政運営と、健全で自主性の高い財団経営の確立				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 中期的経営計画の策定	→				
① 一般管理費等の縮減	→				

団体名	(財)中国四国酪農大大学校	所管課	畜産課		
事業概要	企業的酪農後継者の養成等				
改革の方向性	① 学校運営の合理化対策 ② 収入（自主財源）の増加対策 ③ 県の人的関与・財政的関与について縮小を検討				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 経費節減、牧場経営の合理化	→				
② 学生の増加対策、授業料の増収	→				
③ 県職員派遣の縮小	→				
③ 県貸付金の返済(12,000千円)	→				

団体名	(社)岡山県畜産公社	所管課	畜産課		
事業概要	総合畜産センターの作業業務等の受託 まきばの館の管理等				
改革の方向性	① 経営改善に向けた不断の取り組み及び組織・業務の抜本的見直し ② 類似団体との統合も視野に入れた業務委託先の検討				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 一般管理費の節減、派遣職員の縮減等人件費の削減、牧場施設等保有財産の売却検討	→				
② 類似団体との統合も視野に入れた業務委託先の検討	→				

団体名	(株)岡山県食肉センター	所管課	畜産課	
事業概要	枝肉の部分肉処理に関する業務等			
改革の方向性	① 経営状況等の積極的な公開			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① ホームページの開設等情報公開の促進	→			

団体名	岡山県漁業信用基金協会	所管課	水産課	
事業概要	中小漁業者等が金融機関等から貸付を受ける際の債務保証			
改革の方向性	① 組織の合理化及び経営体質の強化 ② 計画的な事業・財政運営の確立 ③ 経営状況等の積極的な公表			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 役員の削減、他団体との管理部門の統合、一般管理費の節減等	→	→		
② 中期経営計画の策定	→			
③ ホームページの開設・広報誌の発行等情報公開の促進	→			

団体名	(財)岡山県水産振興協会	所管課	水産課	
事業概要	漁業振興及び漁業操業安全に関する事業 水産資源の保護培養等			
改革の方向性	① 計画的な事業・財政運営の確立 ② 収入（自主財源）の増加対策 ③ 経営状況等の積極的な公表			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 中期経営計画の策定	→			
② 新規受託事業の開拓、新規事業の展開	→	→	→	→
③ ホームページの開設・広報誌の発行等情報公開の促進	→			

団体名	(社)おかやまの森整備公社	所管課	林政課	
事業概要	分収造林契約に基づく森林の造成・整備と森林資源の保続・増進 県営林等の森林整備受託等			
改革の方向性	① 経営改革スキームに沿った不断の経営合理化及び環境保全等を重視した森づくりの推進並びに間伐等による事業収入の確保等 ② 新たな経営改革方針の検討等			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 経営計画の着実な推進（人件費・一般管理費の削減、事業コストの縮減、間伐・択伐による事業収入の確保等）	→	→	→	→
② 次期経営計画の策定と実行		→	→	→

団体名	(財)岡山県林業振興基金	所管課	林政課	
事業概要	林業労働者の就労条件の整備及び林業事業主の事業合理化支援 林業労働力の確保支援及び新規就業支援等			
改革の方向性	① 林業労働力の安定的確保と担い手育成の推進を図るため、早期の基金造成に努めるとともに、財団の事業に対する社会的な要請や社会情勢の変化（公益法人制度改革への対応）等も踏まえ、財団の運営形態のあり方について幅広く検討			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 早期の基金造成	→			
① 公益法人制度改革を見据えた財団の運営形態のあり方検討	→			

団体名	岡山県土地開発公社	所管課	監理課	
事業概要	公共用地等の取得・管理・処分等			
改革の方向性	① 中長期的視点に立った、効率的で安定的な公社運営の実行 ② 経営基盤の強化のための収入増加対策 ③ 県の人的関与について縮小を検討 ④ 経営状況等の積極的な公開			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 退職不補充による常勤職員の削減、事務経費等一般管理費の縮減	→			
② 県以外からの受託事業の新規開拓等	→			
③ 県職員派遣の縮小	→			
④ ホームページの設置等情報公開の促進	→			

団体名	(財)岡山県開発公社	所管課	監理課	
事業概要	建物、施設等の取得・処分・管理 城下地下駐車場等の管理運営等			
改革の方向性	① 公益法人制度改革を踏まえ、現在財団で実施している業務を見直し、組織のスリム化や業務の整理等を行い、事業の効率化を図るとともに、類似業務を行う団体との統合等も検討			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 他団体との統合等の検討	→			→
① 組織のスリム化、事業内容の見直し、経常経費の削減等	→			

団体名	(財)岡山県建設技術センター	所管課	技術管理課	
事業概要	建設技術者の研修 県及び市町村の技術支援等			
改革の方向性	① 県の人的関与の縮小 ② 公益法人制度改革を踏まえ、現在財団で実施している業務を見直し、組織のスリム化や業務の整理等を行い、事業の効率化を図るとともに、類似業務を行う団体との統合等も検討			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 県職員派遣の縮小	→			
② 他団体との統合等の検討	→			→
② 技術支援業務の見直し、研修業務の内容充実等	→			

団体名	(財)吉井川水源地域対策基金	所管課	河川課	
事業概要	水源地域の振興対策等			
改革の方向性	① 安定的な基金運営財源の確保			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 基本財産の安全でより有利な運用等	→			

団体名	(財)岡山県牛窓海洋スポーツ振興会	所管課	港湾課	
事業概要	海洋スポーツ・レクリエーションの普及振興 牛窓ヨットハーバーの管理運営等			
改革の方向性	① 指定管理者制度の指定期間を踏まえた、団体のあり方等についての検討			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 指定管理者制度に対応した、一層効率的な業務執行体制の見直し	→			
① 指定管理業務が終了した場合の団体のあり方等の検討	→			

団体名	(財)倉敷スポーツ公園	所管課	都市計画課	
事業概要	倉敷スポーツ公園の管理運営等			
改革の方向性	① 指定管理者制度の指定期間を踏まえた、団体のあり方等についての検討			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 指定管理者制度に対応した、一層効率的な業務執行体制の見直し	→			
① 指定管理業務が終了した場合の団体のあり方等の検討	→			

団体名	(財)児島湖浄化センター周辺対策基金	所管課	下水道課	
事業概要	児島湖浄化センター周辺地域の環境保全事業等			
改革の方向性	① 児島湖浄化センター整備事業の進捗に合わせた団体のあり方の検討 ② 設立目的に沿った一層効果的な事業の実施			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 事業の実施効果及び設立目的の達成状況の検証、センター整備に合わせたあり方の検討	→			
② より効果的な事業の実施、新規事業の展開	→			

団体名	(財)岡山県下水道公社	所管課	下水道課	
事業概要	児島湖流域下水道の維持管理業務受託等			
改革の方向性	① 効率的で安定的な法人運営の実行 ② 県の人的関与について縮小を検討			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 維持管理経費・外部委託経費の削減等	→			
② 県職員派遣の縮小	→			

団体名	岡山県住宅供給公社	所管課	住宅課	
事業概要	住宅用地の分譲 県営住宅等の維持管理等			
改革の方向性	① 分譲住宅を取り巻く社会経済情勢の変化に伴い、保有する団地の販売を今後継続的に行ったとしても、将来的に公社の経営の安定化が図れる見込みが立たない状況であることから、保有資産の早期処分に一定の用途を立てた後に公社を解散			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 保有資産の処分、解散(認可)手続等	→ 解散 (H21)			

団体名	(財)岡山県育英会	所管課	生涯学習課	
事業概要	奨学金の貸与 学生寮の運営等			
改革の方向性	① 貸付金の返還率の向上 ② 団体の管理運営情報の積極的な公開 ③ 法人の自立性及び健全性を考慮しつつ県の人的関与を縮小			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 貸付金の返還方法の改善・滞納対策の強化	→			
② 組織及び人員管理等に係る情報公開の促進	→			
③ 代表者への県職員就任の廃止	→			

団体名	(社)岡山県防犯協会	所管課	生活安全企画課	
事業概要	防犯思想の普及宣伝 防犯団体の連絡調整等			
改革の方向性	① 団体の管理運営情報の積極的な公開 ② 安定的な収入の確保			
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】				
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降
① 組織人員管理等に係る情報公開の促進	→			
② 基本財産の安全効率的な運用・各種事業収入の拡充	→			

団体名	(財)岡山県暴力追放運動推進センター	所管課	暴力団対策課		
事業概要	暴力団員による不当な行為を防止する広報啓発 暴力団に関する相談及び被害者の救済支援事業等				
改革の 方向性	①設立目的に沿った一層効果的な事業の実施 ②安定的な収入の確保				
【具体的な改革項目と今後のスケジュール】					
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度以降	
① 広報啓発活動の充実や暴力団被害者からの相談機能等の強化	→				
② 基本財産の安全効率的な運用	→				

なお、個別団体ごとの、詳しい業務概要や評価（検証）等の内容については、『外郭団体経営評価シート』として、岡山県庁ホームページに掲載。

URL

<http://www.pref.okayama.jp/somu/gyokaku/gaikaku/H19/keieihyoka.htm>

5. 改革プランの確実な実行

<今後の取組み>

- 各団体は、このプランで掲げた改革に主体的、かつ確実に取り組んでいくとともに、効率的で効果的な団体経営の実現と、経営基盤の強化に努めることとする。

- 県としても、団体への関与のありかたの見直し等、県が主体的に取り組む部分については、速やかに積極的な取組みを行っていくこととする。

- また、特に、団体を所管する部局においては、今後とも、「岡山県外郭団体の設立及び運営指導に関する指針」並びに、「岡山県外郭団体の見直し基準」に沿った不断の見直しを行うこととする。

<改革の進捗状況の公表等>

改革の着実な実行と、情報公開の促進を図る観点から、改革の取組状況や、プランの進捗状況について、県のホームページ等で毎年公表することとする。

【別紙1】

平成19年度外郭団体一覧表

	団 体 名	代 表 者	設置年	住 所
1	(社)岡山県総合協力事業団	滝川 誠一	S56.6	岡山市内山下1-3-7
2	(学)吉備高原学園	石井正弘	H2.10	加賀郡吉備中央町上野2400
3	チボリ・ジャパン(株)	坂口正行	H2.2	倉敷市寿町12-1
4	(株)吉備高原都市サービス	島津義昭	H3.11	加賀郡吉備中央町吉川4860-6
5	岡山空港ターミナル(株)	石井正弘	S61.4	岡山市日応寺1277
6	(財)岡山県国際交流協会	末長範彦	H3.3	岡山市奉還町2-2-1
7	(財)岡山県環境保全事業団	増田利郎	S49.9	岡山市内尾665-1
8	(財)岡山県郷土文化財団	石井正弘	S54.10	岡山市石関町2-1
9	(財)岡山シンフォニーホール	岡崎 彬	S59.11	岡山市表町1-5-1
10	岡山県スポーツ振興財団	石井正弘	H1.12	岡山市内山下2-4-6(林* -ツ振興課内)
11	財団法人岡山県体育協会	石井正弘	T15	岡山市内山下2-4-6(林* -ツ振興課内)
12	井原鉄道(株)	瀧本豊文	S61.12	井原市東江原町695-1
13	(財)児島湖流域水質保全基金	山口裕視	H1.6	岡山市内山下2-4-6(環境管理課内)
14	(財)岡山県福祉事業団	定金 聰	S37.5	岡山市石関町2-1
15	(財)岡山県老人クラブ連合会	吉房信夫	S50.12	岡山市南方2-13-1
16	(財)岡山県健康づくり財団	末長 敦	H3.8	岡山市平田408-1
17	(財)岡山県生活衛生営業指導センター	坂口哲夫	S58.3	岡山市石関町2-1岡山県総合福祉会館7階
18	(財)岡山県動物愛護財団	藤井 晋	H8.5	岡山市御津伊田2750
19	吉備松下(株)	坂本俊弘	S55.10	加賀郡吉備中央町竹部2098
20	(財)吉備高原保健福祉のむら事業団	山口裕視	S56.11	加賀郡吉備中央町上野2320-10
21	(福)吉備の里	山口裕視	S57.3	加賀郡吉備中央町上野2320-10
22	(株)吉備NC能力開発センター	片山雅博	S57.5	加賀郡吉備中央町竹部1973
23	(福)健康の森学園	竹本博明	H3.4	新見市哲多町大野2034-5
24	(福)自然の森	高生 堅	H5.7	岡山市福谷53
25	(社)岡山県聴覚障害者福祉協会	中西厚美	H6.2	岡山市南方2-13-1-4F
26	(財)岡山県愛染会	岸本亨輔	S32.6	岡山市石関町2-1岡山県総合福祉会館5F
27	(財)岡山総合展示場	岡崎 彬	H1.5	岡山市大内田675
28	水島港国際物流センター(株)	石井正弘	H13.6	倉敷市玉島乙島字新湊8262-1
29	岡山県総合流通センター(株)	井上 浩	H2.5	岡山市大内田714-1
30	岡山セラミックス技術振興財団	島津義昭	H2.3	備前市西片上1406-18
31	倉敷ファッションセンター(株)	青井賢平	H5.1	倉敷市児島駅前1-46
32	(株)オービス	鶴見 修	S63.6	岡山市大内田675
33	岡山県信用保証協会	國藤士郎	S23.11	岡山市野田2-12-23
34	(財)岡山県産業振興財団	青井賢平	H13.4	岡山市芳賀5301
35	(社)岡山県観光連盟	石井正弘	S48.6	岡山市田町1-3-1
36	岡山県農業信用基金協会	山口裕視	S37.3	岡山市磨屋町9-18-401
37	(社)岡山県農地開発公社	草野妥彦	S40.4	岡山市いすみ町3-30
38	岡山県農林漁業担い手育成財団	村上進通	S56.3	岡山市内山下2-4-6(農業経営課内)
39	(財)中国四国酪農大学校	古矢博通	S40.11	真庭市蒜山西茅部632
40	(社)岡山県畜産公社	古矢博通	S41.6	岡山市内山下2-4-6(畜産課内)
41	(株)岡山県食肉センター	海野 康	S45.10	岡山市桜橋1-2-43
42	岡山県漁業信用基金協会	竹原槇男	S30.4	岡山市内山下2-11-18
43	(財)岡山県水産振興協会	奥野雄二	S49.5	岡山市浦安南町494-8
44	(社)おかやまの森整備公社	山口裕視	S40.4	津山市二宮1878-1
45	(財)岡山県林業振興基金	古矢博通	H4.2	岡山市岡南町2-5-10
46	岡山県土地開発公社	島津義昭	S48.5	岡山市蕃山町1-20
47	(財)岡山県開発公社	島津義昭	S28.2	岡山市蕃山町1-20
48	(財)岡山県建設技術センター	藤井元生	H9.4	岡山市首部294-7
49	(財)吉井川水源地域対策基金	高谷茂男	S54.4	岡山市内山下2-4-6(河川課内)
50	(財)岡山県牛窓海洋スポーツ振興会	岡崎 彬	S61.3	瀬戸内市牛窓町牛窓5414-7
51	(財)倉敷スポーツ公園	伊丹文雄	H6.5	倉敷市中庄3250-1
52	(財)児島湖浄化センター周辺対策基金	黒田 晋	S57.3	玉野市宇野1-27-1
53	(財)岡山県下水道公社	島津義昭	S63.4	玉野市東七区453
54	岡山県住宅供給公社	島津義昭	S41.1	岡山市蕃山町1-20
55	(財)岡山県育英会	石井正弘	T13.4	岡山市内山下2-4-6(生涯学習課内)
56	(社)岡山県防犯協会	石井正弘	S60.6	岡山市富田町1-3-2
57	(財)岡山県暴力追放運動推進センター	石井正弘	H4.4	岡山市厚生町3-1-15(岡山商工会議所内)

【別紙 2】

岡山県外郭団体の設立及び運営指導に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、法律、政令、条例、規則等に特別の定めがあるもののほか、県の事務事業と密接な関連を有する法人又は県の出資若しくは出捐に係る法人の設立及び運営に関する指導及び調整について必要な事項を定めるものとする。

(外郭団体の定義)

第2条 この指針において、「外郭団体」とは、県内を主たる活動範囲とする法人（地方独立行政法人を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 県の出資額又は出捐額（以下「出資額等」という。）が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の4分の1以上のもの
- (2) 県が出資又は出捐をしており、かつ、県職員を出向させているもの
- (3) 当該団体の前年度の収入の2分の1以上が県からの補助金、委託料等（県施設の指定管理に係る管理運営費を除く。）で占められているもの
- (4) 前各号の要件に該当しない法人のうち、県が出資又は出捐をしているものであって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 県職員（特別職を含む。）又は県退職者が代表者に就任しているもの
 - イ 県の出資額等と外郭団体（前各号に掲げるものに限る。）の出資額等を合わせた額が資本金等の4分の1以上であるもの
 - ウ 県の出資額等と市町村の出資額等を合わせた額が資本金等の4分の1以上であって、かつ、県の出資額等が県及び市町村の出資額等の中で最大であるもの（県及び市町村以外のものが単独で資本金等の2分の1を超える額の出資又は出捐をしているもの及び市町村職員（特別職を含む。）が代表者に就任している等市町村において主体的に指導監督すべきものを除く。）
 - エ 県からの貸付金があるもの又は県が損失補償を行っているもの
- (5) 前各号の要件に該当しなくなった法人であって、知事が指定するもの

(関係部局の責務)

第3条 外郭団体を所管する部長（本庁の部長、局長、教育委員会教育長及び警察本部長をいう。以下「部長」という。）は、外郭団体の自主性を尊重するとともに、運営の健全化及び活性化を図るため、当該団体の業務の運営状況等を常に把握し、適切な指導及び調整を行うものとする。

2 総務部長は、外郭団体に対する指導が統一かつ円滑に行われるよう、指導に係る事項の調整を行うものとする。

(設立に関する事項)

第4条 新たな外郭団体の設立は、真に県の施策の推進のためやむを得ない場合に限るものとし、新たに外郭団体の設立を行おうとするときは、部長は、次の事項について十分検討した上で、あらかじめ総務部長に協議するものとする。

- (1) 設立の目的が明確であること。

- (2) 法人の形態が適切であること。
- (3) 事業範囲及び事業計画が具体的であり、収支の見通しが明確にされていること。
- (4) 資本金等の規模並びに出資及び出捐の割合が適切であること。
- (5) 役員の実任体制、役職員の規模その他組織の運営体制が適切かつ明確であること。
- (6) 県の支援、関与の方法等について、その役割が明確にされ、かつ適当であること。
- (7) 設立に当たっての基本的事項について、関係者の間で合意がなされていること。
- (8) 既存の法人の活用では対応できないこと。

(指導等の留意事項)

第5条 部長は、第3条第1項の指導及び調整を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 事業目的が計画的に遂行されていること。
- (2) 資産の運用状況及び経営状況が適切かつ健全なものであること。
- (3) 業務の運営が効率的かつ効果的に進められていること。
- (4) 事業内容が現在においても継続する意義を有し、社会経済の進展に的確に対応していること。
- (5) 業務の運営が別に定める岡山県外郭団体見直し基準に沿って行われていること。

(協議等)

第6条 部長は、その所管する外郭団体に対し、当該団体の運営に関する基本的事項について、事前協議及び報告を求めるものとする。

- (1) 事前協議事項
 - ア 合併又は解散
 - イ 定款又は寄附行為の変更
 - ウ 事業及び経営に関する計画
 - エ その他外郭団体の管理運営に関する重要事項の決定
- (2) 報告事項
 - ア 主要な事業の進捗状況
 - イ 事業年度の決算に関する調書
 - ウ 事業年度の経営状況等に関する調書
 - エ その他特に報告を要すると認められる事項

2 部長は、前項第1号の協議を受け、特に必要があると認めるときは、総務部長に協議した上で当該外郭団体に対し適切な指導を行うものとする。

3 部長は、外郭団体から第1項第2号の報告事項のイ及びウの報告を受けたときは、当該事項について総務部長に報告するものとする。

(実地調査)

第7条 部長は、必要があると認めるときは、外郭団体の協力を得て、実地調査を行うものとする。

(県職員の出向等)

第8条 県職員の外郭団体への出向は、次の事項に留意して行うとともに、外郭団体の事業活動の公共性を確保するために、当該団体の業務が県行政と密接不可分のもの及び施策推進上必要と認められる場合に限るものとする。

(1) 外郭団体の職員としての出向

- ア 県職員の出向に当たっては、県と当該外郭団体との業務及び責任分担を明確にしておくものとし、当該職員の出向により外郭団体の自主性及び独立性が損なわれることのないよう配慮するものとする。
- イ 出向の人員は、必要最小限のものとする。

(2) 県職員の役員への就任

- ア 知事及び副知事は、重複して同一の外郭団体の役員に就任しないものとする。
- イ 県職員の役員数（監事等を除く。）は、原則として当該外郭団体の役員現行数（監事等を除く。）の3分の1以内とする。
- ウ 県職員は、原則として外郭団体の監事等に就任しないものとする。

- 2 外郭団体が常勤役員として県退職者を登用する場合は、その必要性を十分考慮するよう指導するものとする。

(県の財政支出)

第9条 県が外郭団体に対して行う財政支出は、次の事項に留意するとともに、外郭団体の形態に応じ、その設立目的、公益性の度合い、事業の収益性等を十分検討の上、最少の経費で最大の効果が得られるよう補助対象事業等を特定し、より効率的な事業運営を指導するものとする。

(1) 補助金等

ア 事業費補助金

事業費補助金については、県の事業との重複を避け、今日的必要性、事業の実施効果及び外郭団体自らの具体的な歳出削減策を踏まえ、可能なものから補助対象の範囲、補助率等を見直すものとする。

イ 運営費補助金

- ① 設立後一定期間を経過したにもかかわらず県の財政支出が必要な場合は、改めて経営計画を見直し、健全経営に向けた検討を行うとともに、外郭団体の自助努力を更に喚起するものとする。
- ② 県からの恒常的な補助金が毎年度累増している外郭団体にあつては、増加原因の検討を行い、今後も増加が見込まれる場合は、補助金の増額によらない抜本的な経営計画の策定を指導するものとする。

ウ 委託料

外郭団体に対する業務委託については、これまでも、委託事業の必要性を検討し、その内容や委託料の積算方式の見直し等に努めてきたところであるが、今後、「岡山県入札制度等改革推進計画」(H19.3.14策定)及び「業務委託に係る運用方針」(H19.4.13策定)に基づき、一層の見直しに取り組むものとする。

エ 貸付金及び負担金

貸付金及び負担金についても、補助金等と同様に見直すものとする。

オ 損失補償

外郭団体への損失補償については、国における第3セクターへの損失補償に関する検討結果を踏まえつつ、その必要性や情報開示の徹底など、より一層適切な運用に努めるものとする。

(2) 出資金

商法法人にあっては、外郭団体としての役割を終えたもの又は目的がおおむね達成され存在意義が薄れたものについて、県出資金の引き揚げを検討するものとする。

(経営状況の公表)

第10条 外郭団体の運営について、県民の理解と協力を得るため、当該法人の経営状況を公表することとする。ただし、地方自治法第243条の3第2項の規定により経営状況を説明する書類を議会に提出する法人を除く。

2 公表は、原則として、毎年7月の各常任委員会に報告することにより行うものとする。

3 公表する事項は、県議会6月定例会において提出している「地方自治法第243条の3第2項の法人等の経営状況を説明する書類」に準じ、次の事項とする。

(1) 事業実績書

(2) 貸借対照表及び損益計算書

(3) 事業計画書

(4) 収支予算書

(その他団体に関する事務)

第11条 部長は、県が出資又は出捐をしている法人のうち、外郭団体に該当しないものについては、当該法人の協力の下、経営状況の公表に努めるとともに、県との関連の度合に応じ、必要な範囲内において、外郭団体に準じて指導及び調整を行うものとする。

(その他)

第12条 この指針に定めるもののほか、外郭団体の指導及び調整に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成11年5月6日から施行する。

(関係通知の廃止)

2 外郭団体の経営状況公表基準(平成10年3月17日岡山県行財政改革推進本部決定)は、廃止する。

附 則

この指針は、平成14年5月7日から施行し、平成14年度の外郭団体から適用する。

附 則

この指針は、平成19年4月24日から施行し、平成19年度の外郭団体から適用する。

附 則

この指針は、平成19年11月21日から施行し、平成20年度の外郭団体から適用する。

【別紙 3】

岡山県外郭団体の見直し基準

第1 策定趣旨

外郭団体の業務運営は、外郭団体自らが主体的に判断し、その責任において行うことが基本であるが、県行政との密接な関係を持つものであることから、公正かつ公平に業務を遂行し、県民の信頼を確保することが重要である。

また、外郭団体の運営は、県の行財政全般に大きな影響を持つものであることから、外郭団体を所管する部長（本庁の部長、局長、教育委員会教育長及び警察本部長をいう。

以下「部長」という。）が外郭団体の業務運営等のあり方について団体の協力を得て見直しを行うため、統一的な基準を定めるものである。

第2 見直しの対象とする外郭団体

見直しの対象とする外郭団体は、岡山県外郭団体の設立及び運営指導に関する指針（以下「指針」という。）第2条に規定する外郭団体とする。

なお、指針第2条の具体的な運用に当たっては、次の諸点に留意するものとする。

1 指針第2条第1号

本号に規定する資本金等は、商法法人の資本金及び民法法人の基本金又は基本財産など、当該法人の存立基礎となるものをいい、個別事業の実施を目的に、当該法人の財務手法として設置された特別会計や基金などは含まないものであること。

2 指針第2条第3号

指定管理者に対しては、公の施設の適正な管理運営を目的とした指導監督を行うべきであり、法人経営の適正化を求める外郭団体の指導監督とは、その趣旨・性格が異なること、さらには、指定管理業務については、地方自治法等による県関与の制度が別途定められていることから、本号に規定する収入基準における収入の内容から、県施設の指定管理に係る管理運営費は除外することとしていること。ただし、決算報告等、外郭団体の各種財務状況に関する報告数値等には、当該管理運営費を含めるものであること。

第3 統廃合に関する事項

部長は、次の基準に該当するものについて、積極的に統廃合等の指導を行うものとする。

なお、外郭団体の統廃合等の指導に当たっては、第2の見直しの対象とする外郭団体の枠にとらわれることなく、当該外郭団体以外の団体であっても、外郭団体と関連がある法人であって、県とかかわりの深いものを視野に入れて検討を行うものとする。

1 廃止又は縮小の対象となるもの

(1) 設立の目的が達成されたもの

(2) 設立の意義が薄れ、又は中長期的にみて薄くなることが予測されるもの

(3) 事業の必要性が低下し、活動実績の少ないもの

(4) 県が民間企業に委託することが可能な事業を主たる事業として行っているもの

(5) 累積欠損があり、かつ、経営状況等からみて累積欠損の解消が困難と判断されるもの

(6) その他上記に準ずるもの

2 統合の対象となるもの

- (1) 設立目的及び事業内容が類似しているもの
- (2) 規模が小さく、財政基盤も脆弱で事業運営が不安定なもの
- (3) 統合することにより、組織体制の簡素化、合理化、事業の総合化等が期待できるもの
- (4) 上記1に該当するが、廃止又は縮小までには至らないもの

3 事務局の統合の対象となるもの

- (1) 上記2に該当するが、統合までには至らないもの

第4 組織及び人事管理に関する事項

部長は、次の基準に基づき、外郭団体の組織の簡素化、合理化等を指導するものとする。

1 組織の簡素合理化及び理事会等の機能強化

- (1) 業務運営の効率化のため、課又は係の統合等により、組織の簡素化及び合理化を図ること。
- (2) 中長期的な視点に立った職員数の適正化計画を策定するなど、事業規模に応じて職員数の適正化を図るものとする。
- (3) 業務運営の効率化のため、民間委託が可能な業務は、委託を行うこと。
- (4) 事務決裁規程等の諸規程の整備により、経営責任の所在及び意思決定過程の明確化を図ること。
- (5) 事業の進捗状況の報告や課題の把握、経営計画の定期的見直し等のため、必要に応じ適宜理事会等を開催するなど、理事会等の機能強化を図ること。

2 役員の活性化等

(1) 役員の構成の見直し

ア 県職員の役員への就任

- ① 事業活動の公共性を確保するために、県が一定の関与を必要とするものに限ること。
- ② 県職員の役員数（監事等を除く。）は、原則として当該外郭団体の役員現在数（監事等を除く。）の3分の1以内とすること。

イ 民間からの役員の就任促進

経営等に精通した民間人の就任の促進を図ること。

(2) 監事等の構成の見直し

監事等は、原則として県職員以外の者を充てるものとする。

(3) 役員数の適正化

ア 事業規模の動向、経営状況を勘案し、外郭団体の責任の明確化や運営の効率化等を図るため、必要最小限の役員数とする。

イ 過去3年間において役員会等への役員本人の出席実績がない場合又は極端に少ない場合においては、当該役員を変更し、又は役員定数を削減すること。

3 職員の活性化等

(1) 幅広い人材の確保等

職員の採用に当たっては、公募などによる幅広い人材の確保や採用事務の効率化に努めるものとする。

(2) 職員の資質向上等

会計事務等実務に関する各種研修への取組を促進し、組織上可能な外郭団体

においては、業務・職種を異にする人事異動や他の外郭団体等への派遣などを試み、職員の資質向上及び活性化を図るものとする。

4 給与の適正化等

- (1) 外郭団体の業績、経営状況等の実態を踏まえ、組織の規模や職務の困難性等を考慮し、経営計画に即した適正な給与体系をとること。
- (2) 役員報酬は、役員が経営の責任者であることから、経営状況等を反映させた適正な額とすること。
- (3) 職員の退職金は、年度間の支出の平準化を図るため、単年度の予算措置による支給を避け、退職給与引当金により対応すること。

5 組織及び人員管理の情報公開

職員数及び職員の給与に関する情報をはじめ、組織及び人員管理の状況について積極的な情報公開に努めること。

第5 事業管理に関する事項

部長は、次の基準に基づき、外郭団体の経営計画の策定、実施等を指導するものとする。

1 経営計画の策定及び実施

(1) 中・長期経営計画

長期的視野に立った経営改善が必要な外郭団体にあつては、事業の基本的な方向、重点的に取り組む業務等を十分検討し、基本計画の策定や、その具体的な展開のための3年から5年程度の実施計画を策定すること。

(2) 経営計画の定期的見直し

市場調査、需要予測等により社会経済情勢の変化を的確に把握するとともに、経営状況等の客観的な評価及び分析を行い、実施計画を見直すこと。

2 事業運営

- (1) 各事業年度の事業計画と実績を対比するとともに、経年的な傾向を検討するなど事業効果を検証し、経営計画等に反映させること。
- (2) 他の外郭団体等と連携して事業を実施した方がより効果的な場合には、有機的な連携を図ること。
- (3) 外郭団体相互あるいは民間企業と競合する事業については、当該事業の見直しを行い、必要性が乏しくなっているものは、廃止、縮小又は統合すること。
- (4) 個々の事業については、社会経済情勢の変化に対応し、県民ニーズに適合したものとなるよう絶えず見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドを実施すること。

第6 財務管理に関する事項

部長は、外郭団体に対する県の財政的支援の見直しを行うとともに、次の基準に基づき、外郭団体の事業収入の確保等について指導するものとする。

1 事業収入の確保及び財政基盤の強化

- (1) 既存事業については、採算性が確保されるよう経営努力により事業量の確保を図ること。
- (2) 新規事業の導入や受託事業の確保等により経営基盤の強化を図ること。
- (3) 運営費補助を恒常的に受けている外郭団体については、団体としての自立性確保に向け、収支内容及び運営体制の見直しを行うこと。

(4) 県からの補助金、委託料等によらない事業分野の開拓に努め、財源の多様化を図ること。

2 計数管理の徹底及び経費の節減

(1) 公益法人にあつては、公益法人会計基準を適用し、公認会計士等の指導を受けるなど、計数管理の徹底を図ること。

(2) 一般管理費については、毎年度一定率の節減目標を設定するなど、可能な限り抑制していくこと。

(3) 工事原価等については、積算の見直しを行い、コストの削減を図ること。

(4) 情報化等を推進し、事務の効率化を図ること。

3 資金管理及び運用の効率化及び適正化

(1) 公益法人にあつては、基本財産及び運用財産の適切な管理運用を図ること。

(2) 資金の借入れについては、確実な返済計画を策定するとともに、低利資金の確保等金利負担の軽減を図ること。

(3) 資金運用については、他の外郭団体と連携し、共同運用が可能な外郭団体にあつては、スケールメリットを活かした方策を実施すること。

4 財務執行の適正化

(1) 諸規程を整備し、当該規程に基づいた適正な財務執行を行うこと。

(2) 執行の適正化を図るために、複数の職員によるチェック体制を確立すること。

(3) 管理費及び事務費については、厳正かつ質素を旨とした適正な執行を図ること。

(4) 事業の発注その他の契約事項については、厳正かつ適正な業務執行を行うこと。

第7 外郭団体改革プランの着実な実行に関する事項

部長は、その所管する外郭団体について、「外郭団体改革プラン」(平成19年11月21日行革本部会議決定)に掲げた改革が着実に実行されるよう、指導監督を強化するとともに、この見直し基準に沿った不断の見直しを引き続き進めていくものとする。

附 則

この見直し基準は、平成11年5月6日から施行する。

附 則

この見直し基準は、平成19年11月21日から施行し、平成20年度の外郭団体から適用する。

倉敷チボリ公園に関する倉敷市長からの回答等について

11月20日、倉敷市長から知事に対して、倉敷チボリ公園の市民公園としての活用について、次のとおり回答があった。

1 倉敷市長からの回答要旨

現在のチボリ公園事業の形が継続されることを基本に、市民公園化の可能性を検討したが、次の理由から、倉敷チボリ公園を市民公園として活用することは困難である。

- (1) 現在の公園全体を市民公園として運営することは、これまで事業を主体的に進めてきたのは県であるという経緯があり、また、県の支援が得られるとしても、将来にわたって多大な市財政への負担が生じることが予測される。
- (2) 一部を市民公園化する場合、現状のような人が集い、賑わいのある空間としての公園が存続していく形とはなり難い。
- (3) 一部を市民公園化する場合、その公園は憩いの場ということになるが、憩いの場としての機能を確保するのであれば、必ずしも市民公園化という手法をとらなくとも、今後、より効率的かつ実現可能性の高い他の手法が十分に想定される。
また、コスト面からも、県の支援はあるものの、将来にわたる公費支出は多額なものとなる。
- (4) 一部を市民公園化する場合、市民公園以外のエリアについて、新たな民間開発が行われるとすれば、市民公園化を先行することが、その後の民間開発に対する支援とみなされる恐れがあり、また、一体的な土地利用や自由な開発を阻害する恐れもある。

2 今後の対応等

今後の公園の在り方については、今回の倉敷市長の回答を踏まえ、県議会の御意見もお伺いしながら、チボリ・ジャパン社など関係の方々とは早急に協議、検討を進め、年内には県の基本的な考え方を示したい。

総務委員会資料(Ⅳ)

- 岡山市行政区画等審議会の答申について

平成19年11月21日

企画振興部

岡山市行政区画等審議会の答申について

平成19年11月20日、岡山市の行政区画の編成等について、別添のとおり、市行政区画等審議会の千葉会長から高谷市長へ答申がなされた。

なお、11月19日に開催された第7回審議会の審議状況については、次のとおりである。

1 答申概要

(1) 区割り

3区

(2) 区役所の位置

A区：市庁舎、保健福祉会館又は分庁舎の一部

B区：西大寺支所

C区：総合支所の所管区域（福社区）におけるIV区（南）内

(3) B区の見直し

3区を基本としながらも、市に対しB区の見直しについて、答申の附帯意見及び答申経過・理由を参考にして、さらに検討を進めるよう求めた。

(4) A区とC区の見直し

C区の一部をA区に修正することを求める意見については、市において、福社区の見直しを検討した上で、福社区に合わせる形とするよう求めた。

(5) C区の区役所位置

中間取りまとめでは旧南署とする案が示されていたが、答申では方向性のみを示し、具体的な設置場所の検討は市に委ねられた。

2 主な審議内容

(1) B区について

答申案原案では、附帯意見として、東福社区内に区役所を置く案や、B区を分割（東・西大寺）する案も示し、市にさらなる検討を求めるとしていた。しかし、審議の結果、答申としては3区案のみ、また、区役所についても西大寺支所とし、その他の案については、答申経過・理由に記載することとなった。

(2) 中央区を設置する4区案について

原案には記載がなかったが、その他の意見として答申経過・理由に記載することとされた。

3 その他

行政区画等審議会の答申を踏まえ、今後、市において検討される。

写

行政区画の編成等について

(答 申 書)

平成19年11月20日

岡山市行政区画等審議会

平成19年11月20日

岡山市長 高谷茂男様

岡山市行政区画等審議会
会長 千葉喬三

行政区画の編成及び区役所の位置について（答申）

平成19年7月17日付け岡政都第132号で諮問のあった岡山市が政令指定都市に移行する場合における行政区画の編成及び区役所の位置について、次のとおり答申します。

答申に当たって

本審議会は、平成19年7月17日に市長から行政区画の編成及び区役所の位置について諮問を受け、以来、7回にわたる審議会と3回の検討案作成のための会合を開催し、市民の視線に立った真摯な審議を行った。

また、その過程では、市域を概ね、旭川の西を2つの区域、旭川の東を1つの区域の3行政区に区画し、区役所は、市庁舎等の一部及び西大寺支所を活用する等とする中間まとめを作成し、市内10会場での市民説明会や職員派遣による説明会、市民意見の募集を通じて市民意見の聴取に努め、慎重に審議したところである。

その結果、岡山市が政令指定都市に移行する場合における行政区画の編成及び区役所の位置について、本審議会としての結論を得たものである。

本審議会は、この答申が、均衡のとれた各行政区でそれぞれ都市部と周辺部が一体となってお互いの特性を活かし合う地域づくりを進める中で、市全体としてさらなる発展をめざす、新しい政令指定都市の誕生につながるものと自負するところであり、市民並びに市議会をはじめ関係諸機関の共感と賛同を得て、「政令指定都市・岡山」実現の礎となることを切に願う次第である。

1 行政区画の編成及び区役所の位置について

- ・市域を次のとおり、概ね旭川の東西に二分し、旭川以西は2つの区域、旭川以東は1つの区域の3つの行政区に区画することが適当である。
- ・各行政区の区役所の位置は、次のとおりとすることが適当である。

区名(仮称)	区 域	区役所の位置
A区	岡山中央、京山、岡北、石井、桑田、岡輝、中山、香和、高松、足守、御津、建部の各中学校通学区域	岡山市大供一丁目1番1号 (市庁舎、保健福祉会館又は分庁舎の一部)
B区	東山、操山、操南、富山、竜操、高島、旭東、上南、西大寺、山南、上道、瀬戸の各中学校通学区域	岡山市西大寺上二丁目7番31号(西大寺支所)
C区	福浜、福南、芳泉、御南、芳田、光南台、吉備、妹尾、福田、興除、藤田、灘崎の各中学校通学区域	総合支所の所管区域(福祉区)におけるIV区(南)内

(1) B区(仮称)について

東福祉区と西大寺福祉区は、歴史や生活圏が異なること、東福祉区から現西大寺支所へ行くのは本庁より遠く交通も不便であること等から、行政区画の編成や区役所位置等に対して様々な意見が寄せられたところである。

本答申は、効果的・効率的な執行体制のあり方や区役所施設の確保などについて、市における一層の検討が必要な状況において作成したものである。

今後、市においては、これまで行政サービス窓口が不足し、また、人口も西大寺福社区より多いことなどの東福社区の状況も念頭に、まちづくりの今後の方向性、執行体制、行政経費といった観点や将来の地域づくりを見据えた大局的な見地から、B区（仮称）の取り扱いについて、本答申の附帯意見及び答申経過・理由を参考にして、さらに検討を進められることを求めるものである。

（２）C区（仮称）について

西福社区管内の一部地域については、歴史的な事情並びに所管する福祉事務所や他の区域の福祉事務所までの距離等の実情から、区画の基礎とした総合支所の所管区域、即ち西福祉事務所の所管区域であることが未だに定着しておらず、行政区画の編成に当たってはA区（仮称）に修正してほしいとの意見等が出されている。このことについては、市において、今後の福祉行政の円滑な運営や住民福祉の向上に資するよう、当該地域について、その実情や交通体系を含めた生活圏域等を勘案して福社区の見直しを検討され、その上で、福社区に合わせる形での行政区画の編成となるよう図られたい。

また、区役所の位置については、現時点でふさわしい施設、用地を決定しがたいことから、方向性を示すに止め、この方向性に沿って、できるだけ早く適地に区役所を置くよう市に求める。

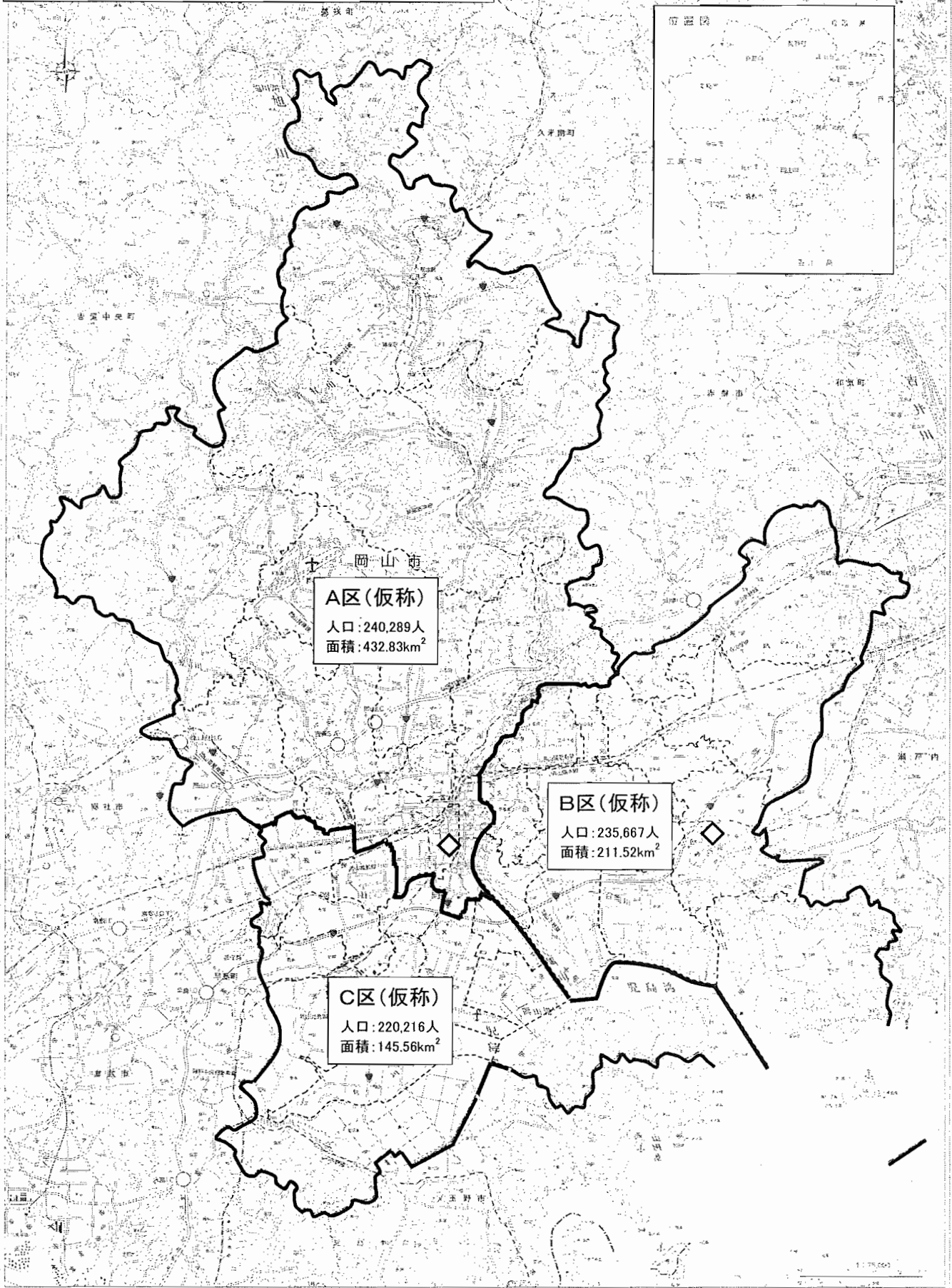
なお、政令指定都市移行時までには設けられないときは、灘崎支所等の既存施設を暫定的に区役所とすることも止むを得ない。

2 附 帯 意 見

本審議会は、多くの方々の理解と賛同を得て「政令指定都市・岡山」を実現できるよう、様々な視点、意見を総合的に勘案して本答申に至ったものであるが、次の事項については、今後、市において特段の配慮を要請するものである。

- (1) 行政区の機能については、いわゆる大区役所制を採用すること。また、行政区間でできるだけ均一になるよう努めること。
- (2) 住民票や戸籍など市民の日常生活に密着した窓口サービスについては、市民が居住する区に関わらず、いずれの区でもサービスが受けられるようにすること。
- (3) 市域内には、その歴史的沿革や本庁からの距離などを背景に、比較的サービス拠点が不足している区域が見られることから、それらの区域へのサービス拠点の配置について配慮すること。
特に、B区（仮称）の東福社区管内には支所等のサービス拠点の配置について配慮すること。
- (4) 身近な市民サービスについては、特に公共交通機関により利用できるよう配慮するとともに、区役所と区域内を結ぶ交通網が不足する場合には、その確保を市として交通事業者に要請するなど対策を講じること。

行政区画の編成及び区役所の位置



◇ : 区役所

行政区画編成基準及び区役所位置決定方針

項 目	基 準 ・ 方 針
地域コミュニティ 及び 通学区域	住民自治を支える住民意識や身近な生活圏域を重視し、市政運営と市民活動の基礎的な単位である地域コミュニティ（町内会等）や通学区域を分断しないことを基本とする。
人口規模 及び 区の数	きめ細かい行政サービスや地域づくりを担える組織と行政効率や財政負担とのバランスに配慮し、人口規模は、15万人から20万人程度、区の数、3区ないし4区とすることが適当と考えられる。
面積規模 及び 地形・地物	面積規模は、他の基準との関係で考慮するにとどめ、また、区の境界が地域の歴史的な形成に関わってきた明瞭な地形・地物に沿うとともに、区の形状が地理的に見て自然なものとなるようできる限り配慮する。
公共機関の所管区域 及び 選挙区（国・県）	国・県等の公共機関の所管区域や選挙区とできる限り整合性を確保することが望ましい。
総合支所の所管区域 （福祉区）	総合支所の所管区域（福祉区）は、過去、審議会、説明会を経て議決されたものであるとともに、市民活動の単位となっており、その区域を基礎としつつ、行政効率等の観点からこれを合区することも視野に入れる。
区役所位置	区役所は、交通体系に配慮しながら、できる限り既存施設を活用することが望ましい。

3 答申経過・理由

(1) 答申の考え方

行政区画の編成に当たり、地域コミュニティ及び通学区域、総合支所の所管区域（福社区）を基礎としつつ、大区役所制の要請と行政効率の両立を図ること等を行政区画編成基準とした。

その上で、各行政区が、地域づくりの担い手である人材について、差がない形で出発できるよう配慮しつつ、現在の岡山市が都市部と周辺部を合わせ持つ都市構造であることに鑑み、各行政区も同様の構造を持ち、それぞれの区で都市部と周辺部が一体となってお互いの特性を活かし合う地域づくりを進めるとともに、岡山市全体としてさらなる発展をめざす新たな出発点となるよう配慮した。

また、区役所の位置の決定に当たり、交通体系に配慮しながら、できる限り既存施設を活用することを区役所位置決定方針とし、市庁舎等を活用することとした。

(2) 市民意見とその対応

審議の過程では、市民の日常生活に密着した窓口サービスはいずれの区でも受けられるようにするとの市の方針を踏まえ、市域を概ね、旭川の西を南北に2つの区域、旭川の東を1つの区域の3区に画し、区役所は、市庁舎等の一部、西大寺支所、南福社区内とし、併せて旧岡山南警察署の活用を検討するよう市に求めるとする中間まとめを作成した。

この中間まとめに対し、支持する意見が寄せられた一方で、修正を求める意見も寄せられた。

C区（仮称）の一部地域について区を見直してほしいとの意見については、地域の実情や交通体系を含めた生活圈域等を勘案して福社区の見直しを検討し、その上で、福社区に合わせる形での行政区画の編成となるよう市に求めた。

また、旧岡山南警察署を候補として市に検討を求めたC区（仮称）の区役所については、位置的な問題や施設・敷地の状況から、否定的な意見が多かったため、総合支所の所管区域（福社区）におけるIV区（南）で他の場所についても検討す

ることが適当と考える。

B区（仮称）に関しては、

ア 区域内に東と西大寺の二つの人口集積があることから、都市部と周辺部を合わせ持つ都市構造といった基準に必ずしも完全に当てはまらないこと

イ 東福社区と西大寺福社区は歴史や生活圏が異なること、東福社区はサービス拠点が不足していること、東福社区の方が西大寺福社区より人口が多いこと、東福社区から現西大寺支所へ行くのは本庁より遠く交通も不便で、方向も都心部と反対方向であること

等の理由から、様々な意見が寄せられた。

こうした課題に対する対応案としては、

- ① 中間まとめのとおり区の数3とし、総合出先機関としての実績や既存施設活用の観点から区役所は西大寺支所としつつ、市民サービスの均質化等を図るため東福社区内に区役所分庁舎ないし支所を設けるとする案
- ② 同じく区の数3とするが、区役所を人口が多い東福社区内に置き、西大寺支所は区役所分庁舎とする案
- ③ 主に歴史や生活圏、住民意識等に配慮し、区の数4として区役所をそれぞれに設けるとする案

が考えられたところである。

(3) 審議会におけるその他の意見

行政区画の編成について、総合支所の所管区域（福社区）におけるⅠ区（中央）とⅡ区（東）を合区して中央区的な区を設ける形での4区案が望ましいとする意見があった。

また、区役所の位置について、施設・用地の確保などの条件を勘案し、市において区制施行準備を進める中で検討すべきとの意見があった。

本審議会は、岡山市の将来的な発展を真に願うものであり、行政において、市民から寄せられた数多くの意見をしっかりと受け止め、政令指定都市移行後の岡山市のさらなる発展と住民福祉の向上が図られるよう特段の配慮を期待するものである。

参 考 资 料

1 諮問書(写)

岡政都第132号

平成19年7月17日

岡山市行政区画等審議会
会長 千葉喬三様

岡山市長 高谷茂男

岡山市の行政区画の編成等について(諮問)

岡山市行政区画等審議会条例(平成19年市条例第53号)第1条の規定に基づき、岡山市が政令指定都市に移行する場合における行政区画の編成及び区役所の位置について、貴会の意見を求めます。

2 岡山市行政区画等審議会条例

(平成19年7月11日市条例第53号)

(設置)

第1条 行政区画等に関し必要な事項を調査審議するため、岡山市行政区画等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、関係行政機関の職員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 岡山市行政区画等審議会 委員名簿

氏 名	役 職 名
浅 野 嘉 彦	岡山県企画振興部市町村課長
泉 照 子	岡山市民生委員児童委員協議会副会長
井 上 眞 澄	岡山市教育委員会委員長
上 岡 美保子	日本貿易振興機構岡山貿易情報センター所長
大 塚 克 己	岡山市勤労者協議会会計監査
岡 崎 彬	岡山商工会議所会頭
岡 本 輝代志	岡山商科大学商学部長
小 田 一 泰	岡山県警察本部警務課長
片 山 晋	元岡山市市民協働の人づくり条例検討委員会会長
兼 松 久 和	岡山市連合町内会会長
佐 藤 久 子	岡山市連合婦人会会長
高 田 武 子	岡山市社会福祉協議会会長
千 葉 喬 三	岡山大学学長
中 原 文 子	岡山弁護士会
花 田 尊 則	岡山中央郵便局副局長 (第1回～第4回)
檜 垣 明 美	岡山地方法務局総務課長
藤 井 和 佐	岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授
堀 川 進	岡山市農業協同組合代表理事組合長
宮 野 優	郵便事業株式会社岡山支店副支店長 (第5回～)
山 内 弘 昭	岡山東税務署総務課長

(50音順・役職名は委嘱時)

4 岡山市行政区画等審議会 開催状況

審議会	会議内容
第1回 平成19年7月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状交付 ○会長及び副会長選出 ○諮問 ○会議の運営について ○政令指定都市制度について（説明） ○スケジュールについて ○行政区画の編成に当たっての留意点 ○区役所位置の検討に当たっての留意点
第2回 平成19年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○行政区の一般的な機能等について（説明） ○岡山市における行政区機能の検討方向（骨子）について（説明） ○行政区画の編成に当たっての留意点 ○区役所位置の検討に当たっての留意点
検討案作成のための会合（3回開催）	
第3回 平成19年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○行政区画の編成等について（検討案）
第4回 平成19年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○行政区画の編成等に関する中間まとめ（案）について ○市民説明会及び市民意見の募集（案）について
市民説明会 市内10会場 説明のための職員派遣 市内20会場 市民意見の募集（パブリックコメント） 9月21日～10月15日	
第5回 平成19年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○市民説明会及び市民意見の募集等の結果について（説明） ○行政区画の編成等に関する要望等について（説明） ○中間まとめに対する市民意見・要望の取扱いについて
第6回 平成19年11月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○行政区機能の考え方について ○行政区画の編成について ○区役所位置について
第7回 平成19年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○行政区画の編成等について（答申案）

5 中間まとめに対する市民説明会、市民意見の募集等の結果について

1 市民説明会

市内10会場で開催（平成19年10月5日～10月13日）、参加者数 878名

2 説明のための職員派遣（出前説明）

市内20会場で実施（平成19年10月1日～10月15日）、参加者数 973名

3 市民意見の募集（パブリックコメント）

実施期間 平成19年9月21日～10月15日、応募件数 152件

意見の概要（政令指定都市移行に関するものに限る）

内 容		説明会等 での発言	パブリック コメント	合計
行政区画の編成	3区割りがよい	16	25	41
	4区割りがよい	13	13	26
	5区割りがよい	0	11	11
	6区割りがよい	10	18	28
	3区割りはよくない	36	39	75
	Ⅱ区(東福社区)とⅢ区(西大寺福社区)を分割	20	10	30
	C区の御南中学校区をA区に変更	1	4	5
	C区の吉備中学校区をA区に変更	5	17	22
	政令市の顔となる区の設置を	3	7	10
	その他	12	25	37
区役所の位置	B区は西大寺支所以外の場所へ	17	0	17
	B区はⅡ区(東福社区)へ	9	5	14
	C区は旧岡山南警察署以外の場所へ	21	6	27
	公共交通機関を重視	14	6	20
	その他	18	13	31
その他	区の機能・出先機関・交通動線	35	22	57
	権限移譲その他政令指定都市に関すること	271	51	322
合 計		501	272	773

6 中間まとめに関する要望の概要について

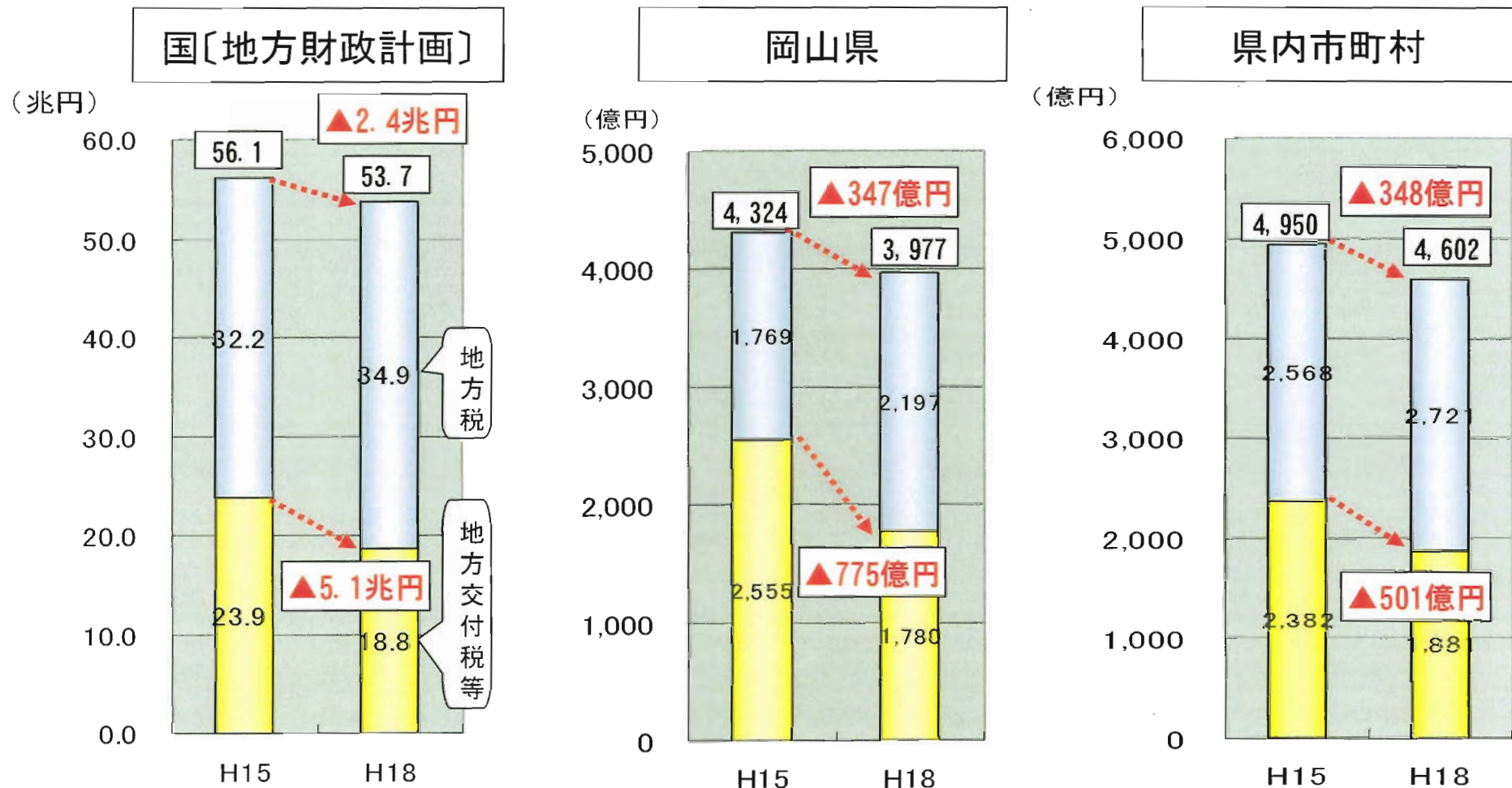
内 容	提 出 者	
行政区画の編成	旭東学区連合町内会、平井学区連合町内会、三敷学区連合町内会、宇野学区連合町内会、操南学区連合町内会、操明学区連合町内会、旭操学区連合町内会、富山学区連合町内会、財田学区連合町内会、竜之口学区連合町内会、幡多学区連合町内会、旭竜学区連合町内会、高島学区連合町内会	
	本庁のある区(A区)に編入すること	御南学区連合町内会、西学区連合町内会、陵南学区連合町内会、福田学区連合町内会
	A区北部を分割すること	御津地域区長会、御津合併特例区協議会
区役所の位置	地区内へ区役所を設置すること	福浜学区連合町内会、灘崎町合併特例区協議会
	西大寺支所に区役所を設置すること	西大寺支所管内13学区連合町内会
	西大寺にできれば一番よいが、再検討の余地はある	芥子山学区連合町内会、西大寺学区連合町内会、豊学区連合町内会、太伯学区連合町内会、幸島学区連合町内会、朝日学区連合町内会、大宮学区連合町内会、瀬戸町区長会、瀬戸町瀬戸区、瀬戸町下区

最近の地方税財政を巡る動きについて

1. 地方交付税充実の必要性について
2. 税源偏在の是正に向けた税源交換について
3. 道路特定財源の確保について
4. 地方分権改革の推進と地方税財政の充実強化に関する緊急アピール(岡山県自治体代表者会議)
5. 地方分権改革推進に関する決議(地方六団体)

1. 地方交付税充実の必要性について

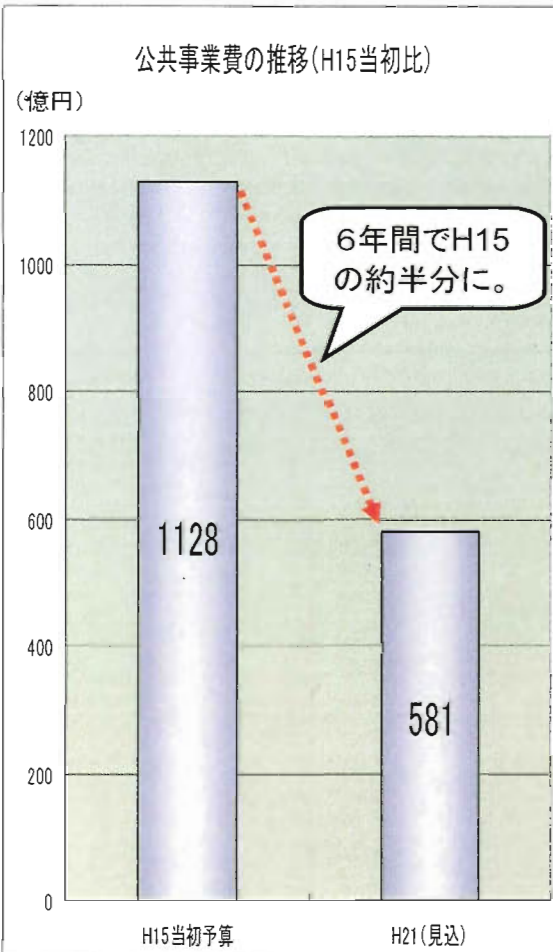
三位一体の改革の期間中 (H16~H18)、地方交付税は国全体で **▲5.1兆円** と著しく減少。税収の増を加味しても、**▲2.4兆円** の大幅な減。



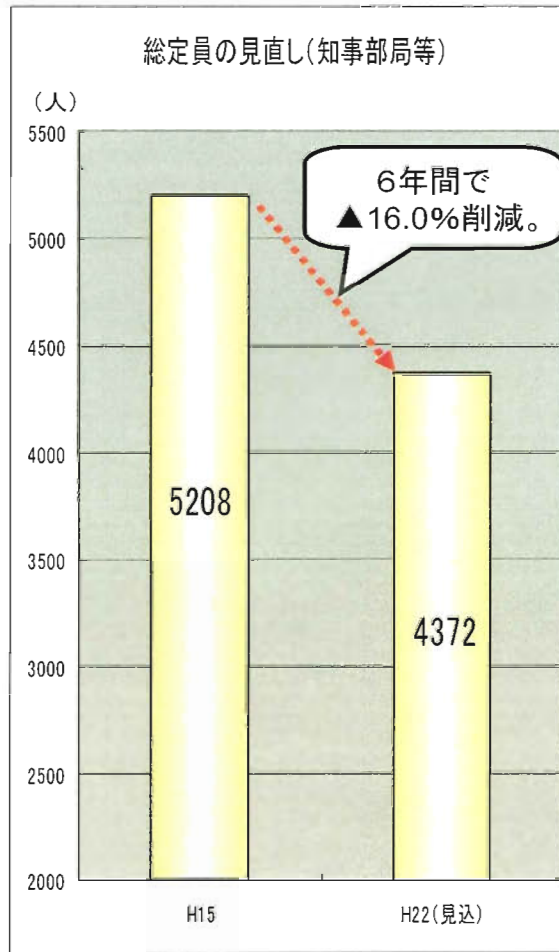
地方の行財政改革の取組

岡山県における歳出の削減

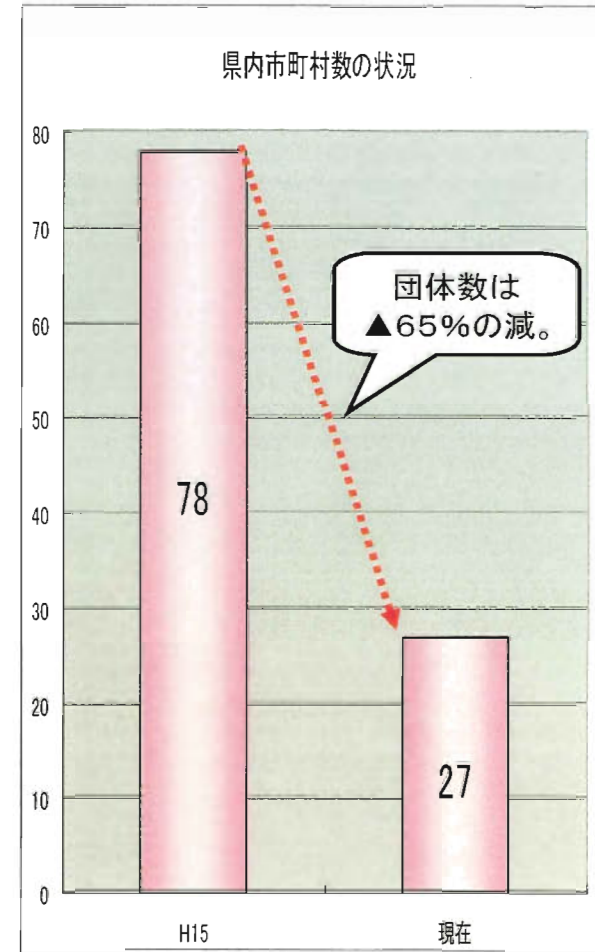
公共事業



総定員



合併による県内市町村数の減



※公共事業、総定員の削減は、改訂第3次岡山県行財政改革大綱に基づくものである。

地方は国を上回る懸命の行財政改革に取り組んでいるにもかかわらず、地方交付税の削減により、非常に厳しい財政状況に置かれ、地方は必要な施策の展開にも財政面から強い制約を受けている状況。

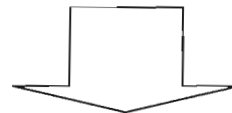
○地方自治体の財政は硬直化が進行

【岡山県の財政指標の状況】

	H7		H17
経常収支比率	89.8%	→	90.9%(+1.1)
起債制限比率	14.3%	→	17.4%(+3.1)
公債費負担比率	18.1%	→	22.7%(+4.6)

【県内市町村の財政指標の状況】

	H7		H17
経常収支比率	76.5%	→	90.0%(+13.5)
起債制限比率	10.1%	→	13.0%(+2.9)
公債費負担比率	13.5%	→	18.6%(+5.1)

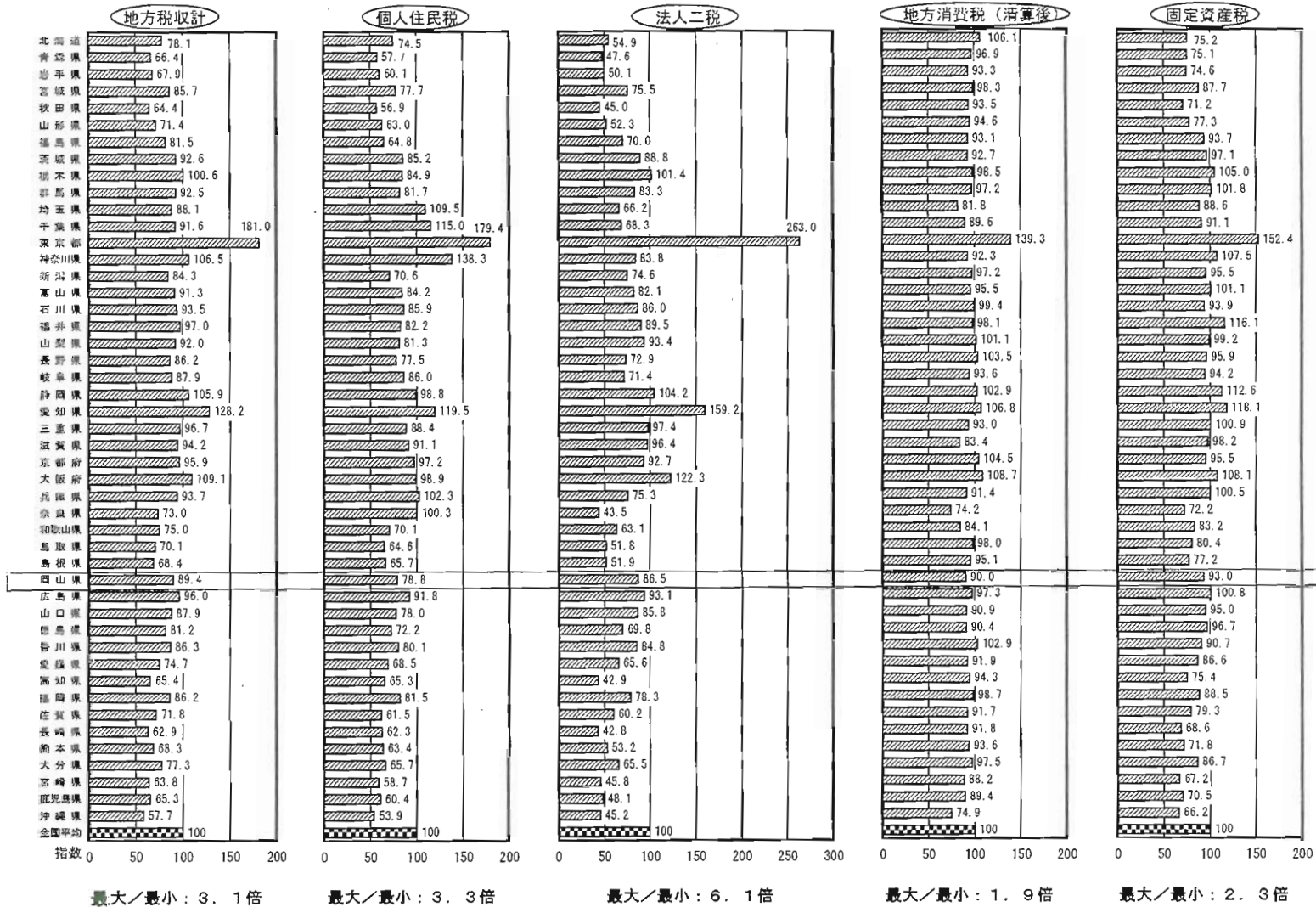


地域間格差の是正等の課題の解決のために、地方が自主的・主体的に取り組んでいくためには、地方税、地方交付税等の地方一般財源総額の増額が不可欠。

2. 税源偏在の是正に向けた税源交換について

地方税収の偏在状況(平成18年度決算見込)

—地方税収の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合)—



【平成18年度決算額見込額】

35.8兆円

8.7兆円

8.7兆円

2.6兆円

8.5兆円

(※)「最大/最小の倍率」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

(注1) 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。

(注3) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。

(注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。

(注5) 平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

税源偏在の是正のための方策の比較

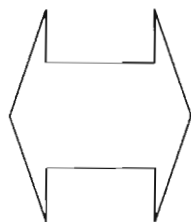
税源交換

(総務省案)

- ・偏在度の小さい消費税(国税)と偏在度の大きい**地方法人二税を交換**。
- ・交換にあたっては、現在、地方交付税の原資となっている消費税を地方税である地方消費税に、法人二税を国税である法人税にした上で交付税原資に算入。

<評価>

- ・安定的で偏在性の少ない地方税体系を構築するという**地方税改革の方向性に合致するもの**。



地方税の水平的調整

(財務省案)

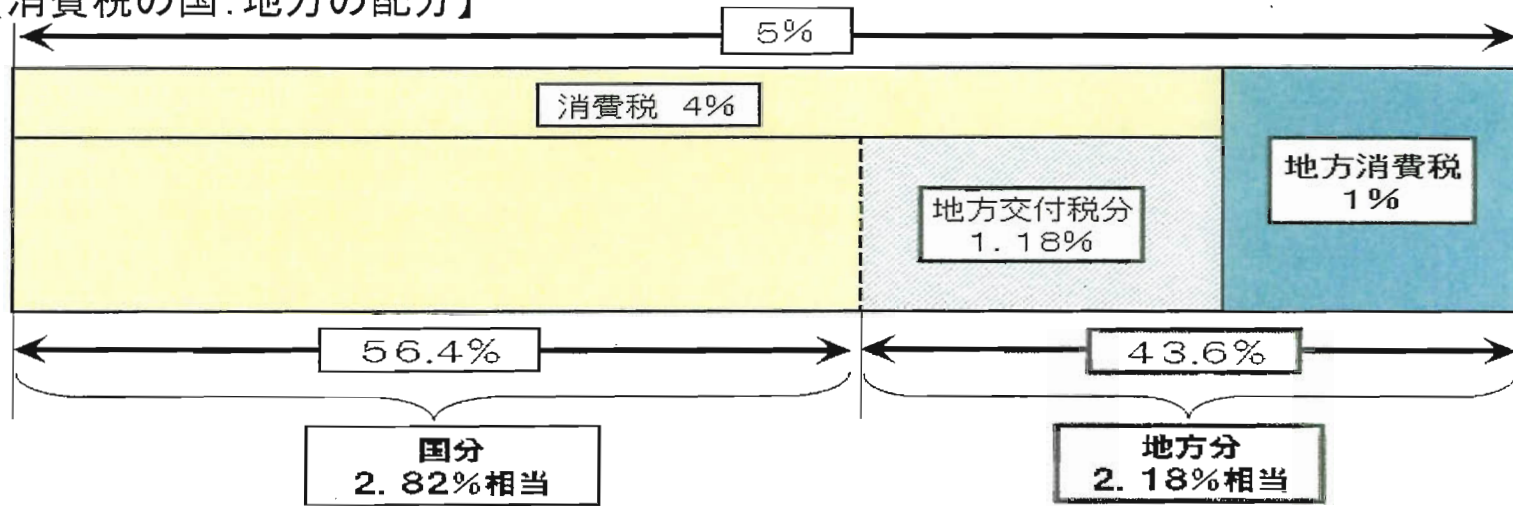
- ・地方法人二税の一部を、その法人の所在地に関係なく、人口や全体の従業員数等の基準により地方団体間で再配分する、**水平的調整**を行うべき。

<評価>

- ・地方税の基本原則である受益と負担の原則に反すること、地方の税源涵養の意欲を阻害するなどの問題があり、慎重に検討される必要がある。

地方消費税と地方法人二税について

【消費税の国:地方の配分】



【地方消費税】

全国税収: 2兆6,300億円

東京シェア: 14.1%

偏在度(東京/沖縄): 2.0倍

【地方法人二税】(均等割を除く)

全国税収: 9兆1,000億円

東京シェア: 26.5%

偏在度(東京/長崎): 7.1倍

法人事業税

全国税収: 5兆6,500億円

法人住民税(都道府県分)

全国税収: 9,700億円

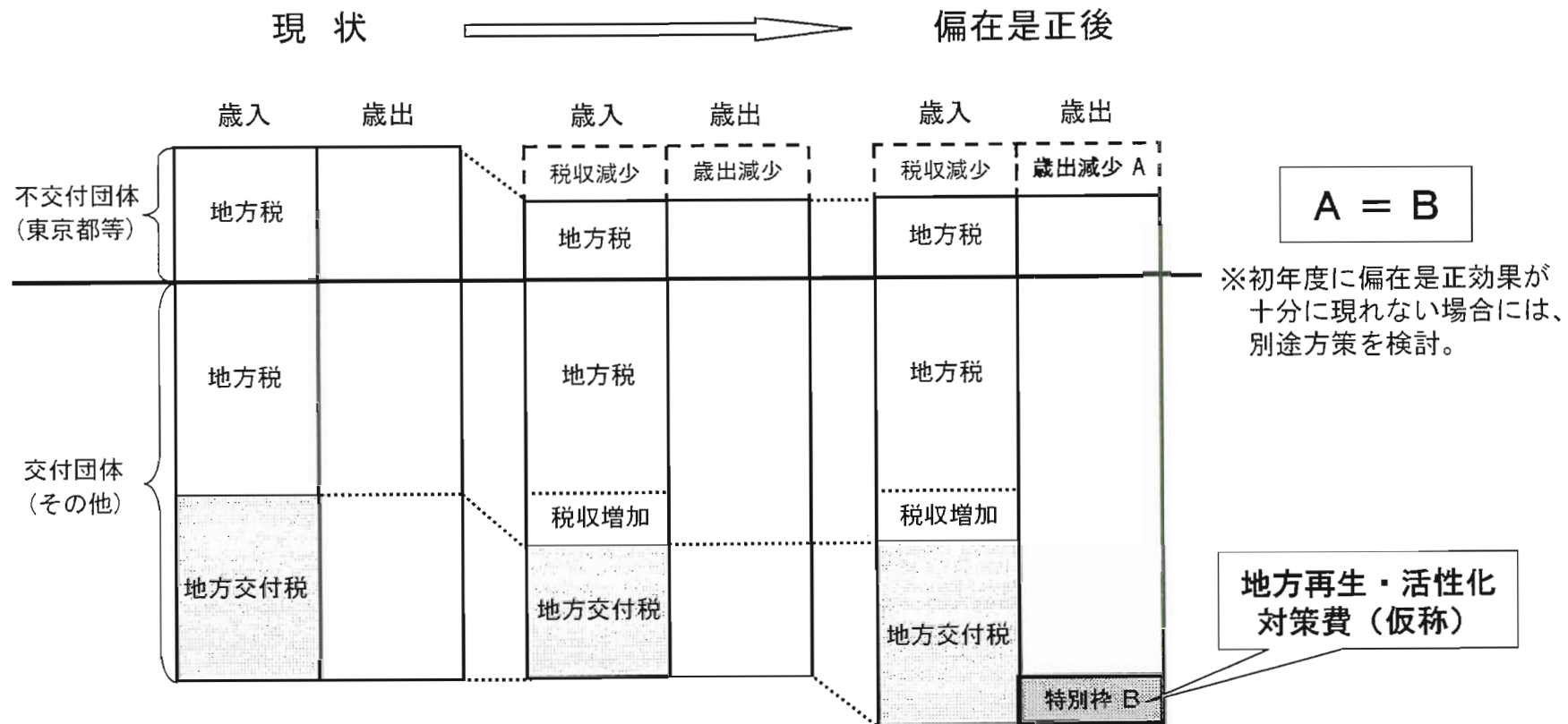
法人住民税(市町村分)

全国税収: 2兆4,800億円

(注) 全国税収額は19年度地財計画額であり、東京シェアは東京都と都内市区町村の税収の全国に占めるシェアである。偏在度は、都道府県ごとの人口1人あたり税収額の最大値を最小値で割った数値である(平成17年度)。

「地方と都市の共生」プログラム（実施イメージ）

- ・地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な地方交付税の特別枠
- ・財源は、地方税の偏在是正により生ずる財源を活用
- ・小規模町村など財政の厳しい団体を中心に配分する方針



3. 道路特定財源の確保について

道路特定財源一覧

税目	道路整備充当分	税率	平成19年度税収 (億円)
国	揮発油税 昭和24年度創設 昭和29年より特定財源	全額 (暫定税率) 48.6円/ℓ (本則税率) 24.3円/ℓ	28,395
	石油ガス税 昭和41年創設	収入額の1/2 (1/2は石油ガス譲与税として地方に譲与される) (本則税率) 17.5円/kg	132
	自動車重量税 昭和46年創設	収入額の国分(2/3)の約8割 (収入額の2/3は国の一般財源であるが、税創設及び運用の経緯から約8割(77.5%)相当額は道路財源とされている) 例) 自家用乗用 (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	5,549
	計		34,076
地方	地方道路譲与税 昭和30年創設	地方道路税の収入額的全額(揮発油税と併課される) 58/100: 都道府県及び指定市 42/100: 市町村 [地方道路譲与税法 第2条]	3,072
	石油ガス譲与税 昭和41年創設	石油ガス税の収入額の1/2: 都道府県及び指定市 [石油ガス譲与税法 第1条]	140
	自動車重量譲与税 昭和46年創設	自動車重量税の収入額の1/3: 市町村 [自動車重量譲与税法 第1条]	3,599
	軽油引取税 昭和31年創設	全額: 都道府県及び指定市 (暫定税率) 32.1円/ℓ (本則税率) 15.0円/ℓ	10,360
	自動車取得税 昭和43年創設	全額 3/10: 都道府県及び指定市 7/10: 市町村 [地方税法 第699条の32] (暫定税率) 取得価額の5% (自家用車) (本則税率) 取得価額の3% (自家用車)	4,855
計		22,026	
合計		56,102	

- 注) 1. 税収は平成19年度当初予算(案)及び平成19年度地方財政計画(案)による。
 2. 暫定税率の適用期限は平成20年3月末(自動車重量税については平成20年4月末)
 3. 地方公共団体の一般財源である自動車税の平成19年度税収は17,477億円、軽自動車税の平成19年度税収は、1,636億円(いずれも平成19年度地方財政計画(案)による)
 4. [] 書きは、諸税の配分割合の根拠法である。

道路事業費の財源構成(H18決算)

岡山県

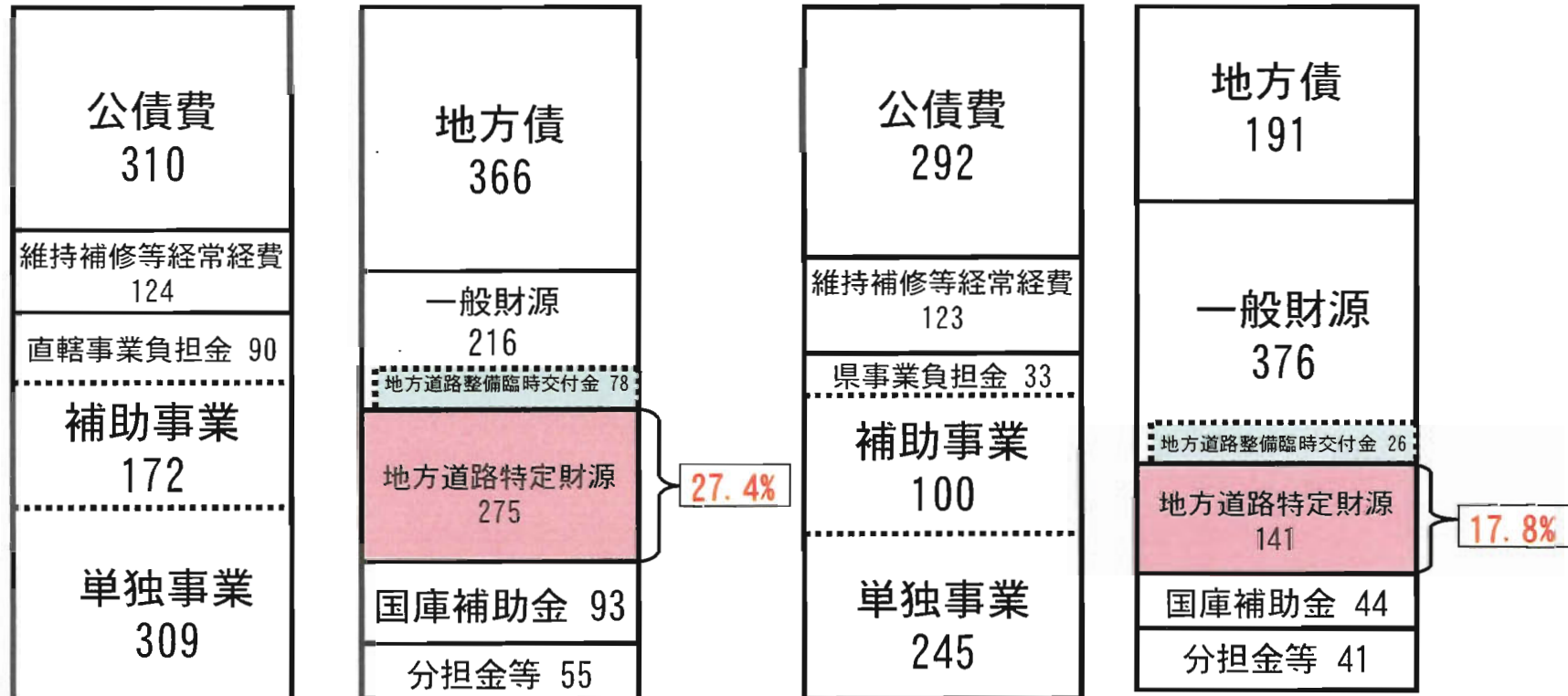
県内市町村

<道路事業費> <財源構成>

<道路事業費> <財源構成>

1,005億円

793億円



暫定税率が廃止された場合の地方への影響

県・市町村とも道路特定財源からの税収が半減する。

道路の維持管理費や起債償還額が固定経費として存在する。

自治体の運営に多大な影響を与える！！

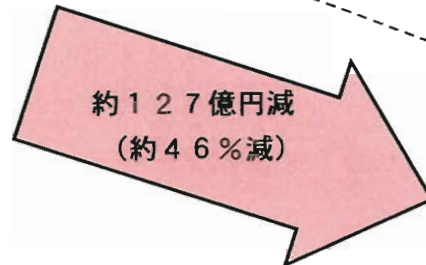
岡山県分

石油ガス譲与税
2.8

約275億円

地方道路譲与税	39.5
自動車取得税	21.4
軽油引取税	211.7

暫定税率適用時
(18年度決算見込)



約148億円

地方道路譲与税	33.4
自動車取得税	12.8
軽油引取税	98.9

暫定税率廃止時
(18年度決算見込)

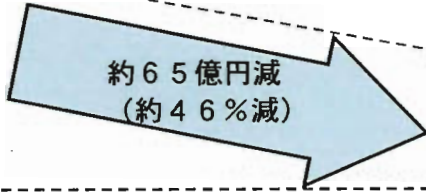
石油ガス譲与税
2.8
自動車取得税
12.8

岡山県内市町村分

約141億円

地方道路譲与税	24.9
自動車重量譲与税	72.3
自動車取得税 (市町村交付金)	44.1

暫定税率適用時
(18年度決算見込)



約76億円

地方道路譲与税	21.1
自動車重量譲与税	28.7
自動車取得税 (市町村交付金)	26.5

暫定税率廃止時
(18年度決算見込)

自動車重量税を半減、
自動車取得税を廃止す
べきとの意見もある

地方分権改革の推進と地方税財源の充実強化 に関する緊急アピール

真の地方分権を確立するためには、国と地方の役割分担の根本的な見直しを行った上で、その役割分担に応じた事務・権限及び税財源の再配分を一体的に行うことによって地方の自治体経営における自主性、自立性を高めることが不可欠である。

しかしながら、現在政府の地方分権改革推進委員会で進められている議論においては、地方分権改革に対する国の消極的姿勢が顕著であり、「地方が主役の国づくり」を目指す観点からはかけ離れたものとの印象がぬぐえない。

地方自治体は、これまで市町村合併による行政組織の再編統合や国を上回る大幅な定員削減等、行財政改革に懸命に取り組んできたにもかかわらず、地方交付税の大幅な削減により、地方の財政状況は軒並み厳しいものとなり、必要な施策の展開にも財政面から強い制約を受けている状況にある。

国におかれては、我々が求める地方分権改革の意義や地方分権改革推進法に定める基本理念を十分に認識され、途半ばにある地方分権改革について次の事項を一体的に推進し、かつ早期に実現するよう、岡山県自治体代表者会議として緊急にアピールを行うものである。

1 地方政府の確立を目指した地方分権改革の推進

地方分権改革推進委員会が「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」の中で述べた「地方政府」の確立を目指し、「地方が主役の国づくり」という観点から国と地方の役割分担を根本的に見直し、さらなる国から地方への権限及び事務事業の移譲を進め、併せて国の地方支分部局等を廃止、縮小することにより、国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化を推進すべきである。

また、地方の自己決定、自己責任の原則を確立するため、国による関与、義務付け等の廃止・縮小、国庫補助負担金の廃止を積極的に進めるとともに、条例制定権を拡大し、地方が担う事務について自らの権限と責任において執行することができるようにすべきである。

2 地方交付税の総額確保

平成 20 年度予算編成に向けて、地方にとって何よりも重要なのは、必要な地方税、地方交付税等の地方一般財源総額の確保である。

地方交付税の削減により、地方の財政状況は軒並み厳しいものとなり、必要な施策の展開にも財政面から強い制約を受けている状況にある。大きな問題となっている地域間の格差是正等の課題の解決に向け、地方が自主的・主体的に取り組んでいくことを可能にするには、それに応じた財源がなければならず、そのためには地方税、地方交付税等の地方一般財源総額の増額が図られなければならない。

3 地方税源の充実強化と偏在是正

地方分権の観点からは、国と地方の歳出比が 4 : 6 であることを踏まえ、今後、国税と地方税の税源配分を 5 : 5 とする地方税源の充実強化が図られることが必要である。その際には、地域間の税収の偏在が小さな基幹税目である地方消費税などの充実によって、できる限り偏在度の小さい地方税体系を構築していくことが重要である。

また、近年、地方法人二税の税収が急速に回復していることなどを背景に、地域間の税収の差が拡がり、財政力格差が拡大する傾向にあることを踏まえれば、税収偏在の是正に早急に取り組むことが必要である。

具体的な偏在是正の方法としては、一部に地方法人二税を人口等の基準により地方団体間で再配分するという主張があるが、これは受益と負担という地方税の基本原則との関係で問題があり、地方税改革のあるべき方向からすれば、国税である消費税と地方法人二税の一部を入れ替える税源交換が、適当な手法であると考えられる。なお、この際には、偏在是正を行った結果、一方で地方交付税が減少し、地方税財源全体として縮小することがないように、適切な措置が取られなければならない。

4 道路特定財源の安定的な確保

地方が自立した活力ある地域づくりを進めるためには、地方の主体的かつ着実な道路整備が不可欠であり、地方にとって真に必要な道路整備を中期計画に確実に盛り込むとともに、道路特定財源については、現行の暫定税率を堅持し、地方の道路整備を着実に進めるための財源を安定的に確保すべきである。

また、地方の道路整備は道路特定財源だけでは賄っていない状況に鑑み、道路特定財源の地方への配分割合を高めるなど、地方における道路整備財源の充実に努めるべきである。

平成19年11月16日

岡山県自治体代表者会議

岡山県知事	石井正弘
岡山県議会議長	天野学
岡山県市長会会長	井手紘一郎
岡山県市議会議長会会長	宮武博
岡山県町村会会長	重森計己
岡山県町村議会議長会会長	西山宣治

地方分権改革推進に関する決議

—— 地方自治の確立と地方交付税の充実強化 ——

地方分権改革の目標は、中央集権型のシステムからの転換を図ることにより、人々の暮らしを支える公共サービスを提供する地方の役割をより拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会、地域の個性を活かした多様性と創造性にあふれた社会を実現することにある。

今、多くの地方で高齢化と人口減少が同時進行する一方で、経済のグローバル化等により、中央と地方の間では格差が拡大している。しかし、格差拡大のもう一つの要因は、地方交付税が大幅に削減されたことにある。多くの地方公共団体では住民に身近な公共サービスや地域活性化のための独自施策を断念せざるを得ない状況に陥っている。

地方はこれまで行財政改革に懸命に取り組み、国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきた。もはや歳出の削減努力だけで住民の暮らしを支えるのは限界に達している。この実情を直視し、地方交付税等総額を還元・増額し、財源保障・財源調整の両機能を回復させ、地域間格差の是正を早期に図るよう強く求める。

我々は、以下の事項の実現を強く要請し、地方自治の確立に向け一致団結し、改革を力強く推進していくことを決議する。

1 第二期地方分権改革の推進

(1) 地方税源の充実と偏在是正

自立した地域をつくるためには、国から地方への税源移譲等により、地方の財政基盤を確立するとともに、受益と負担の関係を明確にしておくことが不可欠である。

こうした観点から、国と地方の事務の配分割合に税源の配分を近づけるよう、国と地方の税源配分をまずは5：5にすることを目指し、国から地方への税源移譲を進め、並行して地方消費税の充実などにより税収の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。

(2) 国と地方の役割分担の見直し

国と地方の役割分担を大胆に見直し、地方で行うべきものについては、事務・権限と財源を一体的に移譲すること。

(3) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

国の地方支分部局の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小、国庫補助負担金総件数の大幅削減によって国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。

(4) 自治体の自立(自律)と連帯を進める「地方共有税」の導入

「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更し、地方固有の共有財源であることを明確にすること。

(5) 「(仮)地方行財政会議」の法律による設置

地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見が反映されるよう「(仮)地方行財政会議」を法律により設置すること。

2 平成20年度予算編成等における地方税財源の充実

(1) 地方交付税の復元・増額と機能回復

社会保障関係の経費が増大し続けるなか、住民生活が守られるよう、地方財政計画に地方の単独事業を中心とした財政需要を適切に反映した上で、地方交付税を復元・増額し、財源保障・財源調整の両機能の回復を図ること。

また、「頑張る地方応援プログラム」の財源については、地方交付税の本来の機能を損なわないよう別途確保すること。

(2) 地方税源の充実強化と税制の原則を踏まえた偏在是正

地方税の偏在是正は早急に実現すべき課題である。しかし、政府内において検討されている法人二税を「地方団体間で再配分する」、「国が一括徴収し地方団体に配分する」などの案は応益負担など地方税の基本原則に反し、また地方税源を充実するという地方分権の流れにも逆行するものであり、到底受け入れられるものではない。

検討に当たっては、地方税の基本原則を踏まえ、地方の税源涵養インセンティブの確保などに十分配慮して行うべきであり、地方消費税まで含めた幅広い検討を行うこと。

(3) 道路特定財源の確保と地方への配分強化

地方が必要な道路整備を行うに当たって、自動車関係諸税は、貴重な道路整備の財源となっていることから、その趣旨を踏まえ一般財源化することなく、現行の税体系を維持するとともに、来春適用期限が来る暫定税率について現行水準を維持すること。

また、道路特定財源のみでは必要な道路整備のための財源が不足している地方の現状に鑑み、道路特定財源の地方への配分割合を高めるなど、地方における道路整備財源の充実に努めること。

平成19年11月19日

地方六団体

(地方自治確立対策協議会)

全国知事会

全国都道府県議会議長会

全国市長会

全国市議会議長会

全国町村会

全国町村議会議長会

地方分権推進連盟